

2026

ディスクロージャー誌

2025.04.01-2026.03.31

ソニー損害保険株式会社



価値ある「違い」で安心と感動を

私たちは、お客さまにとって価値ある「違い」の創出に挑戦し、
安心と感動をお届けすることで、
一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現に貢献します。

はじめに

トップメッセージ	2
トピックス	4
ソニーフィナンシャルグループ	8

サステナビリティ

ソニーフィナンシャルグループのサステナビリティ	10
ソニー損保のサステナビリティ	13

経営について

お客さま本位の業務運営の取組み	22
お客さまの声への取組み	24
代表的な経営指標	27
事業の概況	31
コーポレート・ガバナンス	34
コンプライアンス	36
リスク管理	38
個人情報保護および情報セキュリティへの取組み	41
情報開示	43

商品・サービスについて

保険のしくみ	44
販売・勧誘方針	46
商品ラインアップ	47
保険金お支払いとサービス体制	50
ご契約者向けサービス	56

データ編

主要な経営指標等の推移	58
事業の概要	59
経理の状況	66

会社の概要

株主・株式の状況	82
取締役・監査役および執行役員一覧	83
会社の組織	84
従業員の状況	85

開示項目一覧	86
--------	----

ディスクロージャー資料

ソニー損保の最新のディスクロージャー誌をご確認いただけます。

<https://www.sonysonpo.co.jp/company/fr05020.html>



*本誌は、保険業法第111条に基づき、ソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、財務情報などを紹介させていただくために作成したディスクロージャー誌です。ソニー損保についてご理解いただく上で、お役に立てていただければ幸いです。

*本誌における代表的な経営指標、事業の概況、データ編の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は記載単位未満を四捨五入して表示しています。

*「ソニー」および「SONY」、ならびにそれらの関連商標(文字およびロゴ)は、ソニーグループ株式会社の登録商標または商標です。
本誌に掲載されている商標「おりても特約」、「SURE」、「コエキク改善レポート」、「GOOD DRIVE(文字およびロゴ)」および当社のビジョン“価値ある「違い」で安心と感動を”はソニー損保の登録商標です。(2026年7月1日現在)
このほか、本誌に掲載されている会社名・製品名・サービス名はそれぞれ各社の商標、登録商標もしくは商号です。

*本誌では、社名表示に次の略称を使用している箇所があります。
ソニー生命保険株式会社→ソニー生命 ソニー銀行株式会社→ソニー銀行

トップメッセージ

平素よりソニー損保をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

はじめに

近年、自然災害が頻発化・激甚化し、2025年度も大雨や強風、大雪などの自然災害が日本各地で相次ぎました。被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

事業を取り巻く環境をみると、昨今の世界経済は、各国における通商政策の変化、貿易摩擦の高まりなどを背景に、地政学リスクが増大しています。また、森林火災や厳しい熱波等の気候関連災害の増加等により、先行き不透明な状況が続いています。日本経済は、企業収益が堅調に推移していますが、円安に伴う物価上昇による家計負担の増加などの影響で、個人消費の回復は緩やかなものとなっています。

損害保険業界においては、自然災害の頻発や激甚化、物価上昇に伴う修理費や部品代の上昇等により保険金の支払いが増加するなど、厳しい事業環境が続いています。企業へのサイバー攻撃も相次いでおり、セキュリティ対策の強化も重要な責務となっています。また、情報漏えいなど損害保険業界全体のコンプライアンスに対する姿勢が厳しく問われる事態が断続的に生じ、保険業法等が改正されるなど、お客さまと社会からの信頼回復に向けた取組みの徹底が求められています。

こうした環境の中、当社はダイレクト保険会社として、合理性・独自性のある商品や高品質なサービスの提供に尽力し、常にお客さまに寄り添う保険会社であることを心がけ、お客さま本位の姿勢やコンプライアンスの一層の徹底を図り事業を運営してまいりました。

2025年度の業績

損害保険業界を取り巻く厳しい事業環境においても、当社は積極的なマーケティングや適切な保険料の設定、事業の効率化などの取組みを推進し、堅調に業績を伸ばしています。

主力商品である自動車保険、火災保険の契約件数および保険料収入の拡大により、2025年度の経常収益は前年度比13.3%増加の1,913億円、経常利益は前年度比73.9%増加の125億円となりました。

2025年度の主な取組み

2025年度も、お客さまにとって価値のある商品やサービスの提供に向けて取組みました。

商品面では、自動車保険における故障時のレンタカーに関する補償拡充、火災保険における床上浸水時の損害保険金先行払い導入や築25年以上の築年別料率区分の細分化など、商品力の強化に取組みました。また、2025年11月からは新たにペット保険^(*)の販売を開始し、幅広いお客さまのニーズにお応えできるよう商品ラインアップの拡充も実施しました。

サービス面では、自動車保険において、ご契約のお車が強い衝撃を受けた際にソニー損保にスムーズにご連絡いただけるよう、契約者用の「緊急時サポート」アプリに衝突検知機能を追加しました。契約のお手続きについても、自動車保険や火災保険において、ウェブサイト画面をお客さまと共有して見積りや申込みをサポートする「一緒に見積サポート」の強化や、海外旅行保険において保険料支払へのコード決済サービス導入など、利便性向上にも努めました。

商品やサービスの強化とあわせ、販売面としては、より多くのお客さまに当社の商品やサービスをお届けできるよう自動車保険と火災保険について他社との提携商品を開発・提供するほか、ペット保険については、2026年1月からソニー生命のライフプランナーを通じた販売も開始しています。

また、引続きテレビCMやウェブ広告等、多様なマーケティングの積極的な展開により、契約件数の伸長を図りました。

こうした取組みの結果、外部調査機関による顧客満足度調査において、主力商品である自動車保険、火災保険ともに、継続的に大変高い評価をいただいております。

(*) ペット保険は、ソニー損保とアニコム損害保険株式会社が引受保険会社となる共同保険です。

サステナビリティの取組み

当社が一員となっているソニーフィナンシャルグループのビジョン「感動できる人生を、いっしょに。」のもと、当社では“価値ある「違い」で安心と感動を”をビジョンとして掲げています。お客さまにとって価値ある「違い」の創出にこだわりを持ち、お客さまへの安心と感動の提供を通じて、一人ひとりが豊かに暮ら



せる社会の実現に貢献できるよう、サステナビリティを重要な経営課題の一つと捉え、取組みを進めています。

当社の事業を通じた取組みとして、AI活用により安全運転をサポートする「GOOD DRIVE アプリ」の提供や、降ひょうの可能性がある地域にお住まいの自動車保険ご契約者に事前にメールで被害回避策をご案内する「降雹(ひょう)アラートサービス」の提供による減災・防災の取組みなど、テクノロジーも積極的に活用しつつ、お客さまの声をもとに改善を重ねていくことで、お客さまに一層ご満足いただけるサービスの提供に尽力しています。

また、気候変動問題への対応として、温室効果ガス(GHG)排出量削減に向けた使用電力の100%再生可能エネルギー化の継続や、グループのESG投資方針に基づく投資の実行のほか、ダイバーシティの取組みとして、従業員の働きやすさ向上や女性活躍推進、健康経営優良法人認定企業としての継続的な健康経営の取組みの推進などにも注力しています。

アクセシビリティについても、ウェブアクセシビリティ改善や高齢のお客さまへの配慮、インクルーシブデザインの導入によるお客さま向け文書の改善など、各種の取組みを積極的に推進しています。

引き続き、持続可能な社会の実現に貢献できるよう、当社の事業活動がさまざまなステークホルダーの皆様や地球環境に与える影響にも十分に配慮して取組みを進めてまいります。

最後に

2026年度は、ソニーフィナンシャルグループで策定する3ヵ年中期経営計画の最終年度で、次の3ヵ年計画を策定する年度となります。当社もグループの一員として中期経営計画の目標達成とさらなる成長に向け、当社の強みである高品質なサービスと合理性・独自性のある商品の提供、データを活用したマーケティング強化による顧客基盤拡大、生産性の高い効率的な事業運営の促進を図るとともに、商品や市場における新たな領域への挑戦、AIをはじめとするDX推進などの各種取組みも加速してまいります。また、マーケティングの知見の共有などグループ各社との連携強化等を通じて、グループ全体の成長にも貢献していく所存です。

2025年9月のソニーフィナンシャルグループの上場を経て、当社としても、より一層お客さまをはじめとするステークホルダーの皆様から信頼していただけるよう、コンプライアンスやガバナンスの徹底、サステナビリティの取組みの推進などを通じ、選んでいただけるダイレクト保険会社として成長を持続すべく、全社一丸となって取組んでまいります。引き続き、ご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年7月

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長 鈴木隆行

商品・サービスのさらなる充実

お客さまに信頼され選んでいただけるよう、快適で価値を感じていただけるサービスや商品の提供に、全社一丸となって取り組んでいます。

・自動車保険

2026年1月1日以降を保険始期日とするご契約を対象に、「故障補償特約(搬送時)」の支払対象となる故障損害に伴い借り入れたレンタカー費用を「事故時レンタカー費用特約」で補償できるように改定しました^(※1)。また、従来「故障補償特約(搬送時)」で補償対象外としていた、消耗部品や油脂類の交換・補充費用について、「故障補償特約(搬送時)」の支払対象となる故障損害が発生した場合に、その故障修理に伴い消耗部品や油脂類を交換・補充したときの費用を補償できるように改定しました。

ロードサービスでは、「応急作業サポート」におけるオイル漏れ時の点検・補充作業および冷却水補充作業の無料化、「修理後搬送サポート(引取り費用サポート)」における修理後引取り費用の上限引上げを行うなど、サービス拡充に努めました。

そのほか、2025年11月から株式会社クレディセゾンと、クレディセゾン発行のセゾンカード・UCカード会員様^(※2)を対象に、永久不滅ポイントが最大4倍貯まる「セゾンの自動車保険 by ソニー損保」の提供を開始しました^(※3)。

(※1)「故障補償特約(搬送時)」と「事故時レンタカー費用特約」の両方を付帯してご契約いただいている場合に限りです。

(※2)クレディセゾンが発行する、永久不滅ポイントが貯まるセゾンカード・UCカード会員様のみご加入いただけます(法人カード除く)。

(※3)ソニー損保の自動車保険に契約されていないお車が対象です。



・火災保険

2025年10月1日以降を保険始期日とするご契約を対象に実施した商品改定では、建物の築年によるリスク実態を反映するため、従来の築年別料率区分の「築25年以上」を細分化しました。また、自然災害が頻発している状況を鑑み、水災時の当座資金ニーズにお応えできるよう、水災によって床上浸水を被った場合、損害額の確定に先行して損害保険金の一部をお支払いできるようにしました。

また、2026年10月1日以降を保険始期日とするご契約を対象に実施した商品改定では、個人賠償責任補償特約について、他人から預かったものに損害を与えてしまった場合や盗まれてしまった場合にも保険金をお支払いできるようにします。

そのほか、2026年3月から、日本航空株式会社(JAL)がサービスを提供するJALマイレージバンク会員を対象とした「JALの保険」の第4弾として、保険料のお支払いによってマイルが積算される「JALのマイルがたまる火災保険 by ソニー損保」の販売を開始しました^(※4)。

(※4)すでにソニー損保で契約中の火災保険を本商品へ変更することはできません。

・海外旅行保険

2025年5月28日以降のお申込みを対象に、保険料のお支払いにコード決済も選択いただけるようにしました^(※5)。

(※5)保険料が10万円以上の場合はクレジットカードまたはデビットカードによるお支払いのみとなります。

・ペット保険

2025年11月から、アニコム損害保険株式会社と共同でインターネット専用のペット保険の販売を開始しました。補償割合が70%もしくは50%の2つのプランで、どちらのプランも通院・入院・手術を年間の限度日数・限度回数まで補償します。補償割合が70%のプランについては年間最大補償額が業界最高水準^(※6)で、手厚い補償を提供します。

(※6)年間最大補償額は、通院・入院・手術に支払われる年間上限保険金額の合計です。水準は、ペット保険を販売している損害保険会社(少額短期保険業者を除く)の支払割合70%プランを比較しています(2025年10月27日ソニー損保調べ)。

商品・サービスの特長をお客さまにお伝えするために

当社の商品やサービスの特長をより多くのお客さまに分かりやすくお伝えするため、テレビCMをはじめ、インターネットのバナー広告や動画広告、XやInstagram、note等のソーシャルメディアの公式アカウントを通じたコミュニケーションなど、積極的なマーケティングを展開しています。

【主なCM】

● 自動車保険

俳優の阿部寛さん、女優の内田有紀さんを起用した自動車保険の新CMを放映しています。(阿部寛さんのCMシリーズは2026年4月から、内田有紀さんのCMシリーズは2025年12月から)



阿部さんがソニー損保の社員役を演じるCMシリーズ



内田さんが出演する「プレゼンター内田さん」CMシリーズ

● 火災保険

俳優の玉木宏さんを起用した火災保険の新CMを、2026年3月より放映しています。



玉木さんが出演する「動じない玉木さん」CMシリーズ



● ペット保険

俳優の玉木宏さんを起用したペット保険の新CMを、2025年11月より放映しています。

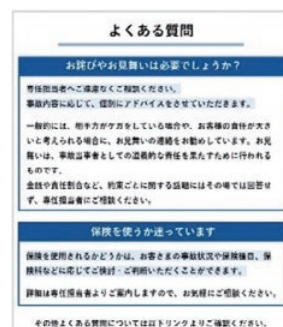


玉木さんが出演する「ワン! ダブル」CMシリーズ

事故対応および保険金支払サービスの強化

契約されたお客さまの万一のときを確実にサポートできるよう、2025年4月以降も事故や災害発生時の対応体制等の一層の強化を図っています。

自動車保険では2025年6月より、事故受付後に、「お客さまが行うべきこと」および「よくある質問」を明記したウェブページを提供することにより、初期段階においてお客さまが抱く不安の解消を図るサービスを開始しました。



契約手続における利便性向上

お客さまの利便性向上に向け、ウェブサイトの機能拡充や使いやすさ向上への取組みを進めています。

• ウェブサイトの操作・手続きのサポート

自動車保険・火災保険のご契約のお申込みや変更のお手続きを検討されているお客さま向けに、ウェブサイト画面を共有して見積りや申込みをサポートするサービス「一緒に見積サポート」をご用意しています。オンライン手続きでの不安を解消し、代理店での対面接客のような安心感を提供できるように努めています。



☞「一緒に見積サポート」については、ウェブサイト(<https://www.sonysonpo.co.jp/share/mypage/pep04400/pep04400.html>)をご覧ください。

• 火災保険契約における補償のご案内強化

火災保険の補償内容一覧のページに、各補償の概要や、補償される例を追加し、補償の概観や全体像がより分かりやすくなるように改善しました。



サステナビリティへの取組み

当社では、重要な経営課題の一つとしてサステナビリティの取組みを推進しています。

• 減災・防災に向けた情報提供

2025年5月から、自動車保険をご契約いただいているお客さまに、株式会社ウェザーニューズの降ひょうの予測データを活用して、降ひょうのリスクが高まった際に事前にメールでお知らせする「降雹(ひょう)アラートサービス」を提供しています。

アラートメールでは、降ひょうのリスクだけでなく、お客さまの被害を少しでも減らすことができるよう、被害を回避するための具体的な方法も合わせてご案内します。また、車両保険をご契約いただいているお客さまには、翌日にメールで当社への保険金請求のご連絡を促し、迅速かつ確実なサポートの提供を目指します。

• 公式サイト「サステナビリティページ」の充実

サステナビリティに関する情報開示の強化に向け、公式ウェブサイト「サステナビリティページ」において、アクセシビリティ推進担当者メッセージの掲載、ESG投資実績の四半期毎の開示などを実施しました。また、お客さまの状況にかかわらず保険サービスをご利用いただけるよう、サービス・機能についてご案内するページ「すべてのお客さまのためのサービス・機能のご案内」を用意し、公式サイトのトップページからご確認いただけるようにするなど、アクセシビリティの向上に努めました。

・すべてのお客さまのためのサービス・機能のご案内(<https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/accessibility/accessibility-services/>)

社会から必要とされ信頼される企業であり続けられるよう、引き続きサステナビリティに関する取組みを一層推進するとともに、適時適切な情報の開示に努めます。

DX(デジタルトランスフォーメーション)の積極的活用による顧客価値のさらなる向上

サービスのさらなる拡充と、品質および利便性の一層の向上を図るべく、テクノロジーを活用し、お客さまによりご満足いただけるサービスの提供に尽力しています。

・自動車保険契約者向け「緊急時サポート」アプリに衝突検知機能を追加

2025年10月より、自動車保険ご契約者の万一の事故時のサポートをさらに強化するため、以前より提供している「緊急時サポート」アプリに、衝突検知機能を追加しました。

これにより、ご契約のお車が他物との衝突などにより強い衝撃を受けたことを「緊急時サポート」アプリが検知したときは、スマートフォンに表示されるプッシュ通知をタップすることで、ソニー損保に事故のご連絡と事故受付に必要な情報の伝達ができるようになりました^(※7)。

(※7) 本機能のご利用には、「緊急時サポート」アプリの設定画面で、「衝突検知機能の設定」を行っていただく必要があります。また、本機能は、衝突検知機能を設定した「緊急時サポート」アプリ搭載のスマートフォンを、運転時にご契約のお車に持ち込んでいただいた場合にご利用いただけます。



衝突検知から事故連絡までの流れ

外部調査機関による評価

当社の強みである「高品質なサービス」や「合理性・独自性のある商品」は、外部調査機関による顧客満足度調査や表彰制度において高い評価をいただいています。

〈外部調査機関による顧客満足度評価や、表彰制度による受賞実績の一例〉

・自動車保険

2026年 オリコン顧客満足度® 調査
自動車保険 ダイレクト型
9年連続総合第1位^(※8)



NTTコム オンライン
NPS® ベンチマーク調査2025
ダイレクト型自動車保険部門
6年連続第1位^(※9)



・火災保険

2026年 オリコン顧客満足度® 調査
火災保険
7年連続総合1位



日経BP
『日経トレンディ』2026年5月号
「保険大賞2026」火災保険部門 大賞

(※8) 2018年～2023年は「自動車保険」、2024年～2026年は「自動車保険 ダイレクト型」における総合1位として受賞

(※9) NPS®ベンチマーク調査は、NTTドコモビジネスX株式会社(旧NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社)により実施。

Net Promoter®およびNPS®は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズ(現NICE Systems, Inc)の登録商標。

ソニーフィナンシャルグループ

ソニー損保が一員となっているソニーフィナンシャルグループは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルグループ株式会社と、当社、ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社などから構成される総合金融サービスグループです。



ソニーフィナンシャルグループ 企業理念体系

Our Vision 私たちのありたい姿

感動できる人生を、いっしょに。

Our Values 私たちの価値観

想いに寄り添う。

お客様の想いや声に自ら寄り添う姿勢が、
お客様一人ひとりの感動を支える。

自分らしさを磨く。

自らの感動体験や自分らしさを尊重し磨くことが、
お客様一人ひとりの感動を支える。

一歩前へ。

自ら一歩踏み出す挑戦が、
お客様一人ひとりの感動を支える。

フェアであり続ける。

自らの誠実な姿勢とフェアな判断の積み重ねが、
お客様一人ひとりの感動を支える。

Our Foundation 私たちの事業における礎

感動できる人生を支える3つの寿命

感動寿命

自分らしく生きる

資産寿命

経済的な健全性

健康寿命

生きる土台

グループ体制図（主要子会社）（2026年4月1日現在）

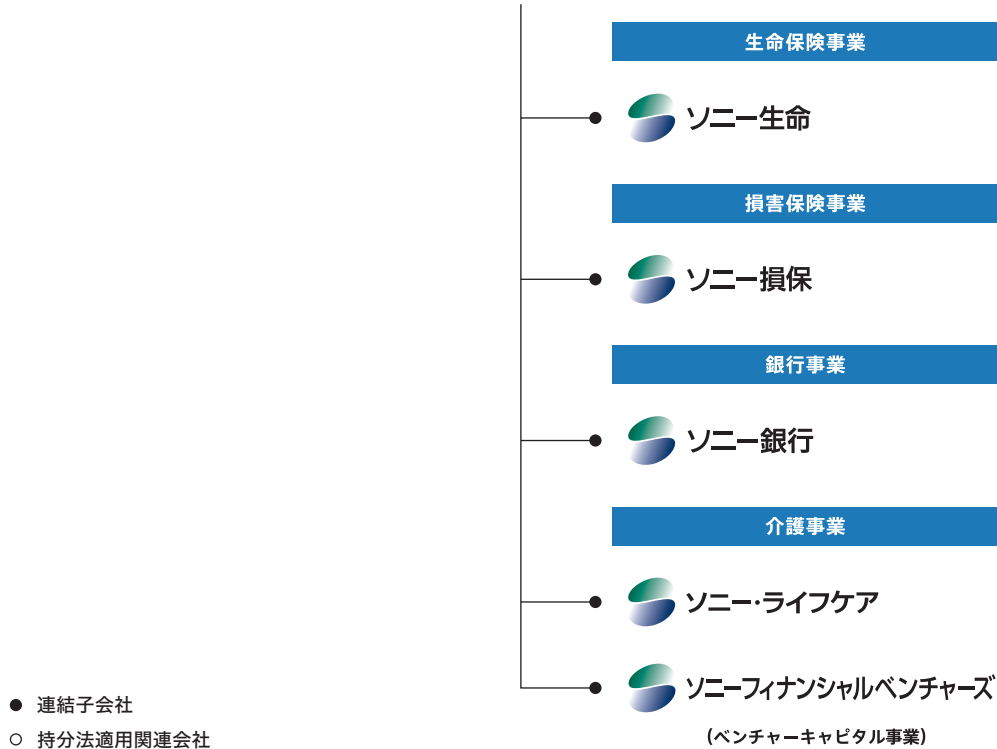
SONY

ソニーグループ（株）



ソニーフィナンシャルグループ

ソニーフィナンシャルグループ（株）



※2026年6月25日開催のソニーフィナンシャルグループ株式会社（SFGI）の定時株主総会において、人的関係に基づく重要な影響力が解消され、SFGIはソニーグループ株式会社（SGC）の持分法適用関連会社に該当しないこととなりました。
なお、SGCによるSFGI株式の保有状況やソニーブランドに係る商号・商標使用許諾契約を含むSFGIとSGCとの取引関係、ならびに両社の事業上の関係性に実質的な変更はありません。

主なソニーフィナンシャルグループ各社の特長

● ソニーフィナンシャルグループ株式会社

金融グループ各社を統括する持株会社として、グループシナジーの最大化を目指し、グループ一体での価値創出をリードしています。

● ソニー生命保険株式会社

お客さま一人ひとりのライフプランに基づく最適な保障をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生涯にわたってお客さまの人生をサポートしています。

● ソニー銀行株式会社

個人のためのインターネット銀行です。資産運用を中心とした質の高い金融商品・サービスのほか、利便性の高い住宅ローンなどを提供しています。

● ソニー・ライフケア株式会社

お客さま一人ひとりの安心・安全と、その方らしい生活を第一に考える介護サービスを提供しています。

ソニー損保と主なソニーフィナンシャルグループ各社との連携

ソニー生命のライフプランナー（営業社員）は、2001年5月からソニー損保の自動車保険、2021年10月からソニー損保の火災保険、2026年1月からソニー損保のペット保険を販売しています。ソニー銀行では、2004年10月からソニー損保の火災保険、2023年2月からソニー損保の自動車保険と海外旅行保険を販売しています。また、ソニー損保のウェブサイトやメールなどでソニー生命やソニー銀行の商品を紹介するほか、ソニー生命やソニー銀行のウェブサイトでソニー損保の商品を紹介するなど、相互連携を図っています。

ソニーフィナンシャルグループとソニーグループとの連携

ソニーフィナンシャルグループの各社は、ソニーグループの先進的な技術を活かした連携を強化しています。また、ソニーグループの一員として、社会貢献活動・環境保全活動におけるソニーグループ全体の取組みへも参加しています。

ソニーフィナンシャルグループのサステナビリティ

ソニーフィナンシャルグループのサステナビリティの考え方

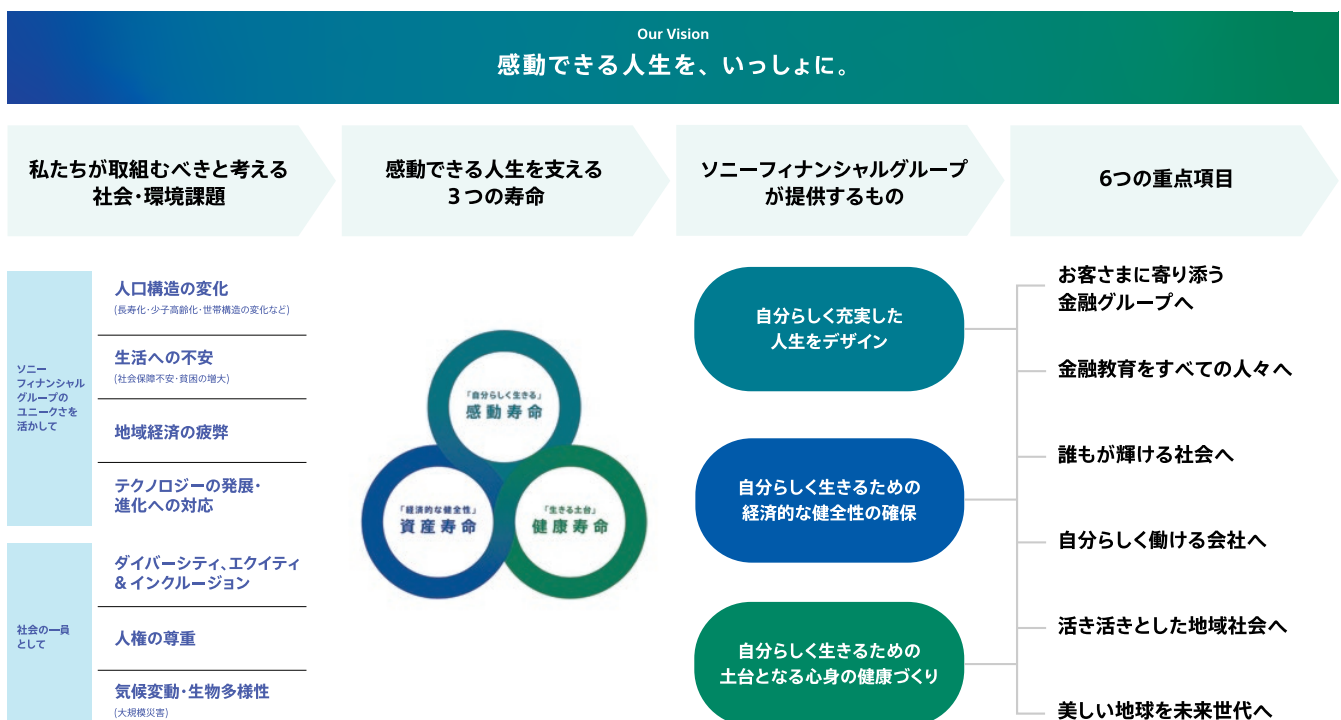
ソニーフィナンシャルグループは、私たちのありたい姿(Our Vision)として「感動できる人生を、いっしょに。」を掲げ、感動できる人生を支える3つの寿命として、“感動寿命(自分らしく生きる)”“資産寿命(経済的な健全性)”“健康寿命(生きる土台)”を私たちの事業における礎(Our Foundation)と位置づけています。

これらの考えのもと、ソニーフィナンシャルグループ各社の事業を通じた取組みにより、「自分らしく生きる人」を支えるとともに、「人」を取巻く「社会」・「環境」の課題解決に貢献し、持続可能な社会の実現と企業価値向上に努めてまいります。

取組むべき社会・環境課題と6つの重点項目

ソニーフィナンシャルグループは、「人口構造の変化」「生活への不安」「地域経済の疲弊」「テクノロジーの発展・進化への対応」「DE&I」「人権の尊重」「気候変動・生物多様性」を特に解決を目指すべき社会・環境課題として定めています。ソニーフィナンシャルグループのユニークさを活かし、社会の一員として、重点課題への取組みを通じて社会的価値を創造し、「感動できる人生」の実現に貢献していきます。

☞ 取組むべき社会・環境課題と6つの重点項目の詳細は、本誌11ページをご覧ください。



《取組むべき社会・環境課題と6つの重点項目》



1. お客さまに寄り添う金融グループへ

大きな社会の変化や生活への不安に立ち向かい、「自分らしく生きる」を実現するためには、将来に向けて前向きで自分らしい人生をデザインし、生きがいを通して日々のワクワク感・幸福感を感じられることが重要だと考えます。

私たちは、お客さま一人ひとりに合わせた付加価値の高い商品やテクノロジーを活用したサービスによる顧客体験価値の向上を通して、お客さまの「自分らしく生きる」選択をサポートいたします。



2. 金融教育をすべての人々へ

子どもたちが将来に向けて前向きに人生を考え、自分らしい生き方を選択できること、何歳になっても心が躍動し続ける充実した人生を過ごせるためには、自分の夢やありたい姿を描き、計画すること、お金の大切さやお金との正しい付き合い方を学び、資産形成の難しさ・楽しさを学ぶことが重要だと考えます。

私たちは青少年・社会人の皆さま向けの金融教育活動、人生のウェルビーイング向上を目指す金融エデュテインメント※等の取組を通して、すべての人々の「自分らしく生きる」を応援いたします。

※エデュテインメント：Education（教育）とEntertainment（娯楽、エンタテインメント）を掛け合わせた造語。



3. 誰もが輝ける社会へ

「自分らしく生きる」には、誰もが商品やサービスを自ら選択できることが重要です。そのためには、年齢や障がいなど個人の特性や能力・環境にかかわらず、すべてのお客さまに私たちの商品やサービスにアクセスできる環境を提供することが必要だと考えます。

私たちは、アクセシビリティ※向上をサステナビリティ推進に欠かせないテーマの一つと位置づけ、共通のポリシーのもと、アクセシビリティ向上に取組み、すべてのお客さまに快適なサービスをご利用いただくことで誰もが輝ける社会の実現を目指します。

※アクセシビリティ：年齢、身体、環境などに関係なく、誰もが機器やサービスを簡単に利用できること。



4. 自分らしく働ける会社へ

多様な価値観や属性を持つ社員一人ひとりに、公平・公正な成長機会と自身の能力を最大限に発揮できる職場環境を提供することが、社員一人ひとりにとって「自分らしく生きる」ために必要だと考えます。

私たちは、すべての社員に自分らしく働き、輝く機会を提供するため、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）を推進していきます。また、ソニーフィナンシャルグループ行動規範に基づき、人権を尊重し、誠実に事業活動を行うことを推進していきます。



5. 生き活きとした地域社会へ

「自分らしく生きる」ためには、人々が楽しく暮らし、学び働ける、生き活きとした地域社会という土台があることが重要だと考えます。

私たちは、社会の一員として、社員一人ひとりの積極的な社会貢献活動やグループ一体となった活動を通して、地域社会の活性化や地域社会との繋がり の 拡 充 を 促 進 し て い き ま す 。



6. 美しい地球を未来世代へ

気候変動や生態系を脅かす環境破壊などの環境問題は、すべての人々の「自分らしく生きる」人生に大きな影響を与えるものと認識しています。

私たちは、グループ丸となって、美しい地球環境を守り、未来世代へつなげられるよう、温室効果ガス排出量削減や、生物多様性への対応を着実に実施するほか、責任ある投資家としてESG投融資を推進していきます。

ソニーフィナンシャルグループの取組みとSDGs達成への貢献

ソニーフィナンシャルグループは、ステークホルダーからの期待に応えるとともに、企業価値向上と持続可能な社会の発展の両立を目指します。

また、こうしたサステナビリティ向上に向けた取組みを推進することで、SDGs(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)の達成にも貢献していきます。

- ・ ソニー生命ウェブサイト サステナビリティ
<https://www.sonylife.co.jp/company/sustainability/>
- ・ ソニー損保ウェブサイト サステナビリティ
<https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/>
- ・ ソニー銀行ウェブサイト サステナビリティ
<https://sonybank.jp/corporate/sustainability/>



☞ ソニー損保のサステナビリティの考え方や取組みは、本誌13～21ページをご覧ください。

☞ ソニーフィナンシャルグループのサステナビリティの考え方等の詳細はソニーフィナンシャルグループのウェブサイトをご覧ください。

・ ソニーフィナンシャルグループウェブサイト サステナビリティ (<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/>)

ソニーフィナンシャルグループの環境への取組み

《「ソニーフィナンシャルグループ春日の森」活動》

ソニーフィナンシャルグループは、2025年5月27日に長野県佐久市春日財産区と「森林(もり)の里親」協定※を締結しました。

グループ各社が、美しい地球を未来世代へ残すため、各事業を通じて気候変動、生物多様性および資源の領域におけるさまざまな環境保全活動を推進しており、佐久市春日財産区との協働を皮切りに、里地里山での活動にも積極的に取り組んでいきます。

※長野県の仲介により、社会貢献に意欲のある企業等と森林整備等に意欲を持った地域等が連携して森林活動を展開する制度



ソニー損保のサステナビリティ

ソニー損保のサステナビリティの考え方

ソニー損保は、“価値ある「違い」で安心と感動を”をビジョンに掲げ、先進的で質の高い商品やサービスの提供を通じ、お客さまに安心と感動をお届けすることを目指しています。

また、公共性の高い保険事業を営む上で、健全な経営を推し進めることが重要であると認識し、お客さまや社員、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーや地球環境に与える影響に十分配慮した行動とともに、対話を通じてステークホルダーとの信頼を築くよう努めています。

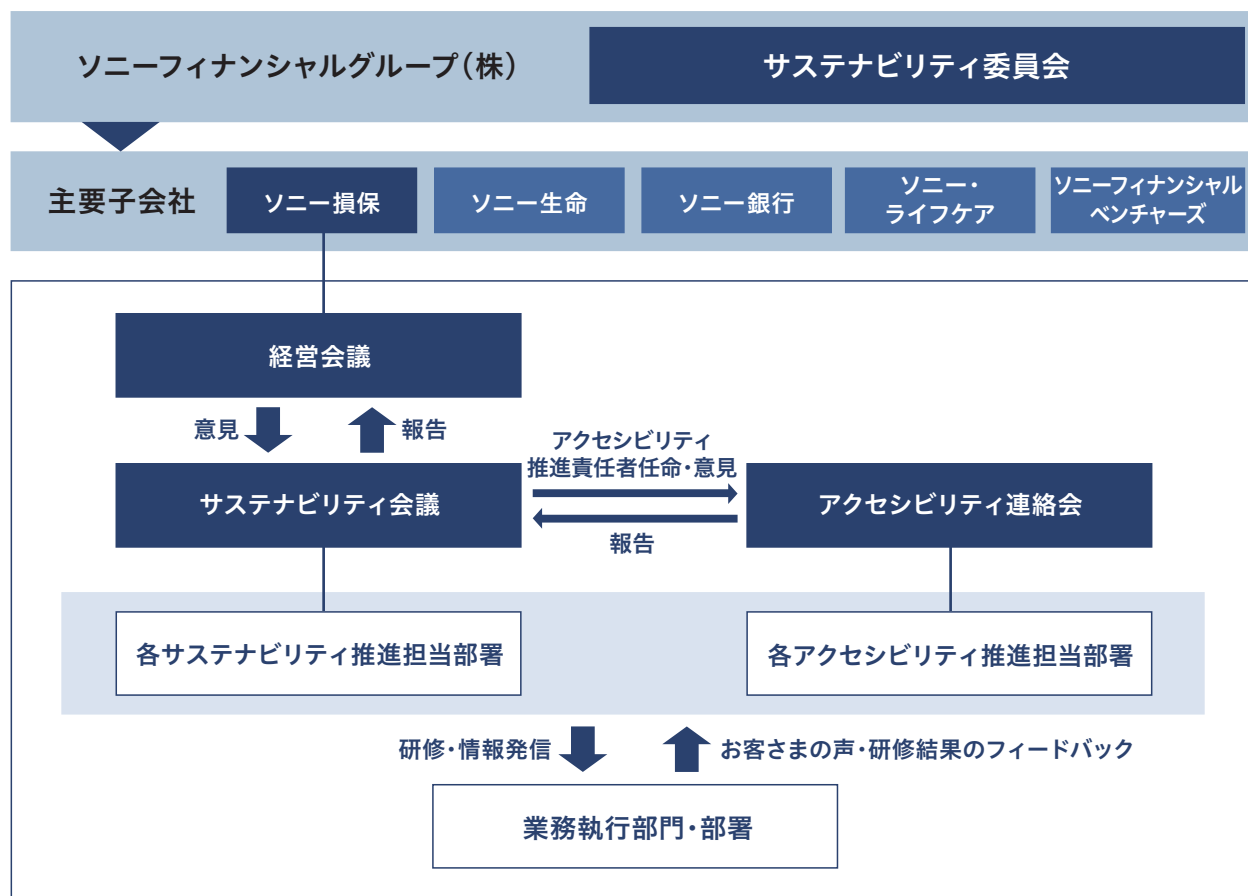
これからも事業を通じた取組みにより、誰もが心豊かに暮らせる持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

☞ ソニーフィナンシャルグループのサステナビリティの考え方や取組むべき社会・環境課題と6つの重点項目は、本誌10～11ページをご覧ください。

サステナビリティ推進体制

社内のサステナビリティを統括するサステナビリティ担当執行役員のもと、組織横断での取組みを強化するために「サステナビリティ会議」を開催しています。

「サステナビリティ会議」のもと、お客さまへのサービス提供を担う各部の社員が参加する「アクセシビリティ連絡会」の運営や、各サステナビリティ推進担当部署との連携などの体制強化を通じ、サステナビリティの取組みの一層の推進を図っています。



商品・サービスを通じた取組み

安心・安全な生活の提供

テクノロジーの活用により、事故リスクが軽減された社会の実現を目指します。



すべてのドライバーに「GOOD DRIVE アプリ」を無料で提供

社会全体の交通事故低減への貢献を加速すべく、運転スコアを計測するスマートフォンアプリ「GOOD DRIVE アプリ」を、当社自動車保険のご契約の有無にかかわらずすべてのドライバーの皆様無料で提供しています。事故リスクの度合い（運転スコア）を可視化することで、事故リスク低減と交通事故の少ない社会の実現への貢献を目指します。



運転アドバイス表示画面

事故リスク低減（運転スコア向上）に向けたアドバイスが確認できます。



走行記録表示画面

走行経路と、運転スコアに影響する操作が行われた場所を、地図上で確認できます。

自動車保険ご契約者への「降電（ひょう）アラートサービス」の提供

降ひょうが予測される市区町村にお住まいの自動車保険をご契約いただいているお客さまに、事前にメールで被害回避策をご案内する「降電アラートサービス」を提供しています。また、車両保険をご契約いただいているお客さまには、被害が発生した場合にスムーズに保険金を請求いただけるよう、ウェブサイトやLINEによる事故受付についてご案内するメールも翌日にお送りします。

生活の利便性の向上

テクノロジーの活用と、人ならではの高品質なサービスの融合により、お客さまにとってより一層快適な保険サービスの提供を目指しています。



契約手続時における各種サービス

お客さまの利便性向上を図るとともに、迅速かつきめ細かなサポートによりスムーズにお手続きいただけるよう、各種サービスを提供しています。

- 各種お手続きページにおいて、お客さまのウェブサイト上での行動に沿って、FAQやウェブチャット利用を案内
- AIチャットボットにより、一般的なお問合せには24時間いつでも迅速に回答
- 当社オペレーターがお客さまとウェブサイト画面を共有し、見積りや申込みをサポートする「一緒に見積サポート」のサービスを用意
- 保険料の支払方法は、クレジットカード、コンビニ払い、銀行振込、インターネットバンキング、スマホ決済などから選択可能^(※1)
- お客さまと当社とのコミュニケーションは、メール、電話、チャットサポート、LINEなど、お客さまのご事情に合わせて選択可能

(※1) ご契約いただく保険商品によっては、一部の支払方法が選択できません。

事故解決、保険金支払時における各種サービス

お客さまに安心して事故解決や保険金のお支払いまでお任せいただけるよう、また、保険金の迅速なお支払いや復旧のサポートによるお客さまの日常の早期回復に向け、サービス体制の一層の強化を図っています。

《全種目共通》

- 担当者、ウェブチャット（LINE経由）でもコミュニケーションが可能
- 手話・筆談サービスや外国語通訳サービスにより、多様なお客さまに安心と高品質な各種サービスを提供

《自動車保険》

- 時間や曜日を問わず、お客さまの万一のときをサポート
 - 24時間365日事故受付
 - 即日安心365サービス（事故受付当日中の初期対応と対応結果のお客さまへのご報告）
 - 24時間365日つながる事故対応（対応中の事故について、24時間お問合せやご相談対応、相手方との示談交渉等を実施）
- 納得感のある事故解決に向けた、お客さまとのドライブレコーダー映像の共有や、「ドライブレコーダー映像のAI解析サービス」の提供
- 車両損害状況の短時間での確認による迅速な保険金支払のため、お客さまや修理工場等とのコミュニケーションにウェブビデオチャット（Web-RTC）を活用
- ご契約情報とGPSで取得した位置情報をソニー損保に送信し、スムーズに事故受付担当のオペレーターと通話することができる「緊急時サポート」アプリに「衝突検知機能」を追加

《火災保険》

- 自然災害等により被災されたお客さまに迅速に保険金を支払うため各種サービスを提供
 - 24時間365日事故受付
 - ドローン活用による迅速な損害調査
 - 事故のご連絡を受けた場合、修理事業の手配など、お住まいの復旧までトータルにサポート
 - セブン銀行ATMを通じた保険金受取サービス（銀行のキャッシュカード等が無くても、スマートフォン等で保険金の一部の受取りが可能）
 - 衛星画像等をもとにした水災被害状況データ活用による、大規模災害時の速やかな損害状況確認

☞ 事故解決や保険金支払サービスについては、本誌50～55ページをご覧ください。



その他の取組み

医療保険を通じた、社会への貢献に取り組んでいます。

「骨髄ドナーサポート特約^(※2)」の提供

ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉^(※3)では、「骨髄ドナーサポート特約」をすべての契約に自動で組込んでいます。骨髄ドナーとして骨髄幹細胞採取手術を受ける場合に所定の保険金を被保険者に支払うもので、骨髄移植に生きる望みをかける患者さんを一人でも多く救えるよう、骨髄ドナーとなったお客さまを金銭面でサポートします。

(※2) 正式名称：骨髄幹細胞採取手術保障特約（傷害および疾病による入院・手術保障特約用）

(※3) ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉は、新規の販売を終了いたしました。すでに成立したご契約につきましては、契約内容の通り保障が継続します。



ESG基盤の強化

気候変動問題への対応

ソニーフィナンシャルグループでは、気候変動、生物多様性および資源の領域において、環境負荷をゼロとすることを目標に環境保全活動に取り組んでいます。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に沿った気候変動に関する対応も進めています。



・TCFD提言に沿った気候関連情報の開示 (https://www.sonyfg.co.jp/ja/csr/pdf/tcfcd_2505.pdf)

ソニーフィナンシャルグループ環境方針

理 念

ソニーフィナンシャルグループは、あらゆる生命の生存基盤である地球環境が保全され、現在だけでなく将来にわたり、健全で心豊かな持続可能な社会を実現するために、自らの事業活動および商品・サービスのライフサイクルのあらゆる面で環境負荷をゼロにすることを目指します。

方 針

- ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行うために必要な資源・エネルギーについて、資源リサイクルや省エネルギー等を推進し、全従業員が高い意識をもって環境負荷の低減に努めます。
- ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行う上で適用を受ける環境保全に関する関連法規、およびその他の要求事項を遵守します。
- ソニーフィナンシャルグループは、環境目的・目標を設定のうえ、環境保全活動を推進するとともに、継続的な改善を行います。
- ソニーフィナンシャルグループは、全従業員に対し環境保全活動を周知することにより、業務と生活のさまざまな側面における環境に関する意識の向上を図ります。
- ソニーフィナンシャルグループは、環境方針および環境保全への取り組みについて、広報活動を通じて社内外へ公表します。

温室効果ガス(GHG)排出量削減の取組み

当社では、各種エネルギーやコピー用紙の使用量低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入を推進するとともに、以下の活動を実施しています。

《証書制度^(※4)等の活用によるGHG排出量削減への寄与》

GHG排出量削減策として、非化石証書やグリーン熱証書などの証書制度を活用し、事業活動で使用する電力および熱を100%再生可能エネルギー化しています。これにより、電力・熱の使用に伴う温室効果ガス排出を実質的にゼロとしています。実績は以下のとおりです。

証書制度によるGHG削減量	実 績		
	2023年度	2024年度	2025年度
	1,336.8t-CO ₂	1,228.9t-CO ₂	930.6t-CO ₂

(※4) 証書制度とは、再生可能エネルギーにより生み出された電力・熱の環境付加価値を、証書発行事業者が第三者機関(一般財団法人日本品質保証機構等)の認証を得て発行し、「グリーン熱証書・非化石証書」という形で取引する制度を指します。

《各種契約手続のペーパーレス化》

各種契約手続のペーパーレス化推進を通じ、紙資源の節約や郵送にかかるGHG排出量削減にも取り組んでいます。また、各商品においてインターネットによる契約申込を可能とし、自動車保険と火災保険では証券ペーパーレス割引を導入することで、紙の使用量の削減・郵送の省略を実現しています。

その他の環境への取組み

《「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」の運営》

2009年から開始したプログラムで、再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行う「NPO法人そらべあ基金」への寄付を通じて、太陽光発電設備（ソーラーパネル等）の幼稚園・保育園・こども園への寄贈や、環境教育のサポートなどを行っています。同プログラムにより、2025年度は3基の太陽光発電設備の寄贈が決まり、寄贈した太陽光発電設備は計43基となりました。

	2009年～2025年までに寄贈した37基の実績 ^(※5)
発電量	1,046,522kWh
CO ₂ 削減量 ^(※6)	485.50t-CO ₂

(※5) 当社が寄贈した太陽光発電設備のうち、撤去済みや契約終了、発電開始前を除いた設備の実績を算出しています。

(※6) 環境省が発表している「電気事業者別排出係数(代替値)」に基づいて算出しています。



寄贈した太陽光パネル
ゆとりななやしろのもり保育園(鹿児島県)にて



そらべあ寄贈記念式典
もりながこども園(宮崎県)にて

ダイバーシティを踏まえた環境の整備

性別、年齢、国籍、障がいの有無、雇用形態などの違いにかかわらず、社員一人ひとりが意欲を持って力を発揮できる環境づくりのため、ダイバーシティの推進に取り組んでいます。



女性活躍推進のための取組み

2016年4月施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、2026年3月に新たな一般事業主行動計画を策定しました。行動計画では、女性活躍推進法の基本原則である「女性の採用・登用」「継続的な両立支援」の両面から目標を設定するとともに、具体的な行動計画を設定し、女性活躍推進に取り組んでいます。

目標1：管理職に占める女性労働者の割合を12%以上とする

	2026年3月末時点	2031年3月末時点の目標
管理職の女性比率	7.8%	12%以上

目標2：男性社員の育児休業等^(※7)取得率を100%とする

	2026年3月末時点	2031年3月末時点の目標
男性社員の育児休業等取得率	100%	100%

(※7) 育児休業等は、後述の出生時育児休職、育児休職、パパママ休暇を指します。

目標3：一月当たりの労働者の平均残業時間^(※8)を17時間以内とする

	2026年3月末時点	2031年3月末時点の目標
一月当たりの労働者の平均残業時間	18.0時間	17時間以内

(※8) 残業時間は、法定外労働時間を指します。

エリア限定型社員の活躍推進に向けた取組み

エリア限定を選択して入社した社員の活躍の場を広げることを目指し、以下の制度を導入しています。

《エリア留学制度》

エリア限定型社員が自らの意思で他の地域に異動することができる制度で、エリア限定型社員の人材交流による受入部署の活性化や、社員の新しい職場での経験を通じたキャリアに対する意識醸成を図っています。

《社内留学制度》

エリア限定型社員が異なる部門に期限付きで異動することができる制度で、エリア限定型社員のキャリアパス拡大によるモチベーションの向上、および受入部署の人材交流による相互の業務理解を通じた業務スキル向上を目指しています。

就業継続支援のための取組み

社員一人ひとりがライフイベントをマネジメントしながら、仕事と生活のバランスを図り継続して働くことができるよう、以下のような各種両立支援制度を導入しています。

なお、育児休職や育児短時間勤務は法定を上回る制度を整備しており、2012年には、東京労働局より子育てサポート企業として「次世代認定マーク」を取得し、2024年までに計4回の認定を受けています。

近年は、社員の育児参加を促進するため、男性社員の育児休業取得の推進にも取り組んでいます。

《出生時育児休職および育児休職》

生後8週間以内の子を育てる社員が育児のための休職を希望する場合に、出生時育児休職が取得できます。

生後1歳2ヵ月未満の子を育てる社員が育児のための休職を希望する場合に、育児休職の取得ができます。状況によっては、子が満2歳に達する月の末日まで育児休職期間の延長が可能です。

なお、出生時育児休職および育児休職の取得開始から初めの5日間は有給扱いとしています。

《短時間勤務》

子が小学校6年生までの間、1日6時間の短時間勤務を選択することができます。

《パパママ休暇》

配偶者の出産支援および育児を行うための特別休暇です。子が満2歳に達する月の末日までの間で、5日取得可能です。男性社員は、出産の立会い、里帰り出産時の妻子への付添い、配偶者の入院による他の子の世話等の理由で取得することも可能で、多くの男性社員が利用しています。

《子の看護等休暇》

子の負傷、疾病による看護や、子の教育または育児に関して必要な活動を行うための休暇で、子が小学校3年生までの間、年5日を上限に取得が可能です。子の学校行事や送迎等さまざまな理由で活用されています。

《積立休暇》

未取得のまま消滅する年次有給休暇を最大20日まで積み立てて、子の看護、家族の介護、私傷病や不妊治療による入通院等の際の休暇に充てることができます。長期の入通院の場合などの、仕事と生活の両立を支援します。

☞ その他の福利厚生制度については、本誌85ページをご覧ください。

障がい者雇用への取組み

障がい者雇用の拡大にも積極的に取り組んでおり、障がいがある方も、成長ややりがいを実感し活躍していただくことを目指しています。当社の障がい者雇用への具体的な取組みや職場環境、実際に当社で働いている社員の様子などは、障がい者採用ページで紹介しています。

LGBTQ+への配慮

LGBTQ+（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング、またはこれらに分類されないセクシュアルマイノリティ）の社員のもつ能力を最大限に発揮できる環境の整備や、商品・サービスを通じた取組みを行っています。社員向けには配偶者・家族を対象にした人事制度（慶弔金や各種休暇等）の同性パートナーへの適用や相談窓口の設置、研修等による理解促進を行っています。

また、商品・サービスについては、自動車保険と火災保険において、同性パートナーを配偶者として取扱っています。

健康経営の取組み

社員が心身ともに健やかに働ける環境を整え、持続的な成長と社会的価値の向上を目指すため、ソニーフィナンシャルグループの健康経営推進方針のもと、健康経営に取り組んでいます。

2026年には、経済産業省および日本健康会議が優良な健康経営を実践している法人を共同で選定する「健康経営優良法人2026(大規模法人部門)」に認定されました。



ダイバーシティに関する社外評価・認定等の取得

ダイバーシティを踏まえた環境の整備について、以下の社外評価・認定等を取得しています。

- 「くるみん認定」(2012年・2015年・2022年・2024年に取得)
☞ 次世代認定マーク「くるみん認定」については、本誌18ページをご覧ください。
- 「熊本県ブライト企業」認定
熊本コンタクトセンターにて、熊本県から、働く人がいきいきと輝き安心して働き続けられる企業としての認定を2019年度以降継続して取得
- 「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業」
札幌コンタクトセンターにて、札幌市から、ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進に積極的に取り組む企業としての認証を2021年に取得
- 「さっぽろ市民子育て支援宣言」を表明
札幌コンタクトセンターにて、札幌市の子育て支援の取組みに賛同し、子育て支援宣言を2021年に表明
- 「熊本市子育て支援優良企業」認定を取得
熊本コンタクトセンターにて、熊本市から、子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境の整備を進める企業としての認定を2022年に取得し、2026年に更新認定を取得
- 「健康経営優良法人2026(大規模法人部門)」(2026年に取得)
☞ 「健康経営優良法人2026(大規模法人部門)」については、本誌18ページをご覧ください。



アクセシビリティ向上に向けた取組み

アクセシビリティ向上をサステナビリティ推進に欠かせないテーマの一つと位置付け、次の取組みを推進しています。



ソニー損保のアクセシビリティの取組み

当社では、アクセシビリティを全社横断で推進する会議体を設置しています。サステナビリティ担当執行役員が、アクセシビリティ推進責任者を任命するとともに、事故対応、カスタマーセンター、ウェブサイトを通じてお客さまにサービスを提供する各部門の社員が推進担当部署のメンバーとして参加しています。

2025年度は同会議を定期的開催し、会議メンバーを中心とした課題やノウハウの共有、お客さまから寄せられたアクセシビリティに関するご要望の確認・反映などによる施策の推進、研修(*9)や情報発信による社員への浸透を図りました。引続き、施策の検討・推進に取組み、アクセシビリティの一層の向上を目指します。

(*9) 全社研修として「サステナビリティ研修(年1回)」、「アクセシビリティ研修(2年に1回)」を実施しています。

ウェブアクセシビリティの改善

当社では、ウェブサイトで提供する各種情報について、お身体の動きや機能に制約がある場合など年齢的・身体的な状況にかかわらず、快適にご利用いただけるよう、ソニーフィナンシャルグループが定めたウェブサイトのアクセシビリティの基準と遵守事項である「ソニーフィナンシャルグループ ウェブアクセシビリティ管理規則(*10)」に準拠して、ウェブサイトのアクセシビリティ改善に向けて順次対応を進めています。(*11)

(*10) ソニーフィナンシャルグループのウェブアクセシビリティの適用基準は、World Wide Web Consortium (W3C) 勧告のWeb Content Accessibility Guidelines (WCAG)と協調しています。

(*11) 本対応は商品やサービス紹介ページ、会社情報ページなどを対象に実施しており、契約手続等に係るページについても順次対応を進めています。

インクルーシブデザインによるお客さま向け文書の改善

当社は、あらゆるお客さまにとって分かりやすい情報提供を目指し、重要事項説明書をはじめとするお客さま向け文書の改善にインクルーシブデザインを導入しました。視覚障がいのある方にモニターとしてご協力いただき、当事者目線での気づきや意見を収集しました。得られた課題は関連部門間で共有し、よりアクセシビリティの高い文書づくりに活かしています。

障がいのあるお客さまへの配慮

当社では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を踏まえ、耳や言葉の不自由なお客さまへの、手話・筆談サービスや電話リレーサービス、メールやチャットなど、また、目の不自由なお客さまへの音声案内電子サービスなど、さまざまなコミュニケーション手段を用いてお手続きをサポートしています。また、具体的な運用についてマニュアルに定め、適切なサポートが確実に提供できるよう努めています。

2025年度には、当社が提供している「すべてのお客さまのためのサービス・機能のご案内」を一覧できるウェブページを新設しました。

・すべてのお客さまのためのサービス・機能のご案内 (<https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/accessibility/accessibility-services/>)

主なアクセシビリティの取組み事例

当社は年齢的、身体的な状況にかかわらず保険サービスをご利用いただけるよう、使いやすさ、分かりやすさ、見やすさなどの向上に取り組んでいます。

《高齢のお客さまへの対応》

- 高齢のお客さま専用の相談窓口の設置
- ウェブサイト画面のお客さまとの共有によるサービスの提供
 - 当社オペレーターがウェブサイト进行操作し、自動車保険の補償内容をウェブサイト上の図表を用いたご説明や、複数の見積りプランを作成して見積結果画面をご覧いただきながらご案内
 - お客さまが操作中のウェブサイト画面を、当社オペレーターに共有いただき、操作方法をご案内しながらお客さまのお手続きをサポート
- お客さまのご要望に応じ、パンフレット・保険金請求書類等の文字拡大版の提供
- 高齢のお客さまのサポートにあたっての専用マニュアルの策定
- 高齢のお客さまのサポートのための研修の実施
 - 模擬音声シミュレーションツール活用により、当社オペレーターが自身の声が高齢のお客さまにどのように聞こえるかを体感する研修を実施し、お客さま対応時に必要な配慮などを確認
- 専門団体のご協力のもと、認知症サポーター養成講座の受講を推進

《耳や言葉の不自由なお客さまへの対応》

- 電話リレーサービスやヨメテルへの対応
- ウェブサイト上のチャットにより、リアルタイムにテキストでサポート（2026年7月現在、自動車保険および火災保険を対象）
- 音声以外のコミュニケーション手段の充実（メール、LINE、FAX等）
- 「手話・筆談サービス」の提供
 - 耳や言葉の不自由なお客さまと当社担当者が、手話・筆談サービスを提供するオペレーターを介して、リアルタイムにコミュニケーションを図ることが可能

《目の不自由なお客さまへの対応》

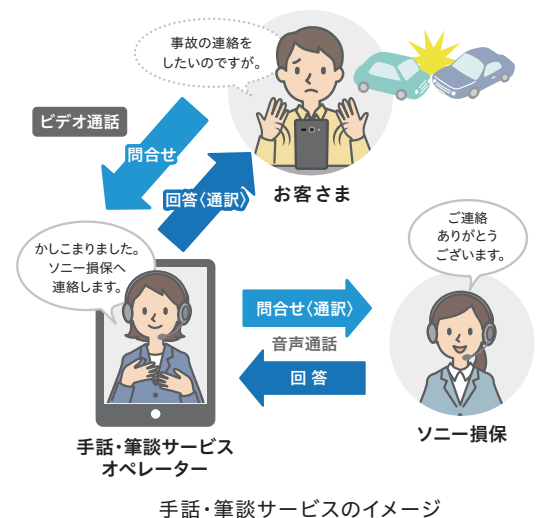
- 一部郵送物への音声コード『Uni-Voice』による音声案内電子サービスの導入
- パンフレット、保険金請求書類等の文字拡大版の提供

《お身体の動きに制約があるお客さまへの対応》

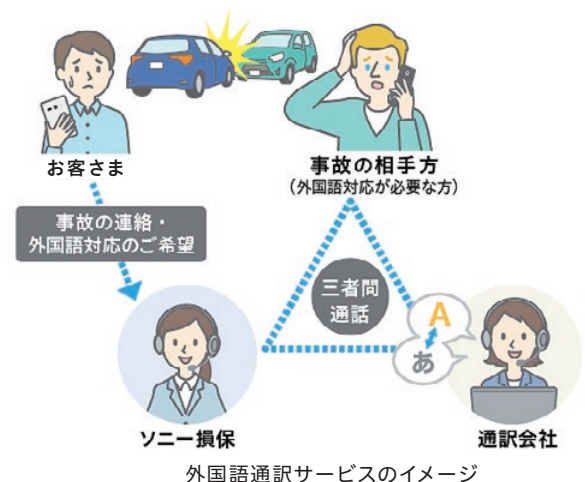
- マウスを操作せず、キーボードのみで閲覧・操作できるウェブページの提供（2026年7月現在、本対応は、商品やサービス紹介ページ、会社情報ページなどを対象に実施）

《その他の主な取組み》

- 多様なコミュニケーション手段の提供（災害時等のソニー損保へのアクセスしやすさの向上）
 - 災害などの緊急事態発生時に、当社にアクセスしやすいよう、電話、LINE経由のウェブチャット、メールなど多様なコミュニケーション手段の提供
- 「外国語通訳サービス」の提供
 - 事故対応や保険金請求手続において、外国語での対応を希望されるお客さまが、通訳会社を介して、当社担当者とリアルタイムにコミュニケーションを図ることが可能（2026年4月現在、日本語以外24言語に対応）
- 同性パートナーに対する補償の提供
 - 自動車保険と火災保険において、同性パートナーを配偶者としての取扱い



手話・筆談サービスのイメージ



外国語通訳サービスのイメージ

ESG投資の推進

ソニーフィナンシャルグループのESG投資方針を踏まえ、運用資産の一部を対象に、ESG要素を考慮した投資を組入れています。

ESG投資の対象は、持続可能な社会への発展の目的に合致するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドなどのESG債としています。

⇒ ESG投資の実行状況については、ウェブサイトで公開しています。

・ESG投資の推進 (<https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/esg/>)



人権の尊重

サステナビリティの実現に向けて、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」に基づき、人権の尊重を重視しています。

⇒ 「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」は、ウェブサイトで公開しています。

・ソニーフィナンシャルグループ行動規範

(<https://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n4020100.html>)

また、お客さまに価値を感じていただけるサービスや商品を提供するため、当社で働く社員全員が心身ともに健康で安心して働くことができる就業環境を確保することが重要と考え、カスタマーハラスメントへの対応を「カスタマーハラスメントに対する基本方針」に定めています。

⇒ 「カスタマーハラスメントに対する基本方針」は、ウェブサイトで公開しています。

・カスタマーハラスメントに対する基本方針

(<https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/chpolicy/>)



コンプライアンス・リスク管理

企業として守るべき前提となるコンプライアンスおよびリスク管理については、管理態勢の整備や対策の具体化、施策の推進等の運用を徹底していきます。

⇒ コンプライアンスについては、本誌36～37ページをご覧ください。

⇒ リスク管理については、本誌38～40ページをご覧ください。



当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、SDGsへの貢献や事故・災害および犯罪の防止・軽減など、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。同協会での取り組みについては、同協会のウェブサイトをご覧ください。

■ SDGsに関する取り組み (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/SDGs/index.html>)

■ 環境問題への取り組み (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/eco/index.html>)

■ 事故・災害・犯罪の防止・軽減の取り組み (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/reduction/index.html>)

お客さま本位の業務運営の取組み

ソニー損保は、“価値ある「違い」で安心と感動を”というビジョンのもと、お客さまにとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」の実現を目指しています。「お客さまの声」に真摯に耳を傾け、お客さまとより良い関係を築き、お客さまにとって快適な、また、価値を感じていただけるサービスや商品を提供するために、「お客さま本位の業務運営方針」を定めています。

お客さま本位の業務運営方針

1. 「お客さまの声」を経営に活かす取組み

お客さまにより大きな「安心」をお届けするため、また、お客さまによりご満足いただけるサービス品質を実現するため、「お客さまの声」に真摯に耳を傾け、積極的に企業活動に活かしてまいります。

2. お客さまに価値を感じていただける商品・サービスの提供

ソニー損保ならではの、お客さまに価値を感じていただける商品やサービスの開発に取り組んでいます。さらに、各お客さま接点を通じたカスタマーエクスペリエンス（お客さま体験）の向上による、お客さま価値最大化に向けた取組みを進めてまいります。

3. ご契約時のお客さまへの情報提供の充実

お客さまが商品選択する上で、ご意向に沿った商品・サービスを選んでいただけるよう、重要な情報をわかりやすく提供いたします。

4. 事故解決サービス・保険金等のお支払い

ご契約後の事故やトラブル、病気やケガなどの場合には、担当者がお客さまとダイレクトにコミュニケーションをとり、お客さまの立場にたち、お客さまの納得感を追求した事故解決、保険金等のお支払いを行います。また、保険金支払の迅速性および適切性を確保し、お客さまからの満足と信頼を得るよう努めてまいります。

5. 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を遂行するため、利益相反のおそれがある取引を適切に管理するための体制を整備し、維持、改善に努めます。

【参考】金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」

当社は金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、原則）を採択し、「お客さま本位の業務運営方針」（以下、本方針）を当社ウェブサイトで公表しております。原則と本方針の関係は以下のとおりです。

原則	原則 2	原則 3	原則 5	原則 6	原則 7
本方針	方針 1 ～ 方針 5	方針 5	方針 2 ～ 方針 5	方針 2 ～ 方針 5	方針 1 ～ 方針 5

補充原則	補充原則 1	補充原則 2	補充原則 3	補充原則 4	補充原則 5
本方針	方針 1 ～ 方針 5	方針 1 ～ 方針 5	方針 1 ～ 方針 5	方針 1 ～ 方針 5	方針 2 ～ 方針 5

※原則4、原則5（注2および注4）、原則6（注2～注4）、補充原則4（注3）は、当社の取引形態上、本方針の対象外となります。

※原則の詳細については、金融庁のウェブサイトにてご確認ください。

☞ お客さま本位の業務運営方針に基づく2025年度の取組状況はウェブサイトで公開しています。

・お客さま本位の業務運営方針に基づく2025年度の取組状況 (https://www.sonysonpo.co.jp/share/pdf/our-commitment_2025.pdf)

2025年度の主な取組み

「お客さまの声」を経営に活かす取組み

- 2025年度もお客さまの声を収集し、業務改善に努めました。
- 「必要な手続きをどこから始めればよいのか分かりにくい」とのお客さまの声をもとに、ウェブサイトのご契約者ページの画面を改善しました。各手続きメニューへの手順をチャット形式で案内し、手続きがスムーズに進められるよう取組みました。

お客さまに価値を感じていただける商品・サービスの提供

- ドライバーの運転特性を計測するスマートフォンのアプリ「GOOD DRIVE アプリ」のコミュニティを新設しました。当社の自動車保険の契約有無にかかわらず参加可能な、安全運転について楽しく学べる場を提供することにより、交通安全への意識向上につなげることを目指しています。

ご契約時のお客さまへの情報提供の充実

- 火災保険の補償内容一覧のページに、各補償の説明や、補償される具体的な例を追加しました。申込時にお客さまの意向に沿った補償内容を選択いただけるよう、分かりやすさの向上に努めました。
- 「一緒に見積サポート」について、専用のウェブページの新設や、サービス提供可能なオペレーターの増員などの体制強化を図りました。

☞「一緒に見積サポート」については、本誌6ページもご参照ください。

事故解決サービス・保険金等のお支払い

- 「緊急時サポート」アプリに衝突検知機能を追加しました。
- 事故解決サービス部門では、保険金支払いの業務プロセスに関して、お客さま視点での確認（「カスタマージャーニー」の確認）を行うことで、課題を共有し改善のために新たな気づきを得る勉強会を実施しています。2025年度は全国の事業所において開催し、200人を超える社員が参加しました。

☞「緊急時サポート」アプリについては、本誌7ページもご参照ください。

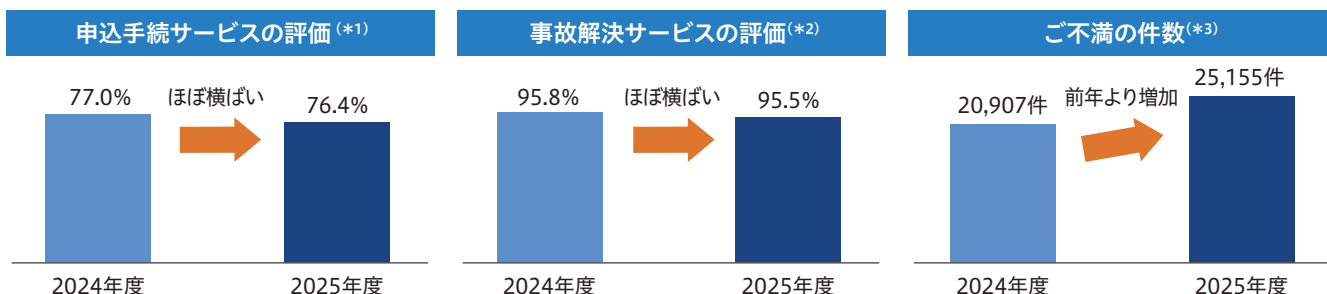
利益相反の適切な管理

- 「利益相反管理方針」を定め、お客さまとのお契約や保険金等の支払に際し、お客さまの利益を不当に害することのないように、適切な管理体制の構築を図っています。本管理方針に基づき、当社内の管理体制及び管理方法を規程に定め、利益相反管理統括部署により、適切な指示やモニタリングを実施しています。また、不正請求などによりお客さまの利益が不当に害されることのないよう、損害サービス部門とマーケティング部門を分離することに加え、保険金支払部署から独立した保険金支払管理部署を設置するなど、適切な保険金支払管理体制を整備しています。

2025年度も昨年度に引き続き、全役職員向けの行動規範メッセージにおいて利益相反をテーマとして取上げ、利益相反を適切に理解し正しく行動するよう周知を徹底しました。加えて、全社的なコンプライアンス研修においては、お客さま本位を掲げた行動規範や独占禁止法をはじめとする各種法令の遵守を徹底し、倫理的で責任ある事業活動を推進しています。

取組みに対する評価（KPI）

「申込手續サービスの評価」「事故解決サービスの評価」とともにほぼ横ばい、「ご不満の件数」については増加しました。いただいたご不満の声を真摯に受け止め、引続きサービス向上に努めてまいります。



（※1）お客さまに1点～7点の7段階でご評価をいただき、6点以上の割合を表示しています。

（※2）お客さまに0点～10点の11段階でご評価をいただき、6点以上の割合を表示しています。

（※3）ご不満とは、当社の広告・商品・サービス・仕組み、従業者、代理店等を対象とした保険契約関係者からの不満足 of 表明を指します。

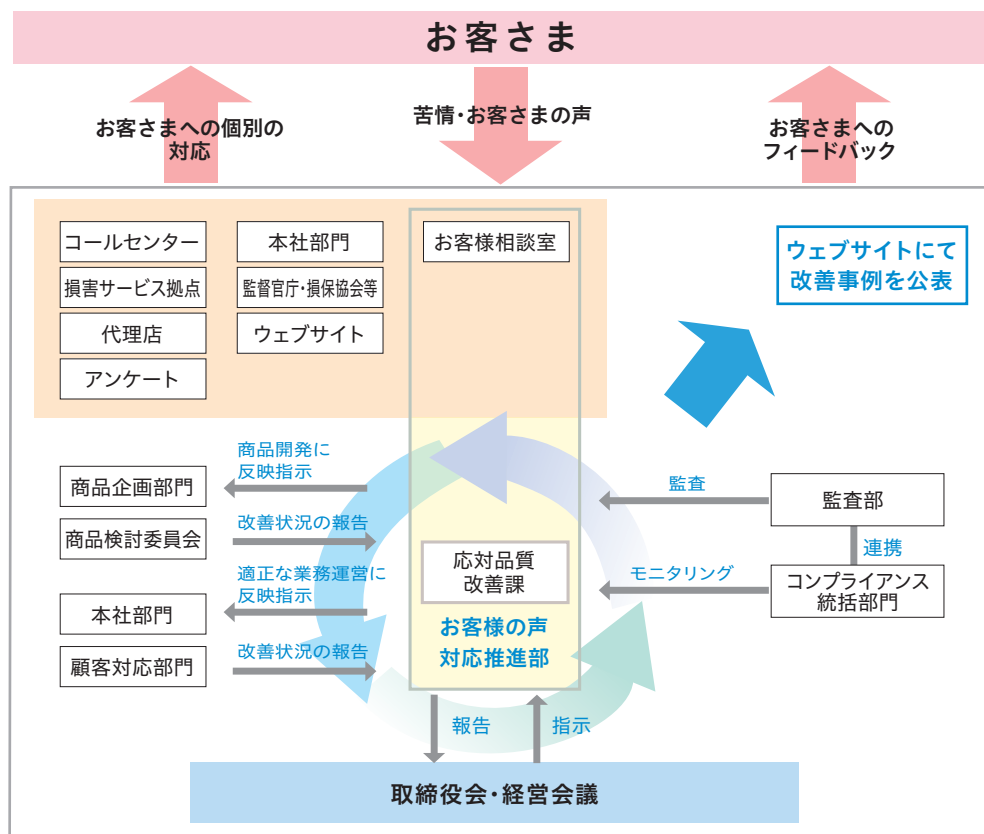
お客さまの声への取組み

当社では、「お客さまの声」を会社の持続的成長のための重要なご意見として真摯に受け止め、最善の商品・サービスを提供するために、活用しています。また、お客さま満足度が社員評価に直結する仕組み・制度を運用するなど、「お客さまの声」を起点とした業務品質改善・顧客満足向上を実現する態勢整備に継続的に取組んでおり、取組状況は経営陣に定期的に報告しています。

お客さまの声を業務品質・顧客満足向上に活かす態勢の構築

お客様相談室をはじめとする社内の各部門・部署でお伺いした「お客さまの声」は、お客様の声対応推進部が一元的に管理し、全社で共有しています。ご不満の声については、ご不満の解消とその原因となった事項の改善のため、重点的に取組みを進め、四半期単位で経営陣に報告しています。なお、特に重要と判断した案件については、適時、経営陣にその原因の詳細を報告するとともに、対策についての提言を行います。このほか、必要に応じて関連部門・部署にフィードバックして改善を指示するとともに、改善状況の確認を行っています。

2025年度も引続き、苦情対応に関する基本的な知識や当社の取組みへの理解を深めるための全社員研修の継続的な実施などを通じ「お客さまの声」を大切にす意識のさらなる醸成を図りました。



お客様相談室 お問合せやご相談にお応えするほか、ご意見・苦情などもお伺いしています。一つひとつの「お客さまの声」にしっかりと耳を傾け、お客さまの気持ちに寄り添うことで、お客さまに共感・納得いただけるコミュニケーションの実現を目指しています。(電話番号:0120-101-656 受付時間:月～金 9:00～17:30(休日除く))

「ISO10002」自己適合宣言

「お客さまの声」を業務品質改善や顧客満足向上に活かす取組みを体系化し、2011年4月に、苦情対応に関する国際規格「ISO10002」(品質マネジメント～顧客満足～組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築したことを宣言しました。「ISO10002」自己適合宣言後も、構築した苦情対応マネジメントシステムに基づく「お客さまの声」への対応に継続的に取組むとともに、定期的に苦情対応マネジメントシステムの専門家に当社の取組態勢や同規格への適合について再確認を依頼し、「第三者意見書」を取得しています。

・2024年版 第三者意見書(https://www.sonysonpo.co.jp/share/pdf/opinion_2024.pdf)

お客さまサービスのさらなる向上のための取組み

お客さまの声の開示(満足・不満の声)

保険は、実際に事故にあったときや保険金の請求が必要となったときにその商品の真価が問われるものです。契約前にその価値を判断することが難しい商品だからこそ、自動車保険については、実際に事故対応を経験されたお客さまへ、事故解決サービスやロードサービスに関するアンケートを実施し、手続きやサービスにご満足いただけたかを10点満点で評価していただいています。アンケートの結果は、「ご不満」の声を含め、ありのままを随時ウェブサイトで公開しています。2026年7月時点で約19万件のお客さまの声を掲載しています。

・お客様の満足・不満の声(評価・評判) (<https://from.sonysonpo.co.jp/auto/review/>)



お客様の満足・不満の声(2026年7月時点)

お客さまの声を収集するための各種アンケートの実施

お客さまサービスのさらなる向上のため、ご契約に関する各種お手続きをされたお客さまなどを対象に、当社のサービスに対するご意見やご感想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、より高品質なお客さまサービス実現のための施策検討に活かしています。

2025年度も引続き、新規のご契約時の体験に関するアンケートの分析およびサービス改善に向けた施策検討などを行いました。

お客さまの声に基づくサービス開発・改善に向けた取組み

お客さまの声や評価を顧客サービスの改善に活かす取組みをより強化するため、専門部署を中心に、商品・サービスの改善につなげ、ウェブサイトでの説明の充実や手続きにおけるご不便の改善などを図りました。

お客さまから頂戴したご意見やご感想に基づき、商品・サービスの改善に活かした事例は随時ウェブサイト「コエキク改善レポート」で公開しており、2025年度も新たに改善事例を掲載しました。

・コエキク改善レポート (<https://from.sonysonpo.co.jp/improvement/>)



コエキク改善レポート(2026年7月時点)

お客さまの声の受付状況

お客さまの声の受付状況(ご不満の件数)は以下のとおりです。

※下表は、当社の広告・商品・サービス・仕組み、従業者、代理店等を対象とした保険契約関係者からの不満足の表明を表示しています。

区 分	概 要	2024年度	2025年度
商品・サービス		5,300	11,867
商品内容・引受制限・保険料	商品内容やご契約条件や保険料など	5,124	11,835
印刷物(パンフレット・申込書等)	字が小さい、表現が分かりにくいなど	176	32
ご契約の手続き		4,264	3,550
広告内容や見積り・申込手続	CM・広告内容や商品・保険料の説明が分かりにくいなど	1,928	1,370
ご契約の継続手続	満期案内の内容や手続方法が分かりにくいなど	2,159	2,153
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	3	5
その他		174	22
ご契約の管理		6,512	4,905
保険証券	保険証券の到着の遅延や記載内容など	18	2
ご契約の変更手続・解約手続	手続方法や手続完了までの時間など	6,011	4,789
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	6	8
その他		477	106
保険金のお支払い		3,726	3,876
お支払い金額	保険金のお支払い金額や説明が分かりにくいなど	138	155
対応の遅れ・対応方法	事故解決までの時間や対応方法など	2,541	2,885
保険金お支払いの可否	保険金がお支払いできない場合の説明が分かりにくいなど	280	194
接客態度	面談時や電話対応時のマナーなど	561	619
その他		206	23
その他		1,105	957
いずれの区分にも該当しないもの		1,105	957
合 計		20,907	25,155

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界に関連した紛争解決機関

中立・公正な立場のお客さま相談窓口として、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」や、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。各窓口については以下のとおりです。

■手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関 一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

電話番号:03-4332-5241(全国共通)
受付時間:月～金 9:15～17:00
(祝日・休日および12/30～1/4を除く)

【センター所在地】

そんぽADRセンター東京:東京都千代田区
そんぽADRセンター近畿:大阪府大阪市中央区

*詳しくは、同協会のウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

■「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について書面により審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

*詳しくは、同機構のウェブサイト(<https://www.jibai-adr.or.jp/>)をご参照ください。

公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11カ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

*詳しくは、同センターのウェブサイト(<https://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

代表的な経営指標

最近の5事業年度における代表的な経営指標

(単位：百万円)

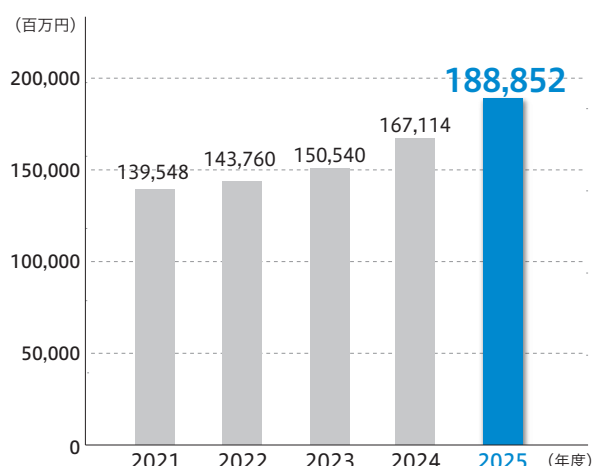
区 分	年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正 味 収 入 保 険 料		139,548	143,760	150,540	167,114	188,852
正 味 損 害 率		51.4%	58.1%	61.0%	61.5%	60.8%
正 味 事 業 費 率		26.6%	26.4%	26.5%	25.4%	24.6%
コ ン バ イ ン ド ・ レ シ オ		78.0%	84.5%	87.5%	86.9%	85.4%
保 険 引 受 利 益		7,860	8,720	5,146	5,676	10,287
経 常 利 益		9,070	9,953	6,478	7,199	12,523
当 期 純 利 益		6,418	7,105	4,590	5,657	9,029
単 体 ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率		813.3%	789.8%	734.1%	684.2%	
						※
総 資 産 額		279,766	293,100	304,902	321,672	347,370
純 資 産 額		41,740	42,186	39,456	37,261	40,670
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額		391	55	△244	△2,024	△3,179
不 良 債 権 の 状 況		－	－	－	－	－

※単体ソルベンシー・マージン比率は、2025年度決算から経済価値ベースのソルベンシー規制制度が始まったことを受け、開示の準備が整い次第、当社のウェブサイト等で公表します。なお、単体ソルベンシー・マージン比率の概要については、本誌58ページの表下の注記(※)をご覧ください。また、以下の「2025年度の代表的な経営指標」には単体ソルベンシー・マージン比率のグラフは掲載していません。

2025年度の代表的な経営指標

正味収入保険料

188,852 百万円



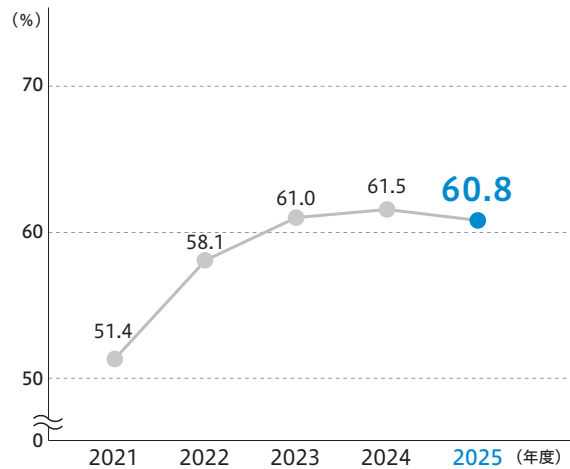
主に自動車保険の保有契約件数が堅調に拡大した結果、正味収入保険料は前年度より13.0%増加の188,852百万円となりました。

【正味収入保険料】

ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことをいいます。他の保険会社から保険契約上の責任を引受ける受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険とがあります。

正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 支払再保険料

正味損害率



60.8%

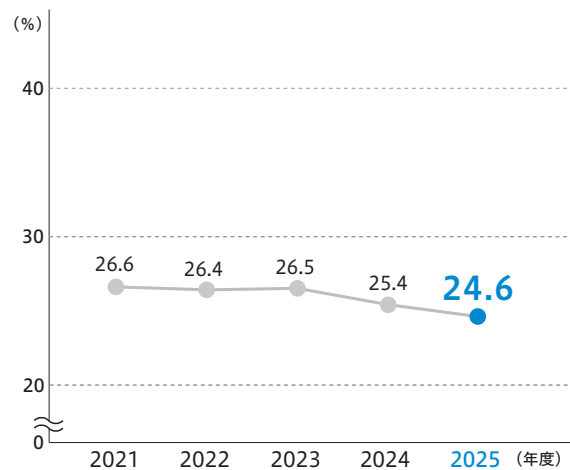
自然災害の減少等により、前年度に比べて0.7ポイント低下し、60.8%となりました。

〔正味損害率〕

正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額（正味支払保険金）と損害調査に要した費用（損害調査費）の合計額の割合です。

正味損害率(%) = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100

正味事業費率



24.6%

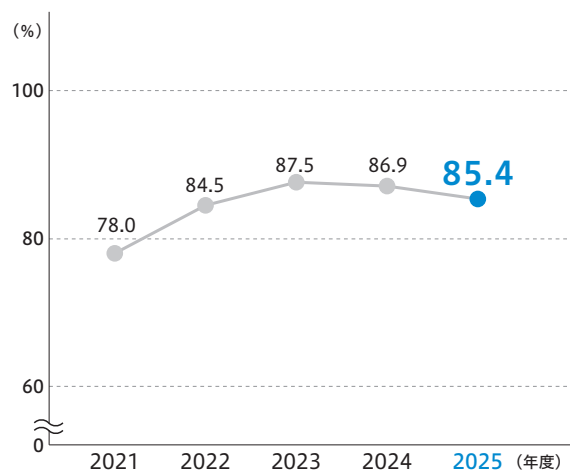
前年度より0.8ポイント低下し、24.6%となりました。

〔正味事業費率〕

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために要した費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。

正味事業費率(%) = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料 × 100

コンバインド・レシオ



85.4%

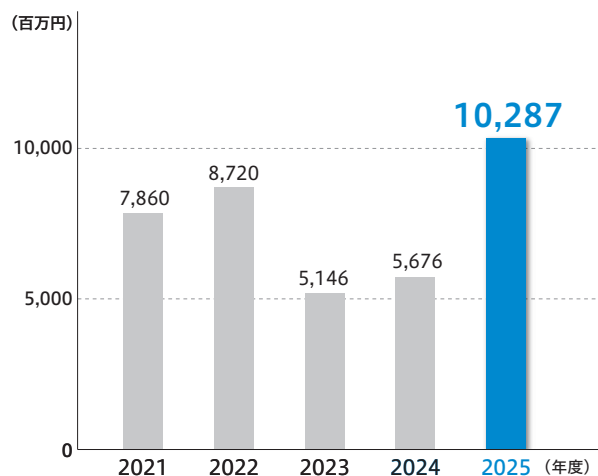
正味損害率の低下と正味事業費率の低下により、前年度より1.5ポイント低下の85.4%となりました。

〔コンバインド・レシオ〕

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

コンバインド・レシオ(%) = 正味損害率(%) + 正味事業費率(%)

保険引受利益



10,287 百万円

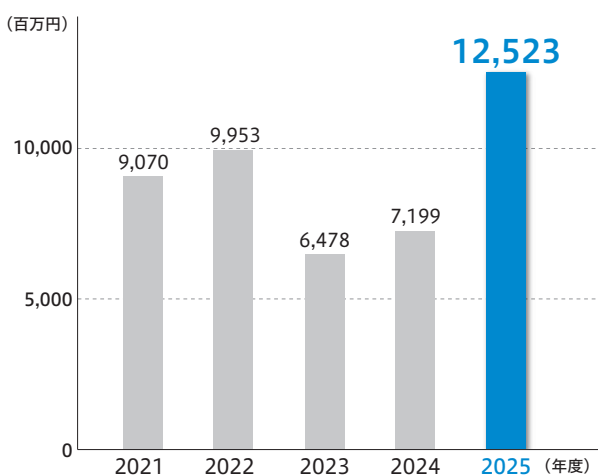
自然災害の減少による損害率の低下に加え、事業費率の低下や増収効果などにより、前年度より4,611百万円増加し、10,287百万円となりました。

【保険引受利益】

保険の引受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。保険引受収益（正味収入保険料など）から、保険引受費用（正味支払保険金や損害調査費など）と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額など）を加減したものです。

保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

経常利益



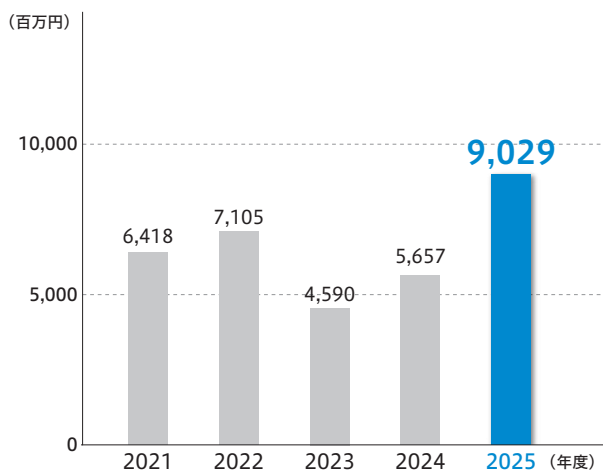
12,523 百万円

経常収益は前年度より22,447百万円増加し191,341百万円、経常費用は前年度より17,123百万円増加の178,818百万円となり、経常利益は前年度より5,323百万円増加の12,523百万円となりました。

【経常利益】

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に係る費用、営業費及び一般管理費などの経常費用を引いた金額です。

当期純利益



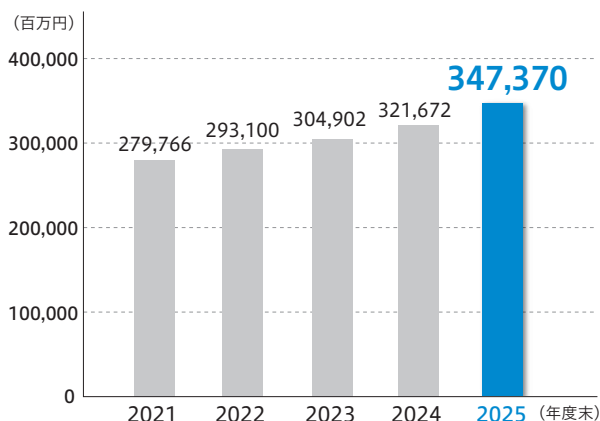
9,029 百万円

前年度より3,372百万円増加の9,029百万円となりました。

【当期純利益】

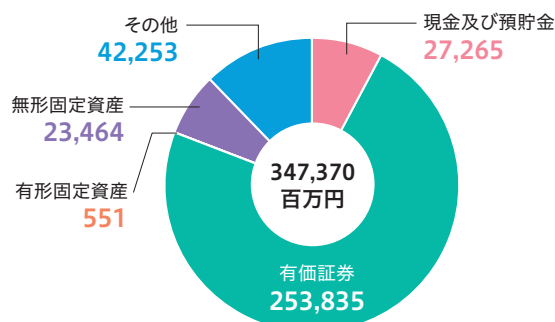
経常利益に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。

総資産額



347,370 百万円

2025年度末の総資産の構成 (単位: 百万円)

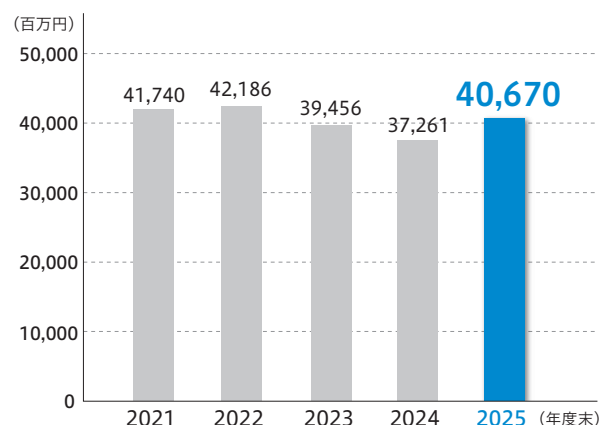


総資産額は、前年度末より25,697百万円増加の347,370百万円で、総資産のうち運用資産は前年度末より21,238百万円増加の281,186百万円となりました。

【総資産額】

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

純資産額



40,670 百万円

純資産額は、前年度末より3,409百万円増加の40,670百万円となりました。

【純資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示します。

その他有価証券評価差額

△3,179 百万円

前年度末より1,154百万円減少し、△3,179百万円となりました。

【その他有価証券評価差額】

有価証券は「金融商品に関する会計基準」により、「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」「その他有価証券」に区分します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価との差額のことをいいます。この評価差額から税金相当額を控除した金額を「その他有価証券評価差額金」として「純資産の部」に計上しています。

不良債権の状況

「保険業法に基づく債権」に該当する債権はありません。

【保険業法に基づく債権】

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権、正常債権の5つに区分したものです。

2025年度の各種概況

2025年度の日本経済は、企業収益が底堅く推移する中で、個人消費は物価上昇の影響を受けながらも、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しの動きがみられました。こうした経済環境において損害保険業界では、近年の自然災害の頻発・激甚化や物価上昇が、事業環境に引続き影響を及ぼしています。また、近年相次いだ情報漏えいなどにより業界全体のコンプライアンスに対する姿勢が問われるなか、お客さまと社会からの信頼回復に向けた取組みの実効性が求められています。このような環境下において、当社はコンプライアンス遵守とお客さま本位の姿勢を徹底しつつ、業容拡大に努めました。

ソニー損保の取組み

販売面においては、主力商品である自動車保険において、事故発生率の上昇、自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加や物価上昇などを背景に保険料の改定を実施しました。さらに、従来のテレビCMに加えてウェブ広告の配信を強化するなど、マーケティング施策を拡充した結果、保険料収入は堅調に推移しました。火災保険については、広告出稿エリアおよび出稿量の最適化により獲得効率が向上したほか、2015年の制度改定により保険期間が従来の最長35年から最長10年へ短縮されたことに伴い、満期到来時の契約切替件数が増加し、この結果、契約件数も堅調に増加しました。また、幅広いお客さまのニーズに応えられるよう商品ラインアップ拡充の一環として、アニコム損害保険株式会社との共同保険商品として、ペット保険の販売を開始しました。

サービス面においては、お客さまにとって真に価値のあるサービスの提供を目指し、お客さま本位のサービス向上に取組みました。自動車保険のお客さま向けに、降ひょうの予測

データを活用して、降ひょうのリスクが高まった際に事前にメールでお知らせする「降雹(ひょう)アラートサービス」の提供を開始しました。またご契約のお車が強い衝撃を受けた際に、スマートフォンを通じて迅速にソニー損保へ情報を伝達できるよう、「緊急時サポート」アプリに衝突検知機能を追加しました。今後も、お客さま一人ひとりがより安心してご利用いただけるよう、先進技術の活用やサービス品質の向上に継続的に取組み、日常から万一の際までお客さまを支えるサービスの提供を目指してまいります。

こうしたお客さま本位の取組みを実施することで、当社のサービスは2025年度においても、外部評価機関より業界最高水準の顧客満足度評価を獲得しました。当社は今後も、お客さまにとって価値ある商品・サービスの創出と提供に努めるとともに、より一層お客さまの期待に応え、信頼されるダイレクト保険会社となり、持続的な成長を目指してまいります。

取組みの成果

以上のような施策を通じて事業活動を展開した結果、保険引受収益188,975百万円、資産運用収益2,224百万円等を合計した経常収益は、前年度に比べ22,447百万円増加し、191,341百万円となりました。保険引受費用134,577百万円、営業費及び一般管理費44,224百万円等を合計した経常費用は、前年度に比べ17,123百万円増加し、178,818百万円となりました。

この結果、経常利益は12,523百万円と、前年度に比べ5,323百万円増加しました。これから特別損失248百万円、法人税等合計3,244百万円を控除した当期純利益は、前年度に比べ3,372百万円増加し、9,029百万円となりました。

■ 保険引受の概況

保険引受の概況については、主力の自動車保険の増収を主因として、正味収入保険料は前年度に比べ13.0%増加し、188,852百万円となりました。正味支払保険金は、前年度に比べ11.6%増加の102,243百万円となり、正味損害率は前年度より0.7ポイント低下の60.8%となりました。また、正味事業費率は、前年度より0.8ポイント低下の24.6%となりました。

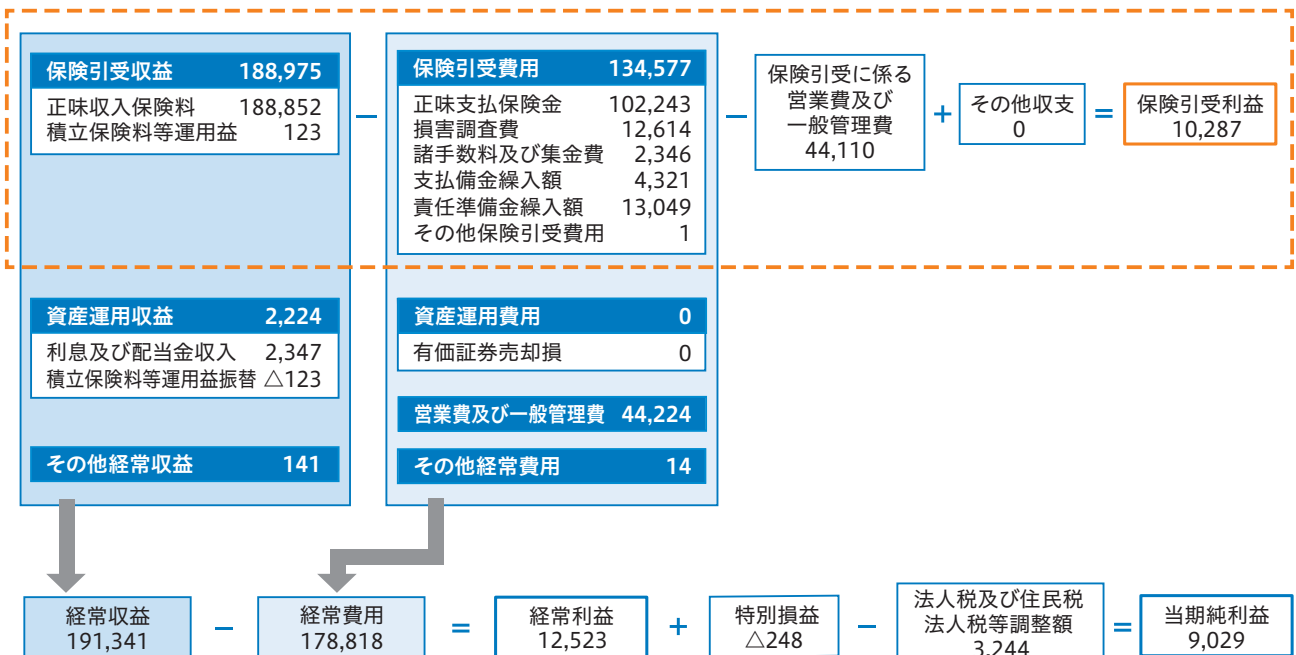
保険引受利益は、自然災害の減少による損害率の低下に加え、事業費率の低下や増収効果などにより、前年度に比べ4,611百万円増加し、10,287百万円となりました。

■ 資産運用の概況

2025年度末の総資産は、前年度末に比べ25,697百万円増加して347,370百万円となりました。このうち有価証券などの運用資産は、前年度末に比べ21,238百万円増加して281,186百万円となり、利息及び配当金収入は2,347百万円となりました。

決算のしくみ[2025年度]

(単位：百万円)



会社が対処すべき課題

当社は顧客価値最大化の取組みによる持続的な成長の実現を通じ、安心と感動をお届けすることで一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現に貢献することを目指し、以下の中長期的な課題に取り組めます。

〈中長期的な課題〉

- 社会やモビリティの変化に適応した自動車保険の持続的成長と収益性の両立
- 火災保険等の多種目への販売拡大を通じた事業基盤の強化
- AI・データ等を活用したDXによる、商品、サービス、マーケティングの質的変革
- ERMの高度化を通じた健全な経営基盤の確保
- 事業活動を通じたサステナビリティの推進と持続可能な社会への貢献
- 人的資本経営の実践と社員エンゲージメントの向上

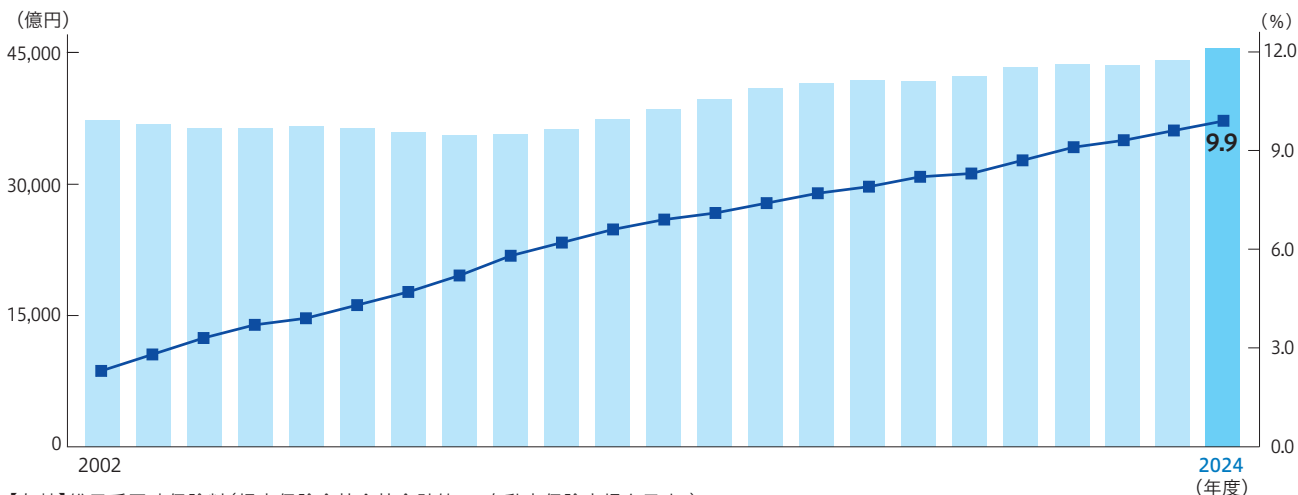
さらに、当社はソニーフィナンシャルグループの一員として、より一層グループ各社との連携を強化するとともに、ソニーグループが持つ先進テクノロジーの活用等によりお客さまのニーズに沿ったサービスを提供し、顧客価値最大化に努めてまいります。

■ 自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア

当社の主力商品である自動車保険は、国内の損害保険市場で最も構成比の大きい保険種目で、業界全体の保険料収入の約半分を占めています。2024年度末のダイレクト自動車保険のシェアは9.9%となっており、大手損害保険会社をはじめとした代理店型の保険会社と比較して割安な保険料体系がお客さまに支持され、ダイレクト保険会社の保険料収入は順調に増加し、自動車保険市場におけるシェアは年々拡大しています。

また、近年は資源・エネルギー価格の高騰や円安による相次ぐ値上げによって家計支出の見直し基調がより一層高まり、ダイレクト保険会社の存在感は一段と強まっています。これからも、合理的な保険料やインターネットの利便性を求めるお客さまは増えると予想されるため、ダイレクト保険会社全体の市場シェアのさらなる拡大が見込まれます。

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア^(※1)



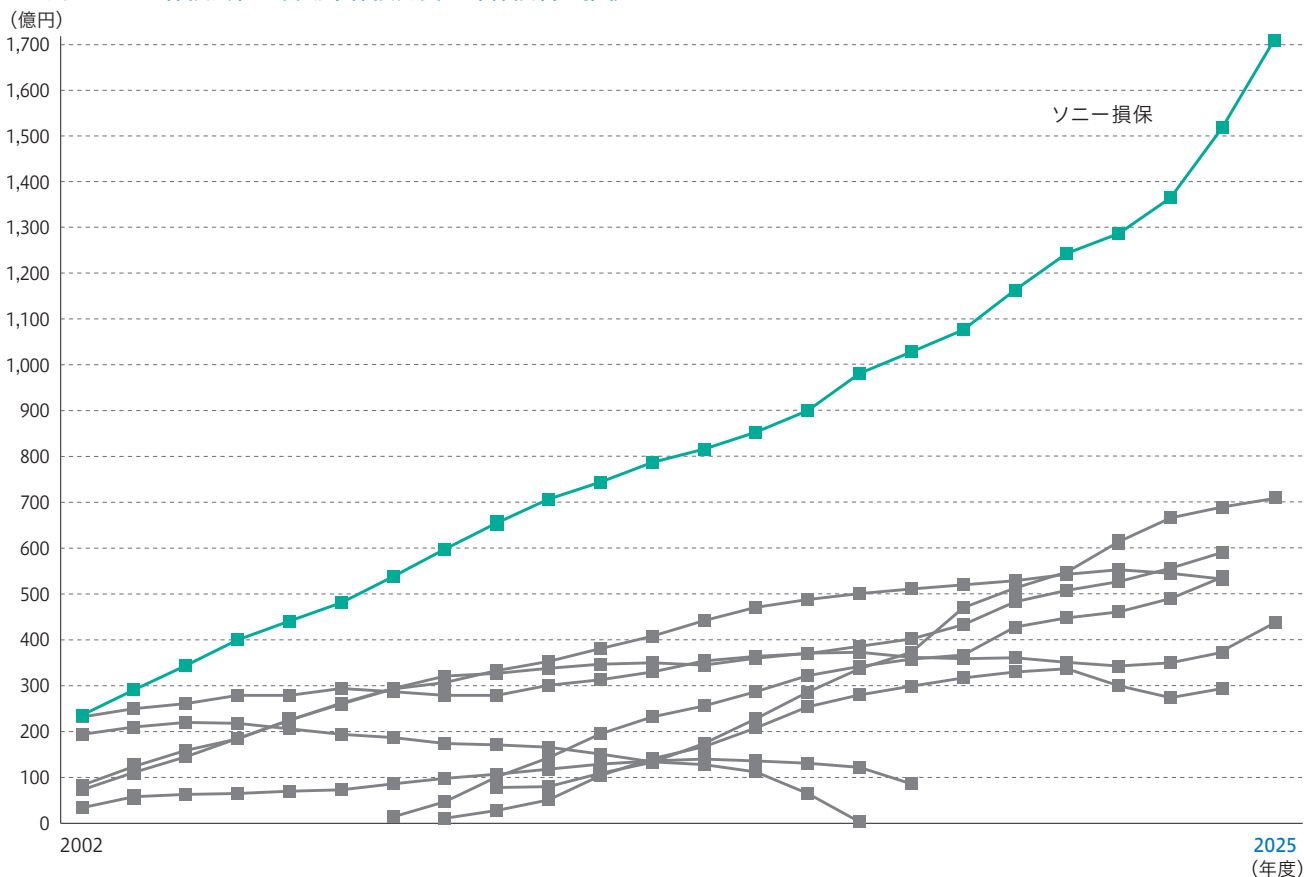
【左軸】総元受正味保険料（損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場を示す。）

【右軸】主なダイレクト保険会社のシェア

■ 自動車保険の元受正味保険料の推移

当社は、ダイレクト自動車保険市場において2002年度に元受正味保険料No.1^(※2)となって以来、日本国内のダイレクト自動車保険市場をリードする会社として存在感を高めてきました。

主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移^{(※1)(※3)}



(※1) 各社の公表資料などにより、当社が調査したものです。ダイレクト保険会社とは、2025年度までに自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社を指します。

(※2) 2002年度末の時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社の自動車保険料収入より、当社が調査したものです。

(※3) 2025年度については、2026年6月19日までに公表された数値をもとに表示しています。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

お客さまや社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適切性を確保し企業価値を向上していくことを経営の重要課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図っています。

経営体制

取締役会

2026年7月現在、取締役5名で構成されています。

取締役会は、原則、月に1回開催され、経営の基本方針、経営上の重要事項等を決定するとともに、取締役の職務の執行の監督を行っています。

監査役会

2026年7月現在、監査役4名で構成されています。

各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

社内および社外の監査態勢

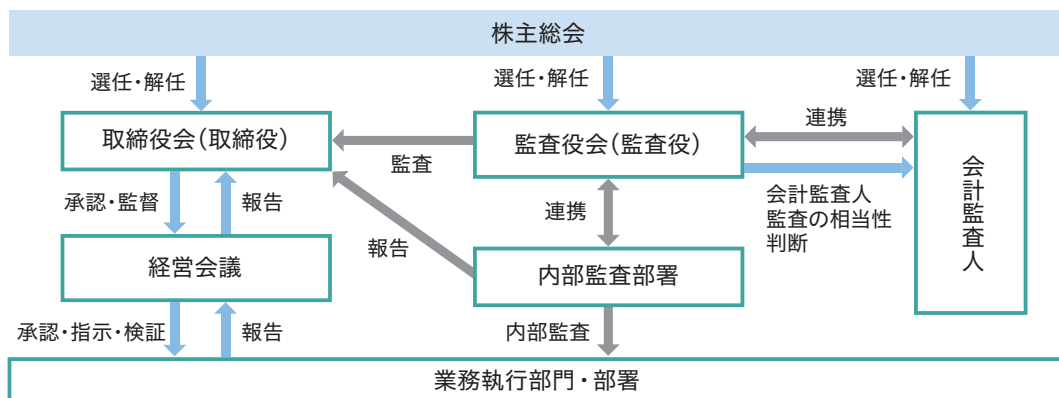
社内の内部監査態勢

他の部門・部署から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取締役会に報告しています。

社外の監査・検査

会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「PwC Japan有限責任監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき、職務の執行を行う。社員は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
 - ② 取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
 - ③ 取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役に報告する。
 - ④ 取締役会はソニーフィナンシャルグループの「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
 - ⑤ 取締役会等は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員及び社員に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
 - ⑥ 取締役会は、情報セキュリティに関する基本方針を定め、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
 - ⑦ 取締役会は、利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
 - ⑧ 取締役会は、他の業務執行部署から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役に報告する。
 - ⑨ 取締役会は、内部監査方針及び内部監査規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び社内規程等に従い適切に保存し管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会は、リスク管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
 - ② 取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社の経営戦略、リスク特性、業務内容に応じ、適切なリスク管理を行う。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。

- ③取締役会は、リスクに見合った十分な自己資本を確保し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④取締役会は、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、危機管理方針及び危機管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
 - ②取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議および決定については、同会議に委任する。
 - ③取締役会は、事業計画管理規則を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。
5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
6. 当社及び当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社は、保険業法に基づき認可を受けた損害保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するための体制を構築する。
 - ②当社の内部監査担当部署は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。
 - ③親会社の監査委員が、当社の内部統制システムの整備状況について監査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。
 - ④当社は、必要に応じて親会社に当社の経営情報を提供し、また親会社内部監査部門との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ①監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
 - ②監査役は、監査役を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ①取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
 - ②取締役及び社員は、当社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員及び社員に周知する。
 - ③取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
10. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ①代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
 - ②当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の運用状況

当社は、前記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めています。2025年度において実施した内部統制上重要と考える主な取組みは以下のとおりです。

コンプライアンスに関する取組み

取締役会は、コンプライアンス・マニュアルを定め、また毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、その推進に取組んでいます。

2025年度の主な活動として、「PSOに伴うグループ内取引審査の見直し」「損保業界の構造的課題への対応」に重点的に取組み、コンプライアンス態勢の強化およびコンプライアンス活動の推進に取組みました。これらの活動の進捗状況は、四半期ごとに取締役会に報告されています。

なお、2025年度は、重大な法令違反等にかかわる内部通報、利益相反のおそれがある取引の報告はありませんでした。

リスク管理に関する取組み

取締役会は、業務遂行にかかる主要なリスクについて、リスク管理担当部署を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取組んでいます。

■「リスク選好方針」の策定と統合的リスクモニタリング

取締役会は、会社のリスク特性に基づくリスク許容度とリスクテイクの考え方を「リスク選好方針」として定めた上で、経済価値に基づき計測される統合リスク量に対し、自己資本が十分であることを示す指標(ESR)を設定し、水準や変動を定期的にモニタリングしています。

2025年度は、リスク計測手法や各種前提条件に対して、モデルによる現在推計がより実態に近づく検討や、新たな再保険スキームに対するESRへの反映方法の検討を行い、統合的リスク管理の高度化を進めました。

■ 危機発生時の適切なリスク軽減措置を講じるための体制整備

取締役会は、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備し、経営会議の諮問機関である危機管理委員会は、重要事項を審議するとともに、取締役会が定める方針および規程に基づき、リスク分析・評価、危機発生時の態勢・手順等の整備、訓練実施、業務継続計画の見直し等の活動を継続的に実施しています。

■ 顧客情報を含む情報資産等の適切な管理

取締役会は、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うため、法令・基準・ガイドライン等に沿った情報セキュリティ管理態勢を整備し、その維持・向上のための活動も継続的に実施しています。

2025年度の主な活動として、「情報資産管理のセキュリティ評価・改善」「サイバーセキュリティの強化」を重点施策とし、顧客情報をはじめとした各種情報資産の厳正な管理に努めました。

効率的な職務執行体制の確保に関する取組み

取締役会および経営会議における業務執行の決定を効率的に行うために、商品検討委員会、情報システム委員会等、経営会議の諮問機関を設置し、事前審議を行っています。

グループ会社における業務の適正確保に関する取組み

当社の親会社であるソニーフィナンシャルグループ株式会社との経営管理契約に則り、必要な情報をソニーフィナンシャルグループ株式会社に適時適切に報告しています。

また、ソニーフィナンシャルグループ株式会社の月次定例会において、主要な経営指標の状況(収益/利益/損害率/事業費率等)を報告しています。

監査役監査に関する取組み

2025年度は、代表取締役は監査役との会合を定期的に行い、事業計画の進捗および年度見直しに対する認識、中期経営計画の概要および特徴的な取組み、経営上の重要ポイント等に関して意見交換を行いました。

また、社内通報制度を利用した通報は、受理後ただちに監査役に報告され、必要に応じて、指導・助言等を行っています。

コンプライアンス

コンプライアンス基本方針

コンプライアンス(法令等遵守)は経営の最重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、お客さまをはじめとするステークホルダーからの信頼を確立するべく、当社は、以下のコンプライアンス基本方針に基づいて、事業活動を行っています。

コンプライアンス基本方針（抜粋）

- 1.「法令等」についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
2. お客様本位で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。
3. お客様にとって分かりやすく、かつ正確に理解して頂ける募集資料・広告の作成等により、募集・申込等における適切性を確保します。

☞ コンプライアンス基本方針の全文はウェブサイトをご覧ください。

・コンプライアンス基本方針 (<https://www.sonysonpo.co.jp/company/fr05030.html>)

行動規範

当社は、ソニーフィナンシャルグループの一員として、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」を会社の行動指針とし、すべての取締役、役員および従業員が遵守しています。

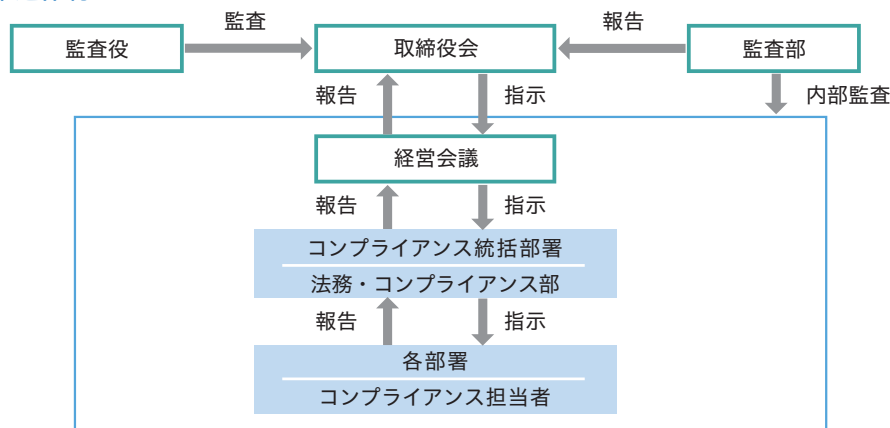
☞ 「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」の内容はウェブサイトをご覧ください。

・ソニーフィナンシャルグループ行動規範 (<https://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n4020100.html>)

コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンス統括部署の一元的管理のもと、各部署が主体となって、コンプライアンスの推進を図っています。

コンプライアンス推進体制



コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。

また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス統括部署が定期的にフォローアップし、経営会議および取締役会に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルを制定し、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要なときに確認できるようにしています。コンプライアンス・マニュアルには、基本方針や推進体制などを掲載するほか、遵守すべき法令等について事例集で解説することで社員が理解を深められるよう、工夫しています。

コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、e-ラーニング研修を含む全社員研修、新入社員研修を実施するほか、業務特性に応じた各部署内での研修などを実施することで、コンプライアンスに関する周知・浸透を図っています。

通報制度

コンプライアンス上の問題が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取組めるよう、問題の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は全社的なコンプライアンスを確保するための重要な施策と位置付けられており、社内および社外に通報者の匿名性やプライバシーが確保された通報窓口を設置して、制度の実効性確保を図っています。

インサイダー情報の取扱い

当社は、「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引等防止基本方針」を遵守し、未公開の重要な情報の漏えいを防止しています。また、金融持株会社であるソニーフィナンシャルグループ株式会社では、グループ各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引等の防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じています。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは断固として対決すべく、ソニーフィナンシャルグループで制定した「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を当社でも採択し、対応態勢を整備するとともに、反社会的勢力排除に向けた取組みを行っています。

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

ソニーフィナンシャルグループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを遵守することとします。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

利益相反管理方針

お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

利益相反管理方針の概要

1. 基本方針

当社は、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまとの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、「当社グループ会社」その他のソニーグループ株式会社が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している他の法人等、または出資、取締役その他これに準ずる役職への役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等であって、金融業を営む法人等をいいます。

2. 対象となるお客さまの範囲

本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社の業務に係るお客さまとします。

3. 対象取引

当社は、次の各号に掲げる取引（以下「対象取引」という。）によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

①お客さまの利益とソニーグループ金融会社等の利益が対立する場合において、ソニーグループ金融会社等の利益を得ることを優先する取引

②お客さまの情報を不適切に利用して利益を得る取引

③お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引

④その他、当社がお客さまの利益を害していると認められる取引

4. 利益相反管理体制

(1) 体制

当社は、利益相反を管理する統括責任者（以下「利益相反管理統括責任者」という。）を定め、当社における利益相反管理態勢を整備します。

(2) 措置

利益相反管理統括責任者は、社内における報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

①利益相反を発生させる可能性のある部署間の情報遮断

②対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更

③利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示

④その他、利益相反管理統括責任者が必要と判断する措置

(3) 記録

利益相反管理統括責任者は、利益相反管理に関する事項を適切に記録し、保存するものとします。

リスク管理

損害保険会社を取り巻くリスクは、経営環境の変化に伴って多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性がますます高まっています。当社ではリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、リスクの的確な把握とその低減策やリスクが顕在化したときの対策の検討など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

統合的リスク管理(ERM：Enterprise Risk Management)

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営目標とし、業務・財務の健全性を確保するため外部環境の変化を含め会社が直面するさまざまなリスクを網羅的に捉えて定量的・定性的に評価し統合的に管理しつつ、適切なリスクテイクによる収益拡大と資本効率向上を目指す経営管理を行うべく態勢整備を進めています。

また、「リスク選好方針」としては、個人分野の保険を中心に適切な保険引受リスク管理を前提に積極的な保険引受を行うことなど、会社のリスク特性に基づくリスク許容度とリスクテイクの考え方を定めています。

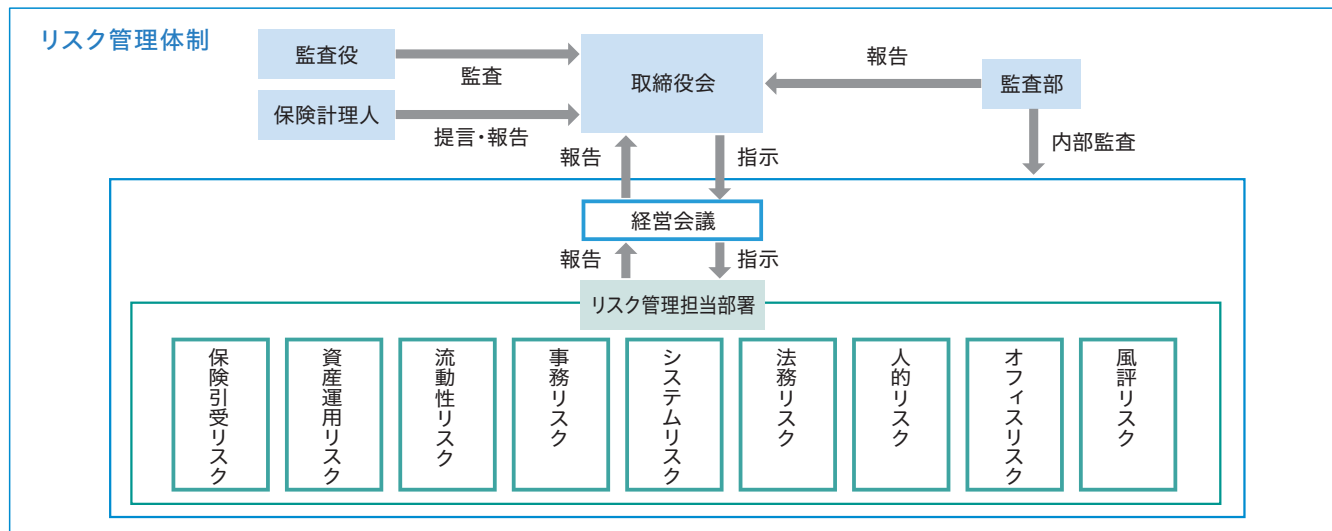
規制に基づく経済価値ソルベンシー・マージン比率に加え、内部管理基準に基づき計測される統合リスク量に対し、自己資本が十分であることを示す指標(ESR:Economic Solvency Ratio)を計算しています(以下、内部管理ESRといいます)。内部管理ESRは、アラームポイントを設定するだけでなく、目標となるレンジを設定し、状況に応じて機動的に必要な対応を講じることとしています。

この内部管理ESRの水準変化や感応度・変動要因の分析等による資本十分性の確認などを定期的にモニタリングし、取締役会等へ報告しています。加えて、ORSA(Own Risk and Solvency Assessment：リスクとソルベンシーの自己評価)を実施のうえ、その結果等を取締役会等へ報告しています。また、終身型医療保険契約を保有することに伴い発生する金利リスクをヘッジするため、超長期固定利付債券を十分に保有するなど、負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理を行っています。

このほか、予想外の大規模な自然災害や金融市場の混乱が発生した場合には、通常では考えられないような損失を被る可能性があることから、これらのリスクに対してストレステストを実施し、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額などの影響を把握し、資本や流動性の十分性の検証を行っています。

リスク管理体制

業務遂行にかかる主要なリスクについてリスク管理担当部署を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取り組んでいます。



主なリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

主要リスク	リスクの概要	リスク管理への取組み
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク	「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けることや必要に応じて適切な再保険 ^(※1) を設定することを定めています。また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、もしくは将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更等の措置を講じることなどを定めています。当社では、これらのリスク管理の一環として「保険引受リスク管理規程」に料率や引受基準のモニタリング項目等を定め、定期的な検証を実施しています。 (※1)再保険については、本誌40ページをご覧ください。

主要リスク	リスクの概要	リスク管理への取り組み
資産運用 リスク	保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクであり、その性格から、「市場リスク」「信用リスク」に分類しています。 市場リスク 金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産の価値が変動して損失を被るリスク、資産から生み出される収益が変動し損失を被るリスク 信用リスク 信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、保険会社が損失を被るリスク	「統合的リスク管理規程」や「資産運用リスク管理規程」の各種規程・細則等を策定し、資産・負債のリスク特性、および自己資本に対するリスク量の水準などに鑑み適切な資産運用リスクの管理を行っています。 市場リスク 保有する資産それぞれのリスク特性を踏まえリスク量の把握と自己資本の十分性評価を行っています。特に終身型医療保険契約を保有することに伴う金利リスクについては、負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理を行っています。 信用リスク 安全性を重視し、外部格付機関による格付等を勘案し投資可能な銘柄選定を行い、投資後モニタリングを行っています。 また、社内規程に基づいて厳格に資産査定を行い、必要に応じて償却・引当を実施し、資産の健全性を確保しています。
流動性 リスク	流動性リスクは、その性格から「資金繰りリスク」「市場流動性リスク」に分類しています。 資金繰りリスク 財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量または大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク 市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスク	「流動性リスク管理規程」等を策定し、流動性資産を十分に保有するとともに、資金繰りのひっ迫度に応じた適切な管理を行うために適切な資金繰りを行っています。 資金繰りリスク あらかじめ確保すべき流動性資産、保有を制限する資産の上限等を定め、定期的に資金繰りの現状や見通しを確認する中で、資金の状況を確認しています。 また、巨大災害発生時のストレスシナリオ分析に基づく予想資金流出額を試算し、これに備えるための流動性の確保を確認しています。 市場流動性リスク 保有を制限すべき市場流動性が非常に低い資産の種類およびその保有限度額を定め、過度な流動性リスクの保有を抑制しています。
事務 リスク	役職員等（代理店および業務委託先における従業者を含む）が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスク	「事務リスク管理規程」のほか、各種業務規程等を整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化等を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの軽減に努めています。
システム リスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、不正使用などにより損失を被るリスク	「システム開発リスク管理規程」のほか、各種業務規程等を整備し、情報システムの安全かつ安定的な稼働に努めています。
法務 リスク	当社業務に関連し、法令や契約等への違反、不適切な契約締結、その他法的な原因により罰則適用・損害賠償等の損失を被るリスク	法務リスク管理態勢の構築、および法務リスクの軽減を図るために必要な手順・管理方法等を「法務リスク管理規程」に定め、業務や取引の適法性の確認・検証等に取組んでいます。
人的 リスク	人事運営上の不公平・不公正（採用、退職、評価、処遇、育成、労務管理等の問題）や差別的行為（人権）から生じる損失・損害などにより会社が被るリスク	左記のリスク軽減のため、「人的リスク管理規程」を設けて業務の健全性を確保しています。
オフィス リスク	当社事業に関連する書類・設備等の諸資産に関する物理的リスク	「オフィスリスク管理規程」を設け、規程の周知・整備などを通じて態勢強化を図るとともに、オフィスセキュリティや災害対応準備等の物理的安全確保に関する施策を実施するなど、業務の健全性を確保しています。
風評 リスク	風評（当社に関する悪評や風説）による信用低下が要因となり、損失や損害を被るリスク	「風評リスク管理規程」を定め、日々のモニタリングや風評の要因となる事象への適切な対応などを通じ、リスクの最小化に努めています。 また、当社事業に関する情報、環境やアクセシビリティなどの取り組み等のサステナビリティに関する情報について、適時適切に開示し、信頼される企業であり続けるよう努めています。

危機管理態勢

大規模な自然災害、感染症の流行およびサイバー攻撃等、業務の継続的な遂行が困難となる事態を危機と定め、危機発生時には業務継続計画等に従い緊急対策本部を設置して対応するなど、特に役職員等の安全確保、地域社会への安全への協力、保険金等支払い等の重要業務の継続を可能とする危機管理態勢を整備しています。

また、各種シナリオに基づいた訓練を定期的実施し、危機発生により引き起こされる混乱および被害を最小化し、早期に当社の業務運営を正常な状態に戻すことに努めています。

再保険について

再保険とは

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、地震・台風などの広域大災害のときには保険金支払が巨額となる可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、経営破綻を避けることはもちろん、災害発生後もお客さまへの保険金支払を確実に行うため、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引受けてもらう「再保険」によってリスクを平均化・分散化し、経営の安定を図っています。

再保険を設定する（自社が引受けたリスクを他の保険会社に引受けてもらう）ことを「出再」、他の保険会社が引受けた保険の責任（リスク）の一部を自社で負担することを「受再」といいます。

出再（再保険の設定）にあたってのリスクとその対処

出再後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といいます。この出再に関連するリスクとして、主に次の2つがあります。

- ①保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な出再が手配されていないリスク
- ②出再先（再保険の取引先）の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないリスク

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、損害の想定・保険業績等から分析・評価し、当社の担保力（準備金、収益性）などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持する上で合理的な水準で設定しています。

保有の上限額を超える引受けを行う場合には、出再の手配を行っています。

なお、出再先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力（財務内容）を主として、長期安定的な取引が可能であるかなど確認すべき項目について適切に点検の上、選定しています。

※「出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合」および「出再保険料の格付ごとの割合」については、本誌63ページをご覧ください。

受再（再保険の引受け）にあたってのリスクとその対処

受再を行う場合には、当社の負担能力を超えたリスクが発生することのないようにリスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に対処しています。

再保険リスク管理

「保険引受リスク管理規程」に保険種類別のモニタリング項目等を定め、再保険リスクについて適切な管理を行っています。

自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害（地震・台風等）が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。

当社では、想定される損害をリスク評価モデル等により定量的に把握し、異常危険準備金の積立状況等を勘案の上、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野保険における責任準備金積立の適切性を確保するために金融庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

ストレステスト

あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の予想を超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点型の医療保険のがん保障部分および医療保障部分ならびに入院実費型の医療保険の3つの契約区分で実施しています。

ストレステストで予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積み立てます。

負債十分性テスト

ストレステストで責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の通常の予想の範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいった契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。

ストレステスト、負債十分性テストにおける事故発生率の設定水準

契約区分ごとに過去5年間の実際の事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。

ストレステスト、負債十分性テストの結果

第三分野保険におけるストレステスト、負債十分性テストの結果、入院実費型の医療保険の契約区分において以下の責任準備金を積み立てています。

（単位：百万円）

	責任準備金	2024年度末	2025年度末
ストレステスト	危険準備金	0	0
負債十分性テスト	保険料積立金（追加分）	-	-

個人情報保護および情報セキュリティへの取組み

個人情報保護への取組み

当社は、お客さまにより良い商品・サービスをご提供するにあたり、お客さまの個人情報を適切に管理し、お客さまのご希望に沿って利用することを、重要な責務であると考えています。

当社は、ソニーフィナンシャルグループの一員として、プライバシーポリシーを遵守することを宣言し、お客さまの個人情報の保護に万全を尽くすよう、取組んでいます。

ソニー損害保険株式会社 プライバシーポリシー

1. 序文

当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する諸法令、これらの法令に関し個人情報保護委員会その他所管官庁が公表するガイドライン等に定められた義務、ならびに本ポリシーを遵守します。

2. 取得

当社は、個人情報を取得する際は、あらかじめ取り扱う個人情報の項目、利用目的、お問い合わせ窓口等の必要な情報を公表または通知、もしくは明示し、ご本人の同意を得るよう努めます。

2-1. 個人情報の取扱い

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。

2-2. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、個人情報保護法第2条第3項で定める要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等)ならびに労働組合への加盟、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

・法令等に基づく場合など

2-3. 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、後記「4-3. 個人データの共同利用」も行いません。

3. 利用目的

当社は、あらかじめご本人の同意を得た場合、または法令により認められた場合を除き、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱い、およびそのための措置を講じます。

4. 個人情報の提供先

当社は、法令により認められた場合を除いて、別途事前にご本人の同意を得ることなく、各種情報を第三者へ提供することはいたしません。

4-1. 個人関連情報の提供

(1) ① 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。

② 当社は、第三者から個人関連情報(趣味嗜好カテゴリやウェブサイトの閲覧履歴・広告閲覧履歴、その他インターネット利用時の行動に関する情報、属性情報(性別、年齢、家族構成、職業、お住まいのエリア等が含まれます))の提供を受け、当社が保有する個人データと紐づけたうえで、利用することがあります。

4-2. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4-3. 個人データの共同利用

(1) 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/>)、または、損害保険料率算出機構のウェブサイト(<https://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 弁護士保険の紛争解決制度について

当社は、弁護士保険に関する弁護士およびお客さまとの間において生じた紛争を迅速・公平に解決するため、日本弁護士連合会との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、日本弁護士連合会のウェブサイト(<https://www.nichibenren.or.jp/>)をご覧ください。

(3) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(4) ソニーフィナンシャルグループ間の共同利用

ソニーフィナンシャルグループ(後記(4)-2. で定める者をいいます)は、個人データの共同利用を以下のとおり行います。当該共同利用は、金融商品取引法等、個人情報保護法以外の関連法令等による制限がある場合、当該法令等に則り取扱いいたします。

(4)-1. 共同して利用する個人データの項目

A. 属性に関する情報(例として、住所、氏名、生年月日、性別、勤務先、役職、電話番号や電子メールアドレス等の連絡先、個人識別符号等の個人を識別・特定することが可能な情報、およびご家族に関する情報等)

B. 財務に関する情報(例として、収入・支出、資産・負債の状況等)

C. お取引に関する情報(例として、商品・サービスの種類、取引金額、契約日等の申込に係る情報、保険事故等における請求に係る情報、取引ニーズ、証券番号、取引店番号・口座番号等の各種管理番号、取引履歴・記録・経緯、お取引の可否の判断に関する情報等)

D. ソニーフィナンシャルグループ(後記(4)-2. で定める者をいいます)が提供するアプリやWebサイト、その他書面等を通じて取得される情報(例として、アプリ等の利用状況、閲覧履歴、位置情報、アンケート等の回答データ等)

(4)-2. 共同して利用する者の範囲

ソニーフィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社のうち、個人情報保護法27条5項3号に基づく対外告知を実施済みの会社(以下、ソニーフィナンシャルグループといいます)

(4)-3. 共同利用の目的

A. ソニーフィナンシャルグループが提供する各種金融商品やサービスの企画・開発のため

B. ソニーフィナンシャルグループの企業情報、各種金融商品やサービスその他の関連情報についてのご提案、ご案内、ご提供またはそれらへのご意見やお問合せへの対応のため

C. その他、前記A.Bに付随する業務およびソニーフィナンシャルグループの業務運営を円滑に履行するため

(4)-4. 個人データの管理について

当該個人データを原取得したソニーフィナンシャルグループ各社の情報につきましては、ソニーフィナンシャルグループ株式会社のウェブサイトをご覧ください。

(5) ソニーグループ各社*への提供

当社は、提供先の利用目的、提供する個人データの項目等を明確にした上で、第三者提供に関するご本人の同意をあらかじめ取得した場合に限り、ご本人の個人データをソニーグループ各社*へ提供することがあります。その場合、提供する個人データは、提供目的に必要な項目に限定し、その他の目的に利用されることはありません。

(*) ソニーフィナンシャルグループ(ソニーフィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社)を除くソニーグループ各社を指します。

4-4. 再保険契約のための外国にある第三者への提供

当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人データの提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)があります。保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名は特定できません。

4-5. 再保険契約以外の外国における情報の取扱い

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合等個人情報保護法第28条第1項において「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」へ、個人データを提供するにあたっては、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、提供先における個人データの安全管理措置に相当する措置を義務付ける契約を提供先との間で締結するなど行います。

5. 安全管理措置に関する事項

当社では、国際標準化機構(ISO)の27001規格群や米国国立標準技術研究所(NIST)のSP800シリーズなどの業界標準やベストプラクティスに基づき定められたソニーフィナンシャルグループ共通のポリシーを適用し、当社が取得・保有する個人情報に対して厳重なセキュリティ対策を講じています。

5-1. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データ(特定個人情報を含みます)の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

①基本方針の整備

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問および苦情処理の窓口」等について本宣言を策定し、必要に応じて見直しています。

②個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等についての規程を整備し、必要に応じて見直しています。

③組織的安全管理措置

- ・個人データの管理責任者等の設置
- ・就業規則等における安全管理措置の整備
- ・個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- ・個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ・個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施
- ・漏えい事案等に対応する体制の整備

④人的安全管理措置

- ・従業員との個人データの非開示契約等の締結
- ・従業員の役割・責任等の明確化
- ・従業員への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練
- ・従業員による個人データ管理手続の遵守状況の確認

⑤物理的安全管理措置

- ・個人データの取扱区域等の管理
- ・機器および電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄

⑥技術的安全管理措置

- ・個人データの利用者の識別および認証
- ・個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
- ・個人データへのアクセス権限の管理
- ・個人データの漏えい・毀損等防止策
- ・個人データへのアクセスの記録および分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録および分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの監視および監査

⑦委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

⑧外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

6. 子どもの個人情報

当社は、子どもに関する個人情報の収集、保管および使用に適用される法令のすべてを遵守するよう努めます。

7. プライバシーポリシーの変更

当社は、法令で認められた範囲において、本プライバシーポリシーを随時変更することができるものとします。また、当社は、個人情報を適切に取扱うために、社会・環境の変化等を踏まえ、本プライバシーポリシーの見直しを含めた個人情報管理態勢の継続的な強化・改善に努めます。

8. 問い合わせ窓口(ご相談への対応)

当社は、個人情報の開示、訂正、利用(商品やサービスの紹介等)の停止、消去その他の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、ご意見、苦情・相談等に対し、法令の規定に基づき、適切に対応いたします。ご本人が個人情報を提供された後窓口までご連絡ください。

▼ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、当社ご契約者デスクまたは別にご案内のある場合の部門にお問合せください。また事故に関するご照会については、サービスガイド等に記載の各担当サービスセンターまたは別にご案内させていただきます担当部門にお問合せください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

▼ソニー損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒144-8721 東京都大田区蒲田5丁目37番1号
アロマスクエア11F

電話 0120-101-656

受付時間 午前9時～午後5時30分 月～金(会社所定休日除く)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報、特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

※ 誌面の都合上、プライバシーポリシー本文を抜粋・要約して掲載しています。プライバシーポリシーの全文はウェブサイトをご覧ください。

・ プライバシーポリシー (<https://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n0040000.html>)

情報セキュリティへの取組み

情報セキュリティマネジメントシステムの構築

当社では、お客さまからお預かりする個人情報ははじめとする各種情報資産の厳正な管理が重要であることを強く認識して、情報セキュリティマネジメントシステムの構築に取り組んでいます。

当社を取り巻く内部・外部の環境変化を捉え、機密性・完全性・可用性の観点で潜在的なリスクを評価するとともに、適切な安全管理措置を講じます。また、従業員に対する定期的な情報セキュリティ教育を実施し、情報資産の脅威となるサイバー攻撃や内部不正等のリスク低減に向けて、継続的な改善を行っています。

サイバー攻撃のリスク低減に向けた取組み

近年、ますます高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対し、ネットワークへの不正侵入防御や適切なアクセス制御等の多層的な防御網を構築することによって対応力の強化に努めています。業務継続計画にもサイバー攻撃への対応シナリオを加えているほか、実際の攻撃を想定した訓練を定期的実施しています。

また、サイバーセキュリティ関連のインシデントに対応する社内CSIRT(Computer Security Incident Response Team)を設置し、サイバー攻撃の脅威に備えています。社内CSIRTでは、日々のインシデント管理や外部専門機関との情報共有を行うことで被害の未然防止に努めるほか、万一インシデントが発生した際は、迅速に対応できるよう体制を整備しています。

お客さまをはじめとするステークホルダーの皆様当社をご理解いただくため、ウェブサイトやディスクロージャー誌などを通じて、当社に関する情報の適時適切な開示に努めています。

公式ウェブサイト

公式ウェブサイトでは、ソニー損保についてご理解をいただけるよう、以下の各種情報を提供しています。

会社情報

トップメッセージ、会社概要、電子公告、グループ企業、コーポレート・ガバナンス、お客さま本位の業務運営方針やその取組結果、採用などに関する情報を掲載しています。

<https://www.sonysonpo.co.jp/company/>



会社情報(2026年7月時点)

ソニー損保の取組みのご紹介

お客さまに安心と信頼を感じてもらうためのソニー損保の取組みとして、初めて自動車保険や火災保険に加入する方向けの保険知識などを掲載しています。

自動車保険デビューはソニー損保:

<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/debut/>

はじめての火災保険まるわかりガイド:

<https://www.sonysonpo.co.jp/fire/hajimete/>



自動車保険デビューはソニー損保
(2026年7月時点)



はじめての火災保険まるわかりガイド
(2026年7月時点)

サステナビリティ

気候変動問題への対応や、ダイバーシティを踏まえた環境の整備、アクセシビリティ向上の取組み、ESG投資といったサステナビリティの各種取組みや実績・指標(KPI)などを掲載しています。

<https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/>



サステナビリティトップページ
(2026年7月時点)

ディスクロージャー誌

保険業法第111条に基づき、ソニー損保の特色や取組み、財務情報などを紹介することを目的に、毎年1回発行しています。

当社ウェブサイトで、PDF版でご覧いただけます。

<https://www.sonysonpo.co.jp/company/fr05020.html>



ディスクロージャー誌2026

※掲載内容は2026年7月時点のものです。

保険のしくみ

損害保険制度

損害保険制度は、多数の人々が「大数の法則」に基づいて算出された保険料を支払う（お金を出し合う）ことで、事故が発生した場合に保険金を受取る（出し合ったお金から補償を受ける）ことができる相互扶助のしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心（補償）」を得ることができます。

保険料率について

保険料算出のもととなる「保険料率」は、当社が算出し、金融庁による認可または金融庁への届出後、適用しています。

保険料は、事故発生時に支払う保険金に充てられる「純保険料」と、保険会社の運営に必要な経費などに充てられる「付加保険料」で構成されます。なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険・火災保険・傷害保険等の純保険料率および自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率（純保険料率および付加保険料率）を算出し、会員保険会社に提供しています。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が一定の偶然な事故により生じる損害の補償を約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。

また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で目に見えるようにしたものです。当社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。

保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を追加・変更する目的でセットする特約により構成されます。

【保険約款では主に以下の内容が規定されています。】

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および支払額
4. ご契約に際して保険会社からの質問に正しくお答えいただく重要な事項（告知義務）
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社にその事実を連絡しなければならないか（通知義務）
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

ご契約のお手続きについて

販売方法

インターネットや電話を通じて直接お申込みいただくダイレクト販売のほか、損害保険代理店委託契約を締結した代理店や、ソニーフィナンシャルグループ各社を通じた販売も行っています。

ダイレクト販売

テレビCMやインターネット広告などを通じて商品やサービスを広くご案内しています。当社のご契約者の大多数は、公式ウェブサイトやカスタマーセンターを利用して直接当社にお申込みをされています。

■ ウェブサイトの操作・手続きのサポート

お客さまがパソコンやスマートフォンでご覧になっている当社ウェブサイトの画面を、当社オペレーターがリアルタイムで共有してサポートする「一緒に見積サポート」のサービスを提供しています。ウェブサイトの操作やお手続きに関しご不明な点やお困りのことが生じた場合は、オペレーターがスピーディーかつ的確に電話やウェブチャットでサポートします。

また、AIチャットボット機能の活用によりお客さまのご質問に時間帯を問わず迅速に回答できるようにしています。



ウェブサイトトップページ(2026年7月現在)



自動車保険スマートフォンサイト
見積ページ(2026年7月現在)

代理店による販売

クレジットカード会社や航空会社などの会員組織を持つ企業、自動車や住宅関連企業、保険ショップなどの保険相談を行う保険代理店などと損害保険代理店委託契約を結び、それぞれの企業が当社代理店としてソニー損保の保険商品を販売しています。

■ ソニー損保の代理店制度の特徴について

一般的な保険代理店の業務は、募集のほか、契約手続（申込手続・保険料の領収など）や異動手続、保険金請求のサポート、満期継続のフォローなど多岐にわたります。一方、当社の代理店では募集までを行い、以降のお手続きは、ウェブサイトやカスタマーセンターを通じてお客さまと当社の間で直接行うため、代理店に委託する業務は最小限となっています。

☞ 代理店業務の違いについては、下表をご参照ください。

代理店業務の違い

	一般的な代理店	ソニー損保の代理店
見込客の発見	●	● 代理店顧客データベースを活かした見込客の発見など
募集	●	● 簡単な商品説明（見積りをする您也可以）
契約手続	●	● 保険料の領収、申込書の作成・受領などはソニー損保が直接対応します。
異動・保全	●	● お客さまからソニー損保に、直接ご連絡をいただき対応します。
事故受付・相談	▲	
満期更改	●	● 満期のご案内をソニー損保からお客さまに直送し、お手続きいただきます。

●・・・実施 ▲・・・一部実施

■ 代理店登録について

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の手続きを経て代理店登録や募集人としての届出を行う必要があります。

■ 代理店手数料について

当社は、代理店委託契約に基づき、代理店が募集した保険契約について代理店手数料を支払います。自動車保険においては件数規模の評価に加え、業務品質面も評価に反映する体系となっていますが、代理店におけるお客さま本位の業務運営を一層推進するため、2027年度以降は苦情等管理、事務事故発生状況等の業務品質の評価割合を50%超に拡大します。

なお、自動車保険以外の種目については、件数規模の評価はなく業務品質の評価のみとなっています。

■ ソニー損保の損害保険代理店教育について

保険募集に関する法令等の遵守や商品内容・契約に関する知識の習得など、代理店（募集人）の保険募集能力の向上を図るとともに、お客さまのご意向に沿った商品を適切にご提案できるよう、e-ラーニングなどを活用した代理店研修を実施し、ご契約者保護やお客さま満足の向上に努めています。

ソニーフィナンシャルグループ各社による販売

ソニーフィナンシャルグループ各社との連携によりグループシナジーを発揮し、トータルな金融サービス提供の推進による新たな価値の創造に努めています。

■ ソニー生命保険株式会社

ソニー生命はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー生命のライフプランナー（営業社員）がソニー損保の自動車保険・火災保険・ペット保険を販売しています。

■ ソニー銀行株式会社

ソニー銀行はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー損保の自動車保険、火災保険および海外旅行保険を販売しています。

ソニー損保が代理店となっている商品

- ・ソニー少額短期保険株式会社の少額短期保険
「わりかん がん保険」「シンプル入院ほけん」「傷害（スポーツ）保険」「スマホ保険」
- ・セコム損害保険株式会社のがん保険
「自由診療保険メディコム」

*いずれもウェブサイトで、当社が代理店となって販売しています。

*ソニー少額短期保険株式会社、セコム損害保険株式会社と、募集業務の代理および事務の代行に関する契約を締結しています。

ご契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

ご契約にあたり、お客さまのご意向を把握し、その意向に沿った契約内容であることをご確認いただく取組みを実施しています。お申込みの際は、契約申込書やウェブサイトの申込画面等を十分ご確認の上ご契約いただくようにしています。お客さまによく理解していただく必要のある、商品・サービス・約款の内容などについては、重要事項説明書などに概略を記載していますので、必ずご確認いただくことにしています。

また、これらの書類では保険料算出に必要な条件などをお客さまに漏れなく申告していただけるよう、割引の適用条件などについてもご案内しています。

商品パンフレットや重要事項説明書

お客さまにとって分かりやすい内容で適切に作成されるよう、説明方法などを定めた「募集資料取扱ガイドライン」を策定し、コンプライアンス統括部署が審査をしています。

契約内容の確認について

契約内容がお客さまのご意向に沿っているか、お客さまの情報が正しく記載されているかなどについて、お客さまご自身にウェブサイトや契約申込書でご確認いただいてからお申込みいただくようにしています。

ご契約後にお届けする書類等

ご契約のお申込後には、保険証券等をお送りします。自動車保険や火災保険では、保険証券(継続証)の発行・送付を省略することもできます(証券ペーパーレス割引が適用されます)。

なお、普通保険約款・特約、重要事項説明書、サービスガイドは、ウェブサイトでもご覧いただけます。

クーリングオフ制度

保険期間が1年以上(*)のご契約については、お申込み後であっても申込みの撤回または契約の解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客さまが保険証券などを受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

(*)クーリングオフは、保険業法第309条1項で1年超のご契約が対象です。当社の海外旅行保険のご契約期間は1年以下となるため、「クーリングオフ制度」の対象外です。



自動車保険の重要事項説明書(左)とサービスガイド(右)
(2026年7月時点)

保険料について

保険料のお支払い

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約の際にお支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まって、保険料のお支払い前に生じた事故については、原則として保険金はお支払いできません。

また、保険料を分割してお支払いいただくご契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合も保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

追加保険料の請求・保険料の返還

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。

また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、約款の規定に従って、保険料を返還します。

販売・勧誘方針

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客さまと直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、常にお客さまのご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

販売・勧誘方針

1. 販売・勧誘にあたっての基本方針

- (1) お客様の加入・申込目的、知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、銀行法、その他の関係法令等を遵守し、適切な販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。
- (5) 断定的な判断や事実に基づかない情報提供など、お客様の誤解を招くような勧誘はいたしません。

2. お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な商品のお勧めができるよう努めます。

3. インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

4. その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

5. 各種サービス体制について

- (1) お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2) 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ確かな保険金のお支払ができるよう努めます。

* 以上は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の勧誘方針です。
なお「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の概要については、金融庁のウェブサイトをご参照ください。

商品ラインアップ

当社は、合理的で質の高い保険商品の提供を通じ、「安心・安全な生活の提供」に貢献することを目指しています。なお、いずれの商品もインターネットで24時間365日見積りや申込み等が可能です。

※ 各商品の説明は2026年7月時点の内容です。詳しい内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。また、実際にご契約いただく際は、必ず詳細を重要事項説明書等でご確認ください。

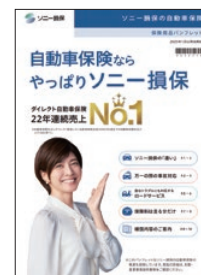
自動車保険 約款名：総合自動車保険 Type S



当社の自動車保険は、走行距離の長さに応じた保険料体系となっています。お客さま一人ひとりのリスクにあわせた保険料算出システムで、手厚い補償を“走る分だけ”の合理的な保険料で提供します。

2025年10月から、自動車保険契約者向けに提供している「緊急時サポート」アプリに衝突検知機能を追加しました。ご契約のお車が、他物との衝突などにより強い衝撃を受けたことを「緊急時サポート」アプリが検知したときは、スマートフォンに表示されるプッシュ通知をタップすることで、ソニー損保に事故のご連絡と事故受付に必要な情報の伝達ができるサービスを提供しています。

自動車保険ウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/auto/>



自動車保険のパンフレット

【安全運転でキャッシュバックプラン】

スマートフォンで計測した運転特性データから事故リスクを推定し、その結果に応じて保険料を最大30%キャッシュバックするAIを活用した運転特性連動型自動車保険です(*)。

(*) 安全運転でキャッシュバックプランは2026年7月現在、販売を一時停止しています。なお、現在「安全運転でキャッシュバックプラン」を契約されているお客さまは、保険始期日が2027年3月31日以前のご契約までは「安全運転でキャッシュバックプラン」での継続(契約更新)のお申込みが可能です。

火災保険 約款名：火災保険 Type S・地震保険



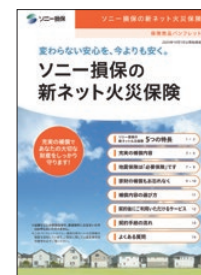
インターネット専用の住宅や家財を対象とした個人向けの火災保険です。インターネットで見積りから契約締結まで完了することができ、契約に必要な各種書類等も当社のウェブサイトへの画像アップロードでご提出いただけます。

台風や豪雨、地震などの自然災害による損害や、日常生活における賠償事故まで幅広く補償するほか、ダイレクト保険会社では国内初となる地震補償を最大100%にできる「地震上乘せ特約」もセット可能です。

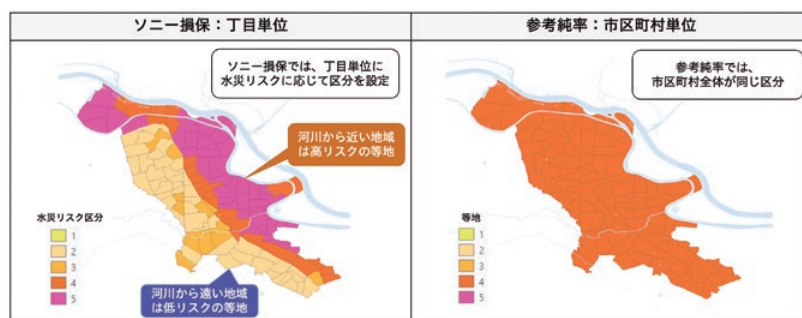
また、水災保険料において、“丁目単位”の独自の水災リスク細分を導入することで、より実態に沿った合理的な保険料で補償を提供しています。

2026年10月からは、個人賠償責任補償特約について、他人から預かったものに損害を与えてしまった場合や盗まれてしまった場合にも保険金をお支払いできるよう補償範囲を拡大します。

火災保険ウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/fire/>



火災保険のパンフレット



水災リスク細分のイメージ

医療保険：ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉

約款名：傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険



ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉は、がんに手厚い日額保障タイプの終身型の医療保険で、医療保障とがん保障を一つにまとめることで合理的な保険料を実現しています(*)。

医療保険ウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/md/>

(*) ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉は2026年2月20日をもって新規販売を終了させていただきました。なお、すでに成立したご契約につきましては、契約内容の通り保障が継続いたします。また、保険期間が10年のプランを契約されている場合で満期を迎えられた際には、ご継続いただくことも可能です。

海外旅行保険 約款名：リスク細分型特定手続用海外旅行保険



インターネット専用のリスク細分型の海外旅行保険です。インターネット専用商品とすることで、各種手続にかかる事務コストを削減し低廉な保険料を実現したほか、旅行先だけではなく年齢に応じたリスク細分を導入することにより、リスクの低い年代の保険料を割安にしています。

また、旅行キャンセル費用補償のみ単品でご契約いただける「海外旅行キャンセル保険」も提供しています。

海外旅行保険ウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/travel/>



海外旅行保険ウェブサイトトップページ
(2026年7月現在)

© 2026 Peanuts Worldwide LLC

ペット保険 約款名：ペット保険



インターネット専用のペット保険で、当社とアニコム損害保険株式会社が引受保険会社となる共同保険です。

補償割合が70%もしくは50%の2つのプランで、どちらのプランも通院・入院・手術を年間の限度日数・限度回数まで補償します。

また、ペットのお写真を掲載したオリジナルの「どうぶつ健康保険証」を発行しており、ソニー損保のペット保険「どうぶつ健保」対応病院で「どうぶつ健康保険証」をご提示いただくだけで保険金の請求が完了します。病院窓口での支払は自己負担分のみとすることで保険金の請求手続きの負担を軽減しています。

ペット保険ウェブサイト <https://www.sonysonpo.co.jp/pet/>



ペット保険ウェブサイトトップページ
(2026年7月現在)

主な商品の開発と改定

お客さまにとって価値ある商品を開発するとともに、お客さまのニーズにお応えできるよう、随時、商品改定を行っています。

主な商品の販売開始

 自動車保険  火災保険  医療保険  海外旅行保険  ペット保険

1999年 9月	 自動車保険(総合自動車保険 Type S)
2002年 6月	 ガン重点医療保険SURE〈シュア〉(傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険) (現:ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉)
2018年 6月	 海外旅行保険(リスク細分型特定手続用海外旅行保険)
2018年10月	 火災保険(火災保険 Type S・地震保険)
2025年11月	 ペット保険

※2009年6月からセコム損害保険株式会社のがん保険の取扱いを開始しました。

※2026年2月をもって、ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉は新規販売を終了しました。

主な商品改定

2000年 7月	 「おりても特約」販売開始
2001年 2月	 「継続割引」導入
2002年10月	 「新車割引」「ゴールド免許割引」導入
2004年11月	 「くりこし割引」「こえても安心サービス」導入
2007年 8月	 「骨髄ドナーサポート特約」導入
2011年 4月	 「先進医療費保障特約」導入
2012年 8月	 「証券ペーパーレス割引」「マイページ新規申込割引」「継続時複数契約割引」導入
2015年 2月	 「やさしい運転キャッシュバック型」(やさしい運転特約)販売開始
2017年 1月	 インターネットでの販売を開始
2018年 1月	 「ASV割引(自動ブレーキ割引)」「被害者救済費用等補償特約」導入
12月	 「無事故割引」の新設
2020年 3月	 AIを活用した運転特性連動型自動車保険販売開始
9月	 「破損・汚損損害等補償特約」販売開始
2022年 6月	 建物の築年別料率を4区分から6区分に細分化
2023年 4月	 選択できるプランの拡充、「海外旅行キャンセル保険」販売開始
10月	 「インターネット割引」を最大12,000円に増額
2024年 6月	 水災リスクを“丁目単位”に細分化
10月	 「故障補償特約(搬送時)」「無過失事故に関する特約」の新設
2025年 4月	 保険料払込方法が「保険料は一生涯固定」のプランについて、契約可能年齢を拡大
6月	 床上浸水時の損害保険金の先行払いの導入
	 建物の築年別料率を6区分から10区分に細分化
2026年 5月	 個人賠償責任補償特約の補償範囲を拡大

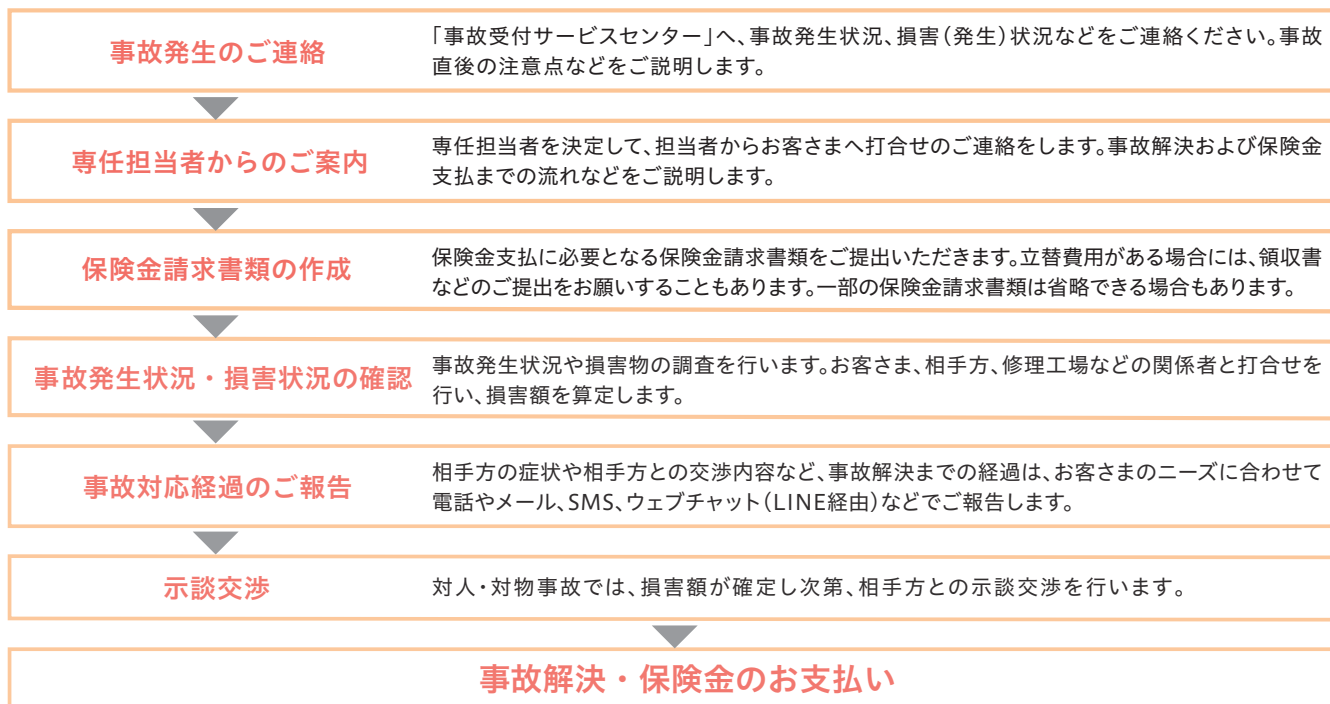
※年月は商品改定月ではなく、特約等の導入月もしくは販売開始月を表示しています。

保険金お支払いとサービス体制

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認による示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディーに行っています。

【自動車保険の保険金をご請求いただいた場合の一例】



※事故の内容・状況により上記の流れとは異なる場合があります。

適正な保険金支払のための体制

保険金支払における迅速性および適切性を確保し、お客さまからの満足と信頼を得るために、「保険金支払管理方針」を定めて適切な保険金支払管理態勢を構築し、不断に見直し・改善を行うよう努めています。また、適切なタイミングに漏れなく保険金をお支払いすべく、ご契約者保護についての社員意識向上のための教育を徹底するとともに、以下の取組みを実施しています。

事故受付にあたり(保険金をご請求いただくために)

自動車保険では、支払われる保険金について説明するとともに、他に対象となる保険がないかのご確認をお願いする案内をお送りしています。医療保険や火災保険においても、保険金請求時のお客さまの負担軽減を図るとともに、漏れなく保険金をご請求いただけるよう努めています。

保険金支払にあたり

研修制度の充実や業務知識確認テストの定期実施などにより損害サービス部門の社員のスキル向上を図ることに加え、保険金支払時におけるルールや点検基準等をマニュアルに定め、遵守を徹底しています。

保険金支払後の点検・モニタリング

保険金支払に関し、保険金支払部門の管理職や管理・統括組織が、継続的に内容の検証および点検を実施しています。また、業務執行状況を監査する部署(監査部)による、保険金支払に関する監査も定期的に実施しています。

保険金支払の適切性確保に向けた取組み

お客さまは、保険金の支払対象外となったときに当社保険金支払部門の説明に納得できない場合、「再審査請求制度」を利用することができます。再審査請求を受けたものについては、社外の弁護士・医師・学識者などの有識者4名と当社関係部長3名(2026年7月現在)で構成される「保険金支払審査会」で第三者の立場から改めて審査を行い、その結果をお客さまに文書で回答しています。

「保険金支払審査会」では、再審査の依頼があったもののほか、高度な法的・医学的判断を要する事案や医療保険の告知義務違反等に関する事案についても、判断の妥当性を検証しています。

保険金支払審査会の審査実績は、ウェブサイトでも公表しています。

・保険金支払審査会の実施状況(<https://www.sonysonpo.co.jp/shinrai/cshi009.html>)

自動車保険

事故解決サービス

24時間365日の事故受付・事故対応サービス

■「即日安心365」サービス

事故発生時のスピーディーな対応にこだわり、24時間365日の事故受付に加えて、平日はもちろん土日でも事故受付当日中に、代車の手配や関係各所への連絡などの初期対応を実施し、その対応結果についてお客さまにご報告します。

■スピーディーな初期対応

事故発生時の不安を少しでも早く軽減できるよう、事故受付から1時間以内に事故の内容に適した専任担当者を決定し、専任担当者からお客さまにご連絡します。

■24時間365日つながる事故対応

事故に関するお問合せやご相談への対応、相手方との示談交渉についても、24時間365日対応しています。

各サービスの提供にあたっては、所定の条件等があります。サービス内容の詳細やご利用の流れは、ウェブサイト(<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol025.html>)をご覧ください。

■衝突検知機能を活用したスムーズな事故受付

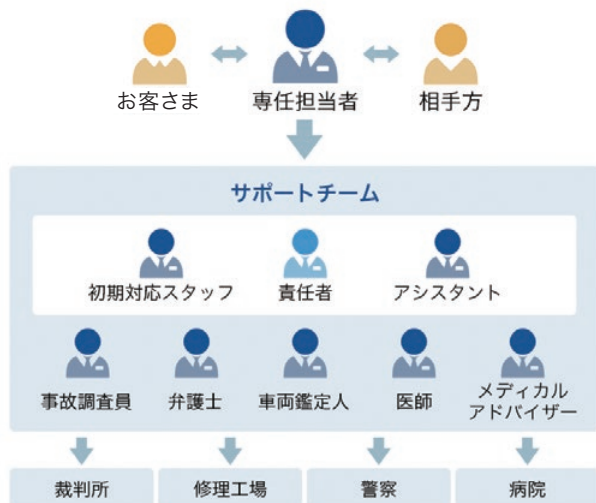
「緊急時サポート」アプリに追加された衝突検知機能を活用することにより、ご契約のお車が他物との衝突などにより強い衝撃を受けたことを「緊急時サポート」アプリが検知したときは、スマートフォンに表示されるプッシュ通知をタップすることで、事故のご連絡と事故受付に必要な情報の伝達がスムーズにできます。

「緊急時サポート」アプリについては、本誌52ページをご覧ください。

何でも相談できる1事故1担当者+チームサポート制

事故解決まで、専任担当者とサポートチームが責任を持って対応します。

専任担当者は、事故調査員、弁護士、車両鑑定人、メディカル・アドバイザーなどの各分野の専門家と連携をとりながら事故解決にあたります。



納得感を追求した事故解決の取組み

■意向確認と事故解決までの全体の流れのご案内

専任担当者の初期対応や、その後お送りする問合せフォームへのご回答などを通じ、お客さまのご意向に沿った事故解決サービスを提供しています。また、お客さまと打合せした対応方針に基づき、事故解決までの全体の流れや次回のお客さまへの連絡時期を明示することにより、納得感のある事故対応の実現に努めています。

■インフォームド・コンセント方式の導入

事故解決の対応方針として複数案が考えられる場合には、メリット・デメリットをお客さまにご説明し、お客さまに対応方針に同意いただいた上で事故解決を進めます。^(※1)

(※1)「インフォームド・コンセント」とは、主に医療現場において用いられる言葉で、医師が患者に対し、治療方針を正しく説明し、患者の同意を得ながら治療を行っていく進め方をいいます。

■ドライブレコーダーの映像活用

お客さまからお送りいただいたドライブレコーダーの映像をすぐに確認できるよう、全国の事故対応拠点で体制を整え、お客さまからご提供いただいたドライブレコーダーの映像を、相手方との示談交渉に活用しています。また、お客さまがご持ちのドライブレコーダーの映像をAIで解析し、事故時の車の走行軌跡や速度などの状況を、図表や映像等でお客さまにご共有する「ドライブレコーダー映像のAI解析サービス」も提供しています。

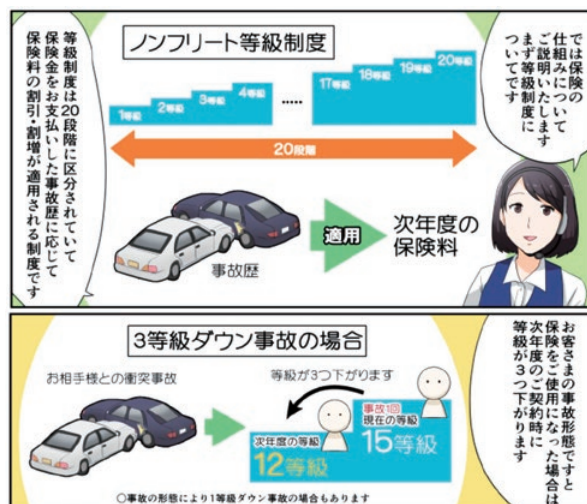
ドライブレコーダー映像を活用した事故解決事例や当社へのデータ提供方法は、ウェブサイト(<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol022.html>)をご覧ください。

■電話交代サービス

事故受付時に、お客さまのご要望に応じて、当社オペレーターがお客さまに代わって事故の相手方とも直接お話し、ケガの有無やご質問などをお伺いします。事故発生時もお客さまに安心いただけるサービス提供に取組んでいます。

■説明補足ツールの充実

お客さまの不安の払拭や理解・納得感を高めるために、マンガ・動画などのサイトコンテンツや各種資料の充実を図り、対応方針の打合せに活用しています。



スペシャリストを育成する教育プログラム

事故解決力の高いスペシャリストを育てるために、年間30種類以上に及ぶ研修を実施しています。また、弁護士や医師、警察、鑑定人など、さまざまな関係者とコミュニケーションを取り、事故解決のための知識を習得していきます。

事故受付後には状況に応じて各種ご案内を送付

事故解決の進捗状況をお客さまに適切にご報告することも、お客さまに安心して事故解決をお任せいただくために重要と考え、事故受付時には「保険金請求受付のご案内」を、事故解決時にはご契約内容と保険金請求の対象となった補償項目・特約などを説明する「事故対応完了のご案内」の書類をお送りしています。

The image shows two sample forms. The left form is titled '保険金請求受付のご案内' (Insurance Claim Receipt Guide) and includes a header with 'P&G 2020' and '2020年6月21日'. It features a section for '重要事項について' (Important matters) and a table for '保険金請求受付のご案内' (Insurance claim receipt guide). The right form is titled '事故対応完了のご案内' (Accident response completion guide) and includes a header with 'P&G 2020' and '2020年6月21日'. It features a section for '重要事項について' (Important matters) and a table for '事故対応完了のご案内' (Accident response completion guide).

顔写真付の「保険金請求受付のご案内」

「もらい事故相談サービス」の実施

「もらい事故」のため保険金お支払いの対象にならない場合などでも、経験豊かなスタッフが親身にお客さまのご相談をお受けします。

保険金の迅速なお支払いのために

車両単独事故など相手方のいない事故の場合は、ご提出いただく書類を省略するなど、迅速な保険金支払を図っています。また、車両損害確認にあたり、修理工場との連絡・確認にウェブビデオチャット(Web-RTC)を導入することで、調査員の修理工場訪問などに費やす時間を削減し、迅速に損害額を確定して保険金をお支払いする取組みも進めています。

自動車保険のご契約者を対象としたサービス

セコム事故現場かけつけサービス

当社への事故連絡時にご依頼いただければ、セコムの緊急対処員が現場に急行します。セコムの緊急対処員がお困りの点のヒアリングや、カメラで現場の記録を行い、最も不安を感じる事故発生直後にお客さまのそばでサポートします。サービスのご利用に、追加費用はかかりません。

☞ サービス内容の詳細やご利用の流れは、ウェブサイト (<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol014.html>) をご確認ください。

スマートフォン向け無料アプリ「緊急時サポート」アプリ

もしもの時に当社にすぐつながるツールとして、ご契約者向けに無料で「緊急時サポート」アプリを提供しています。

知らない場所で事故・トラブルが起きても、GPSで取得した位置情報をご契約情報とともに当社へ送信し、スムーズに事故受付担当のオペレーターと通話することができるほか、ロードサービスも迅速に要請することができます。ロードサービス要請後、サービススタッフの接近状況を画面上で確認することも可能です。

また、強い衝突を検知するとアプリから自動的に通知が届き、スムーズに事故連絡をすることができます。

☞ アプリのダウンロード方法やご利用方法は、ウェブサイト (<https://app.sonysonpo.mobi/capp030.html>) をご確認ください。



全国に広がるサービスネットワークでお客さまをサポート

専任担当者が在籍する全国28のサービスセンターのほか、専任担当者と連携しながら対応する損害調査ネットワーク、約100カ所の弁護士ネットワーク、約350カ所の認定修理工場ネットワークで事故解決まで確実にサポートします。事故やお車のトラブル時には、全国約10,000カ所のロードサービス拠点のうち、お近くの拠点から急行します。(2026年7月1日時点)

■ ロードサービス

お客さまを24時間365日サポートしています。新規のご契約については、保険始期日前でも、お申込み手続きの後にお送りする「保険証券」または「保険契約引受のお知らせ」がお手元に届いた時点から、「応急作業サポート」「レッカーサポート」「宿泊・帰宅費用サポート」「ペット宿泊費用サポート」などのロードサービスがご利用いただけます。

☞ サービス内容の詳細やご利用の流れは、ウェブサイト (<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/rsv/arsv000.html>) をご覧ください。

■ 提携修理工場ネットワーク

当社の自動車保険をご契約いただいているお客さまは、万が一の際、大切なお車の修理に、全国約350カ所^(※2)の当社の提携修理工場ネットワークをご利用いただけます。

当社の提携修理工場は、当社が定めた「規模や資格」「設備」「お客さまに満足いただくためのサービス」を中心とした細かい選定基準をクリアした、高い技術をもつ修理工場です。「無料引取りサービス」「修理期間中の無料代車提供サービス」「無料納車サービス」「無料洗車サービス」などのサービスを提供しています。

☞ サービス内容の詳細やご利用の流れは、ウェブサイト (<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol005.html>) をご覧ください。

ソニー損保の提携修理工場以外のネットワーク

■ ヤナセ ザ・ボディショップネットワーク

輸入車にお乗りのお客さまは、事故によるお車の修理の際、ヤナセグループの車両钣金塗装ネットワークで、提携修理工場と同様のサービスをご利用いただけます。

☞ サービス内容の詳細やご利用の流れは、ウェブサイト (<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol010.html>) をご覧ください。

ソニー損保の提携修理工場

当社の修理工場ネットワークの情報はウェブサイトで公開しており、住所等でお客さまのお住まいの近くにある修理工場を検索することができます。^(※2)

(※2) 当社の提携修理工場は、随時更新しています。

☞ 自動車保険の各サービスについては、ご契約時にお送りするサービスガイドやウェブサイトをご確認ください。なお、サービスによっては提携会社が提供するものもあります。

火災保険

保険金のお支払いに向けて

24時間365日の事故受付

24時間365日、電話やウェブサイトで事故のご連絡を受付けています。その後、担当者が状況をお伺いし、必要な保険金請求書類などをご案内します。

テクノロジーを活用した損害確認による保険金支払迅速化の取組み

従来の調査員の訪問による立会い調査に加え、迅速にお客さまの損害状況を把握できるように、ビデオ通話を活用したオンラインでの損害確認も行っているほか、お客さまのお住まいの損害状況やご希望に応じてドローンを活用した損害確認も行っています。

また、大規模水災発生時には、速やかに損害状況を把握して火災保険の保険金を迅速にお支払いできるよう、一般社団法人日本損害保険協会より提供される衛星画像等をもとにした水災被害状況データ(浸水深推定データ)を共有する取組みにも参加しています。

☞ テクノロジーを活用した損害確認の取組みはウェブサイト (https://www.sonysonpo.co.jp/fire/mrt_009.html) をご覧ください。



保険金請求手続きについて解説する動画をウェブサイトに掲載

広域災害(台風・地震等)で被災された場合の保険金請求手続方法を解説する動画を、当社ウェブサイトに掲載しています。

・保険金請求の解説動画 (https://www.sonysonpo.co.jp/fire/con_006.html)

セブン銀行ATMを通じた保険金受取サービス

自然災害等で被災されたお客さまに少しでも早く保険金をお渡しできるよう、セブン銀行のATMを通じて、保険金の一部(上限10万円)を、保険金支払確定から最短1時間で受取ることができるサービスを提供しています。



火災保険のご契約者を対象としたサービス

住まいの修理事社紹介サービス

火災保険の補償の対象となる損害を受けて住まいの修理が必要となったとき、ご希望のお客さまに当社の提携修理事社をご紹介します。

☞ サービス内容やご利用の流れは、ウェブサイト(https://www.sonysonpo.co.jp/fire/mrt_004.html)をご覧ください。

住まいの緊急かけつけサービス

火災保険にご契約いただいているお客さまを対象に、住まいのトラブル時に役立つ付帯サービス「住まいの緊急かけつけサービス」をご用意しています。ご契約のお住まいの水まわりやカギ、窓ガラスにトラブルが発生したときに、専門スタッフがかけつけて応急処置を行います。ご連絡は24時間365日受付ています。

☞ サービス内容やご利用の流れは、ウェブサイト(https://www.sonysonpo.co.jp/fire/mrt_003.html)をご覧ください。

☞ 火災保険の各サービスについては、ご契約時にお送りするサービスガイドやウェブサイトをご確認ください。
なお、サービスによっては提携会社が提供するものもあります。



医療保険

保険金のお支払いに向けて

保険金請求手続の利便性向上

ご請求の内容によっては、必要事項の入力と必要書類^(※3)の画像のアップロードにより、ウェブサイトだけで保険金請求のお手続きが完了します^(※4)。書類送付等の時間が節約されるため、迅速な保険金のお支払いが可能です。

(※3) 必要書類は、ウェブサイト上の簡単な設問に回答することで、お客さまご自身でご確認いただけます。

(※4) 保障内容や治療の内容によっては、書類等の送付によるお手続きが必要になる場合があります。

診断書省略サービス

ご契約からの経過期間やご請求内容などによって、「診断書」に代えて「治療状況報告書」および医療機関発行の「治療費領収書」、「診療明細書」写しをご提出いただくことで入院保険金や手術保険金をご請求いただけます。^(※5)

先進医療保険金の医療機関あて直接支払サービス

お客さまに安心して治療に専念していただけるよう、特に技術料が高額である陽子線治療、重粒子線治療を対象として、お客さまからのご要望により先進医療保険金を当社から医療機関あてに直接お支払いします。^(※5)

(※5) いずれも適用に一定の条件がありますので、ご請求時にご相談ください。

保険金請求の流れについて解説するコンテンツをウェブサイトに掲載

病気・ケガで入院や手術をされた場合の保険金請求の流れや解説動画を、当社ウェブサイトに掲載しています。

- ・ 保険金請求の流れ(https://www.sonysonpo.co.jp/md/m_gde008.html)
- ・ 保険金請求の解説動画(https://www.sonysonpo.co.jp/md/m_pay003.html)



海外旅行保険

保険金のお支払いに向けて

24時間365日の日本語サポート

海外旅行時の事故やトラブルには、日本語でのサポートを24時間365日提供し、世界42の国・地域からの通話料を無料とするなど、質の高い充実したサービスを用意しました。以下はそのサービス例です。(*6)

■ 現地病院の手配、通訳の手配

ケガや病気をされたときは、必要に応じ通訳を介してお客さまに医療施設のご案内や手配をします。治療の際には電話による医療通訳も手配しますので、言葉の心配ありません。

■ 治療費立替不要のキャッシュレス治療の手配

キャッシュレス提携病院であれば、当社から提携病院に治療費を直接支払うため、お客さまが一時的に立替えることなくキャッシュレスで治療を受けることができます。

海外旅行保険のご契約者を対象としたサービス

海外旅行先での病気に関する相談サービス(24時間日本語医療相談サービス)

海外旅行保険にご契約いただいているお客さまを対象に、付帯サービス「24時間日本語医療相談サービス」を提供しています。海外旅行先での病気に関する心配事を、24時間365日、医師や看護師、保健師に電話で相談することができます。旅行先での急な発熱といった、病院に行くべきかどうかの判断が難しいときに、症状にあわせて的確なアドバイスを提供します。

安心充実コースのご契約者向けの限定サービス(Jiデスク)(*6)

トラブル時の通訳や交通案内に必要な日本語ガイドの付き添いサービスの手配を行っています。また、海外26都市に設置している日本語対応可能なJiデスクで対面でのご相談を受け付けています。

(*6) 各サービスは、ジェイアイ傷害火災保険株式会社との提携により、同社のサポートデスクである「t@bihoサポートライン」を通じて提供します。

☞ 海外旅行保険の各サービスについては、ウェブサイト(<https://sonysonpo.tabiho.jp/supportservice-ota/index.html>)をご覧ください。なお、サービスによっては提携会社が提供するものもあります。

ペット保険

保険金のお支払いに向けて

保険金請求手続の利便性向上

ペットのお写真を掲載したオリジナルの「どうぶつ健康保険証」を発行することで、ソニー損保のペット保険「どうぶつ健保」対応病院で「どうぶつ健康保険証」をご提示いただくだけで保険金の請求が完了します。病院窓口での支払は自己負担分のみとすることで保険金の請求手続きの負担を軽減しています。

また、窓口精算以外にも、専用のウェブサイトにて保険金のご請求が可能です。



ペット保険のご契約者を対象としたサービス

ペットとの日々の生活で役立つ付帯サービス

ペットとの生活に役立つ付帯サービスとして、「腸内フローラ測定サービス(どうぶつ健活)」「ペットに関するLINE相談(どうぶつホットライン)」のほか迷子関連のサービスも提供しています。

☞ ペット保険の付帯サービスの詳細については、ウェブサイト(<https://www.sonysonpo.co.jp/pet/service/incidental/>)をご確認ください。なお、各サービスは、アニコム損害保険株式会社との提携により、同社または同社の提携会社を通じて提供します。

ご契約者向けサービス

ご契約者優待サービス

当社で自動車保険や火災保険、医療保険にご契約いただいているお客さまを対象に、クラブオフサービスや提携会社からの各種優待サービスを提供しています。

ドライブレコーダーの割引優待のほか、レンタカーやカー用品、駅・空港の駐車場、レジャー施設・日帰り入浴施設など、カーライフに関連するさまざまなメニューを優待価格でご利用いただけます。また、国内外の宿泊施設やグルメチケットなどの割引サービスなども提供しています。さらに、ご契約が2年目以降となるお客さまは、クラブオフのVIP会員向けのメニューを年会費無料で利用することができます。

☞ 各種優待サービスは提携会社が提供しています。サービスのご利用にあたっては、ウェブサイトをご確認ください。

- ・自動車保険のご契約者優待サービス(<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/benefits/abnf000.html>)
- ・火災保険のご契約者優待サービス(https://www.sonysonpo.co.jp/fire/mrt_006.html)
- ・医療保険のご契約者優待サービス(https://www.sonysonpo.co.jp/md/m_clb000.html)

豊富なコミュニケーション手段

お客さまに選択いただけるコミュニケーションツール

お支払いできる可能性のある保険金のご案内や、事故解決の進捗状況をお客さまのご希望に沿った手段・タイミングでご連絡・ご報告します。

ご連絡・ご報告の手段は、ご契約者ページ(マイページで契約内容や事故解決進捗状況などが確認できる)や、メール、SMS、ウェブチャット(LINE経由)など、お客さまのご希望に応じて選択いただけるようにしています。

自動車保険や火災保険の事故対応・医療保険の保険金請求について、専任担当者がお客さまとダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は、常にお客さまの立場に立って、親身に対応しています。

☞ ウェブチャット(LINE経由)のサービス内容の詳細やご利用の流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。

- ・自動車保険ご契約者向けLINE公式アカウント(<https://www.sonysonpo.co.jp/line/lineservice.html>)
- ・火災保険ご契約者向けLINE公式アカウント(https://www.sonysonpo.co.jp/fire/con_008.html)



チャットルーム画面



プッシュ通知画面



被害回避策のご案内コンテンツ

災害や防災・減災に関する情報提供

■ 台風上陸の際のプッシュ通知(LINEやメール)

台風の上陸前日から当日にかけて、災害状況に応じて被災想定地域にお住まいのお客さま向けに「自然災害に対する注意喚起」および「緊急連絡先(事故受付の連絡先・WEB事故受付フォーム)」に関する通知メッセージをLINEやメールでお送りしています。

■ 降雷(ひょう)アラートサービス(メール)

降ひょうが予測される市区町村にお住まいの自動車保険をご契約いただいているお客さまへ事前にアラートメールを配信しています。アラートメールでは、降ひょうのリスクだけではなく、お客さまの被害を少しでも防げるよう、被害を回避するための具体的な方法も合わせてご案内します。

また、車両保険をご契約いただいているお客さまには、被害が発生した場合にスムーズに保険金をご請求いただけるよう、ウェブサイトやLINEによる事故受付についてご案内するメールを翌日にお送りします。

☞ お客さまのアクセシビリティ向上に向けた取組みは、本誌19～20ページをご覧ください。

データ編

目次

主要な経営指標等の推移 58

事業の概要

I 保険引受の状況

①元受正味保険料.....	59
②受再正味保険料.....	59
③支払再保険料(出再正味保険料)	59
④正味収入保険料.....	59
⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合.....	60
⑥解約返戻金	60
⑦元受正味保険金.....	60
⑧受再正味保険金.....	60
⑨回収再保険金.....	61
⑩未収再保険金の推移.....	61
⑪正味支払保険金・正味損害率.....	61
⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率.....	61
⑬保険引受利益	62
⑭正味損害率・正味事業費率およびその合算率.....	62
⑮出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	62
⑯出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	63
⑰出再保険料の格付ごとの割合.....	63
⑱損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動	63
⑲期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	63
⑳事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	64
㉑契約者配当金の額.....	64

II 資産運用の状況

①資産運用方針.....	64
②運用資産の概況.....	64
③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)	65
④海外投融資残高.....	65

III 単体ソルベンシー・マージン比率 65

経理の状況

I 財務諸表

①貸借対照表.....	66
②損益計算書.....	70
③株主資本等変動計算書.....	71
④キャッシュ・フロー計算書.....	73
⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移	74
⑥1株当たり配当金等の推移.....	75

II 資産・負債の明細

①現金及び預貯金.....	75
②商品有価証券.....	75
③保有有価証券.....	75
④保有有価証券利回り(運用資産利回り)	75
⑤有価証券残存期間別残高.....	76
⑥業種別保有株式の額.....	76
⑦貸付金の残存期間別の残高.....	76

⑧担保別貸付金残高.....	76
⑨業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	76
⑩規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	76
⑪保険業法に基づく債権の状況.....	77
⑫有形固定資産および有形固定資産合計の残高.....	77
⑬特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支.....	77
⑭保険契約準備金.....	78
⑮責任準備金積立水準.....	78
⑯引当金明細表.....	79
⑰貸付金償却の額.....	79
⑱資本金等明細表.....	79

III 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損.....	79
②売買目的有価証券運用損益.....	79
③固定資産処分損益.....	79
④事業費(含む損害調査費)	80
⑤減価償却費明細表.....	80

IV 時価情報等

①有価証券.....	80
②金銭の信託.....	81
③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く).....	81
④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引.....	81
⑤先物外国為替取引.....	81
⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く)	81
⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限り)	81

V 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書 81

VI その他 81

会社の概要

株主・株式の状況

①基本事項.....	82
②株式分布状況および上位10名の株主	82
③資本金の推移および最近の新株の発行.....	82

取締役・監査役および執行役員一覧 83

会社の組織 84

従業員の状況 85

開示項目一覧 86

主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

区 分	年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正 味 収 入 保 険 料 (対 前 期 増 減 率)		139,548 (7.6%)	143,760 (3.0%)	150,540 (4.7%)	167,114 (11.0%)	188,852 (13.0%)
保 険 引 受 利 益 (対 前 期 増 減 率)		7,860 (△40.5%)	8,720 (10.9%)	5,146 (△41.0%)	5,676 (10.3%)	10,287 (81.2%)
経 常 収 益 (対 前 期 増 減 率)		140,941 (6.4%)	145,194 (3.0%)	152,088 (4.7%)	168,894 (11.1%)	191,341 (13.3%)
経 常 利 益 (対 前 期 増 減 率)		9,070 (△38.3%)	9,953 (9.7%)	6,478 (△34.9%)	7,199 (11.1%)	12,523 (73.9%)
当 期 純 利 益 (対 前 期 増 減 率)		6,418 (△36.8%)	7,105 (10.7%)	4,590 (△35.4%)	5,657 (23.3%)	9,029 (59.6%)
正 味 損 害 率		51.4%	58.1%	61.0%	61.5%	60.8%
正 味 事 業 費 率		26.6%	26.4%	26.5%	25.4%	24.6%
利 息 及 び 配 当 金 収 入 (対 前 期 増 減 率)		1,291 (△0.2%)	1,374 (6.4%)	1,483 (8.0%)	1,714 (15.6%)	2,347 (36.9%)
運用資産利回り(インカム利回り)		0.61%	0.60%	0.63%	0.69%	0.86%
資産運用利回り(実現利回り)		0.61%	0.60%	0.64%	0.69%	0.86%
有 価 証 券 残 高		144,241	170,983	189,056	204,702	253,835
貸 付 金 残 高		—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高		171,972	183,421	192,554	203,285	216,335
資 本 金 (発 行 済 株 式 の 総 数)		20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)
純 資 産 額		41,740	42,186	39,456	37,261	40,670
総 資 産 額		279,766	293,100	304,902	321,672	347,370
積立勘定として経理された資産額		—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率		14.9%	14.4%	12.9%	11.6%	11.7%
配 当 性 向		100.0%	100.0%	104.1%	32.0%	128.5%
単 体 ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率		813.3%	789.8%	734.1%	684.2%	※
従 業 員 数		1,457名	1,517名	1,518名	1,617名	1,691名

※ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力(備え)を持っているかを示す重要な指標です。
2024年度までは、この比率が200%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていたため一定の健全性が確保されていると評価されました。
2025年度決算からは、損害保険会社の資産・負債を経済価値ベースで評価した上で、ストレス環境下で発生するリスク量を計測し、それに対する資本の
十分性を評価するという「経済価値ベース」の新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の不確実性を反映できるような手法で健全性の評価が行われる
ようになりました。必要な備えができていたかを判断する比率も100%以上となりました。
当社はこの制度変更を受け、2025年度の数値については開示の準備が整い次第、当社のウェブサイト等で公表します。

事業の概要

Ⅰ 保険引受の状況

①元受正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災	災	8,516	5.5	0.0	12,274	7.1	44.1	18,300	9.2	49.1
海 上	上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	害	9,821	6.3	3.5	9,893	5.7	0.7	10,273	5.1	3.8
自動車損害賠償責任	車	136,380	88.1	6.1	151,727	87.3	11.3	170,941	85.7	12.7
その他の	他	-	-	-	-	-	-	8	0.0	-
合 計	計	154,718	100.0	5.6	173,896	100.0	12.4	199,523	100.0	14.7
従業員一人当たり元受正味保険料		101		5.5	107		5.5	117		9.7

(注) 1. 元受正味保険料＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

2. 従業員一人当たり元受正味保険料＝元受正味保険料÷従業員数

3. 当社には積立保険料はありません。

②受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災	災	0	0.1	62.5	0	0.1	10.8	0	0.1	△2.9
海 上	上	-	-	△100.0	-	-	-	-	-	-
傷 害	害	325	20.3	3.5	380	25.4	16.8	395	23.7	3.8
自動車損害賠償責任	車	3	0.2	6.0	3	0.3	3.9	4	0.2	3.0
その他の	他	1,273	79.4	△5.9	1,115	74.3	△12.5	1,265	76.0	13.5
合 計	計	1,604	100.0	△4.1	1,500	100.0	△6.5	1,665	100.0	11.0

(注) 受再正味保険料＝受再保険料－(受再解約返戻金＋受再その他返戻金)

③支払再保険料(出再正味保険料)

(単位：百万円)

種 目	年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
		金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)
火 災	災	4,759	82.3	21.4	6,762	81.6	42.1	9,960	80.7	47.3
海 上	上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	害	499	8.6	171.1	646	7.8	29.3	1,118	9.1	73.1
自動車損害賠償責任	車	522	9.0	34.4	874	10.6	67.2	1,253	10.2	43.4
その他の	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	計	5,782	100.0	28.7	8,282	100.0	43.3	12,337	100.0	48.9

(注) 支払再保険料＝再保険料－(再保険返戻金＋その他再保険収入)

④正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災	災	3,757	2.5	△18.2	5,513	3.3	46.7	8,340	4.4	51.3
海 上	上	-	-	△100.0	-	-	-	-	-	-
傷 害	害	9,648	6.4	0.3	9,628	5.8	△0.2	9,549	5.1	△0.8
自動車損害賠償責任	車	135,861	90.2	6.0	150,857	90.3	11.0	169,692	89.9	12.5
その他の	他	1,273	0.8	△5.9	1,115	0.7	△12.5	1,265	0.7	13.5
合 計	計	150,540	100.0	4.7	167,114	100.0	11.0	188,852	100.0	13.0

(注) 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－支払再保険料

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：％)

区 分	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
国 内 契 約		100.0	100.0	100.0
海 外 契 約		－	－	－

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

⑥解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災		51	57	60
海 上		－	－	－
傷 害		0	0	1
自 動 車		1,196	1,260	1,337
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		40	38	37
そ の 他		－	－	－
合 計		1,289	1,356	1,436

(注) 解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金

⑦元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		2,215	2.7	2,532	2.7	2,358	2.3
海 上		－	－	－	－	－	－
傷 害		3,722	4.6	3,908	4.2	4,360	4.3
自 動 車		75,064	92.7	87,711	93.2	94,992	93.4
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		－	－	－	－	－	－
そ の 他		－	－	－	－	0	0.0
合 計		81,003	100.0	94,153	100.0	101,711	100.0

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

⑧受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		－	－	－	－	－	－
海 上		△19	△1.3	△6	△0.4	－	－
傷 害		139	9.0	127	7.9	130	8.0
自 動 車		0	0.0	0	0.0	0	0.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,428	92.2	1,498	92.6	1,501	92.0
そ の 他		－	－	－	－	－	－
合 計		1,548	100.0	1,618	100.0	1,632	100.0

(注) 受再正味保険金＝受再保険金－受再保険金戻入

⑨回収再保険金

(単位: 百万円)

種 目	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		591	48.8	472	11.3	146	13.3
海 上		-	-	-	-	-	-
傷 害		234	19.4	219	5.3	356	32.4
自 動 車		385	31.8	3,485	83.4	596	54.2
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	0	0.0
合 計		1,211	100.0	4,178	100.0	1,100	100.0

(注) 回収再保険金 = 再保険金 - 再保険金割戻

⑩未収再保険金の推移

(単位: 百万円)

種 目 計	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
(A) 年 度 開 始 時 の 未 収 再 保 険 金		331(-)	97(-)	325(-)
(B) 当 該 年 度 に 回 収 で き る 事 由 が 発 生 し た 額		667(-)	3,745(-)	971(-)
(C) 当 該 年 度 回 収 等		901(-)	3,517(-)	447(-)
(D) 年 度 末 の 未 収 再 保 険 金 (A) + (B) - (C)		97(-)	325(-)	850(-)

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限りです。)

⑪正味支払保険金・正味損害率

(単位: 百万円)

種 目	年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
		金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)
火 災		1,624	2.0	51.3	2,060	2.2	43.7	2,211	2.2	32.1
海 上		△19	△0.0	-	△6	△0.0	-	-	-	-
傷 害		3,627	4.5	42.1	3,815	4.2	43.9	4,134	4.0	48.1
自 動 車		74,679	91.8	62.1	84,226	92.0	62.7	94,396	92.3	62.5
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,428	1.8	112.1	1,498	1.6	134.4	1,501	1.5	118.6
そ の 他		-	-	-	-	-	-	0	0.0	308.1
合 計		81,339	100.0	61.0	91,594	100.0	61.5	102,243	100.0	60.8

(注) 1. 正味支払保険金 = 元受正味保険金 + 受再正味保険金 - 回収再保険金

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位: 百万円)

区 分	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
保 険 引 受 に 係 る 事 業 費		39,921	42,466	46,457
保険引受に係る営業費及び一般管理費		37,825	40,178	44,110
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		2,096	2,288	2,346
正 味 事 業 費 率		26.5%	25.4%	24.6%

(注) 正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

⑬ 保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
保 險 引 受 収 益		150,670	167,259	188,975
保 險 引 受 費 用		107,697	121,417	134,577
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		37,825	40,178	44,110
そ の 他 収 支		△1	12	0
保 險 引 受 利 益		5,146	5,676	10,287

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

[保険種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

種 目	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災		△3,567	△3,221	△2,655
海 上		19	6	－
傷 害		△756	△811	△636
自 動 車		9,450	9,702	13,783
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		－	－	－
そ の 他		－	－	△203
合 計		5,146	5,676	10,287

⑭ 正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		51.3	88.8	140.0	43.7	69.2	112.8	32.1	51.6	83.7
海 上		－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷 害		42.1	20.2	62.3	43.9	20.0	63.9	48.1	14.8	62.9
自 動 車		62.1	25.5	87.6	62.7	24.3	87.0	62.5	23.9	86.4
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		112.1	－	112.1	134.4	－	134.4	118.6	－	118.6
そ の 他		－	－	－	－	－	－	308.1	－	－
合 計		61.0	26.5	87.5	61.5	25.4	86.9	60.8	24.6	85.4

(注) 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

⑮ 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	年 度	2023年度			2024年度			2025年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		66.1	103.5	169.7	53.9	84.2	138.1	44.0	68.7	112.8
海 上		－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷 害		71.3	34.9	106.3	71.5	34.0	105.5	73.8	26.9	100.7
(医 療)	(が	(57.7)	/	/	(60.9)	/	/	(59.4)	/	/
	ん)	(75.1)			(77.7)			(83.4)		
	(介 護)	(－)			(－)			(－)		
	(そ の 他)	(49.7)			(40.7)			(41.1)		
自 動 車		67.4	26.2	93.6	71.8	25.4	97.2	67.8	24.9	92.7
そ の 他		－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計		67.5	28.4	95.9	71.2	27.5	98.7	67.1	26.7	93.9

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

⑩ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2024年度	15(-)	93.6(-)
2025年度	15(-)	92.5(-)

- (注)1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑪ 出再保険料の格付ごとの割合

(単位: %)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2024年度	72.5(-)	-(-)	27.5(-)	100.0(-)
2025年度	68.1(-)	-(-)	31.9(-)	100.0(-)

- (注)1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 格付区分は、以下の方法により区分しています。
 (格付区分の方法)
 S&P社およびAMBest社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は低い方の格付を使用しています。(A-は、「A以上」に区分しています。)
 これら2社の格付がない場合は、ムーディーズ社の格付を使用しています。(A3は、「A以上」に区分しています。)
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑫ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。		
計算方法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額		
経常利益の減少額	2024年度	551百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	981百万円
	2025年度	608百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	1,116百万円

⑬ 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位: 百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2021年度	38,967	17,555	21,501	△90
2022年度	44,556	21,046	22,662	848
2023年度	46,899	24,202	22,724	△27
2024年度	51,604	27,362	24,017	223
2025年度	57,599	30,884	26,487	227

- (注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑳事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

[自動車]

(単位:百万円)

事故発生年度	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	61,634			70,536			79,715			93,891			98,958	
	1 年 後	61,533	0.998	△100	71,193	1.009	657	79,522	0.998	△192	93,396	0.995	△495		
	2 年 後	60,893	0.990	△640	71,035	0.998	△158	79,618	1.001	95					
	3 年 後	60,706	0.997	△186	71,045	1.000	9								
	4 年 後	60,626	0.999	△80											
	最終損害見積り額	60,626			71,045			79,618			93,396			98,958	
	累 計 保 険 金	58,999			67,858			73,457			81,319			65,659	
	支 払 備 金	1,626			3,186			6,161			12,077			33,298	

[傷害]

(単位:百万円)

事故発生年度	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	3,274			4,341			3,642			3,907			4,313	
	1 年 後	3,388	1.035	113	4,403	1.014	62	3,726	1.023	84	4,046	1.036	139		
	2 年 後	3,406	1.006	18	4,418	1.003	15	3,724	1.000	△1					
	3 年 後	3,406	1.000	△0	4,414	0.999	△4								
	4 年 後	3,415	1.003	9											
	最終損害見積り額	3,415			4,414			3,724			4,046			4,313	
	累 計 保 険 金	3,403			4,389			3,685			3,952			3,384	
	支 払 備 金	11			24			39			94			928	

[賠償責任]

(単位:百万円)

事故発生年度	2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	-			-			-			-			-	
	1 年 後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 年 後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 年 後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 年 後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終損害見積り額	-			-			-			-			-	
	累 計 保 険 金	-			-			-			-			-	
	支 払 備 金	-			-			-			-			-	

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

㉑契約者配当金の額 該当ありません。

Ⅲ 資産運用の状況

①資産運用方針

保険契約の負債特性を踏まえた投資区分を設け、流動性および安全性の高い円貨建債券への投資を基本に運用を行っています。市場環境や金利動向ならびに信用リスクの変化等を勘案しつつ、適宜、最適な投資対象・投資時期を選択し、中期的に安定した運用収益を確保することを目標にポートフォリオを構築しています。

②運用資産の概況

(単位:百万円)

区 分	年 度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
預 貯 金		24,290	8.0	45,169	14.0	27,264	7.8
コ ー ル ー ン		30,000	9.8	10,000	3.1	-	-
買 入 債 券	現 貨	-	-	-	-	-	-
債 券	借 取 引	-	-	-	-	-	-
買 入 債 券	貸 入 金	-	-	-	-	-	-
商 品	有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
金 有 価 証 券	の 信 託 金 物	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券	付 建 物	189,056	62.0	204,702	63.6	253,835	73.1
土 地		-	-	-	-	-	-
運 用 資 産		91	0.0	75	0.0	86	0.0
計		243,438	79.8	259,947	80.8	281,186	80.9
総		304,902	100.0	321,672	100.0	347,370	100.0

③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位: 百万円)

区 分	年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
		収入金額	利回り(%)	収入金額	利回り(%)	収入金額	利回り(%)
預 貯 金		0	0.00	13	0.04	56	0.19
コ ー ル ー		3	0.01	35	0.17	16	0.55
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		1,480	0.83	1,666	0.84	2,275	0.95
貸 付 金 物		—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物		—	—	—	—	—	—
小 計		1,483	0.63	1,714	0.69	2,347	0.86
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		1,483	—	1,714	—	2,347	—
資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回 り)		—	0.64	—	0.69	—	0.86
(参 考) 時 価 総 合 利 回 り		—	0.51	—	△0.03	—	0.44

(注) 1. 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

2. 利回りの計算方法

(1) 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=利息及び配当金収入

・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(2) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(3) 時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額*-前期末評価差額*)

・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*

*税効果控除前の金額による。

④海外投融資残高

(単位: 百万円)

区 分	年 度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
外 貨 建	外 国 公 社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 株 式	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—	—	—
	外 国 公 社 債	499	100.0	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	計	499	100.0	—	—	—	—
合 計		499	100.0	—	—	—	—
海外投融資利回り	運 用 資 産 利 回 り (イ ン カ ム 利 回 り)	0.17%		0.18%		—	
	資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回 り)	0.17%		0.18%		—	
	(参 考) 時 価 総 合 利 回 り	0.63%		0.57%		—	

(注) 「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る資産について、「③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)」の「(注) 2. 利回りの計算方法」と同様の方法により算出したものです。

Ⅲ 単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率は、2025年度決算から経済価値ベースのソルベンシー規制制度が始まったことを受け、開示の準備が整い次第、当社のウェブサイト等で公表します。なお、単体ソルベンシー・マージン比率の概要については、本誌58ページの表下の注記(※)をご覧ください。

経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「PwC Japan有限責任監査法人」の監査を受けています。

Ⅰ 財務諸表

①貸借対照表

<資産の部>

(単位: 百万円)

科 目	年 度	2024年度(2025年3月31日現在)		2025年度(2026年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(資産の部)						
現 金 及 び 預 貯 金		45,170	14.04	27,265	7.85	△17,905
現 金		0		0		
預 貯 金		45,169		27,264		
コ ー ル ロ ー ン		10,000	3.11	－	－	△10,000
有 価 証 券		204,702	63.64	253,835	73.07	49,132
国 債		120,542		167,692		
地 方 債		42,573		39,768		
社 債		41,031		44,941		
株 式		553		1,432		
有 形 固 定 資 産		475	0.15	551	0.16	76
建 物		75		86		
建 設 仮 勘 定		38		－		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		361		465		
無 形 固 定 資 産		22,457	6.98	23,464	6.75	1,007
ソ フ ト ウ ェ ア		18,271		18,700		
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		4,175		4,754		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		10		10		
そ の 他 資 産		21,751	6.76	25,222	7.26	3,471
未 収 保 険 料		1,278		1,347		
再 保 険 貸		123		185		
外 国 再 保 険 貸		251		724		
未 収 金		11,802		13,495		
未 収 収 益		133		252		
預 託 金		955		962		
仮 払 金		7,206		8,255		
繰 延 税 金 資 産		17,115	5.32	17,031	4.90	△84
資 産 の 部 合 計		321,672	100.00	347,370	100.00	25,697

<負債及び純資産の部>

(単位：百万円)

科 目	年 度	2024年度(2025年3月31日現在)		2025年度(2026年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(負債の部)						
保 険 契 約 準 備 金		260,667	81.03	278,039	80.04	17,371
支 払 備 金		57,381		61,703		
責 任 準 備 金		203,285		216,335		
そ の 他 負 債		19,386	6.03	23,635	6.80	4,249
再 保 険 借		1,698		2,528		
外 国 再 保 険 借		97		158		
未 払 法 人 税 等		838		2,429		
預 り 金		102		106		
未 払 金		6,333		6,570		
仮 受 金		10,315		11,842		
退 職 給 付 引 当 金		2,633	0.82	2,718	0.78	85
賞 与 引 当 金		1,282	0.40	1,814	0.52	532
特 別 法 上 の 準 備 金		441	0.14	491	0.14	50
価 格 変 動 準 備 金		441		491		
負 債 の 部 合 計		284,411	88.42	306,700	88.29	22,288
(純資産の部)						
資 本 金		20,000	6.22	20,000	5.76	－
資 本 剰 余 金		3,389	1.05	3,389	0.98	－
資 本 準 備 金		3,389		3,389		
利 益 剰 余 金		15,310	4.76	19,540	5.63	4,229
利 益 準 備 金		8,071		9,031		
そ の 他 利 益 剰 余 金		7,239		10,509		
繰 越 利 益 剰 余 金		7,239		10,509		
株 主 資 本 合 計		38,700	12.03	42,930	12.36	4,229
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		△1,439	△0.45	△2,259	△0.65	△820
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		△1,439	△0.45	△2,259	△0.65	△820
純 資 産 の 部 合 計		37,261	11.58	40,670	11.71	3,409
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		321,672	100.00	347,370	100.00	25,697

【貸借対照表の注記(2025年度)】

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっています。
 - (2) その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。
3. 無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(10年以内)に基づく定額法により償却しています。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - (2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
6. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
8. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
9. 当社は、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用していましたが、2025年10月1日にソニーグループ株式会社の100%子会社ではなくなったため、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。
また、当事業年度にソニーフィナンシャルグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度より、ソニーフィナンシャルグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用することとなりました。
法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度末から適用しています。
10. 会計上の見積りに関する事項は次のとおりです。
保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金のうち、まだ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てています。
支払備金は、既発生既報告の支払備金(保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金のうち、まだ支払っていない金額。以下「普通支払備金」という)と、既発生未報告の支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金。以下「IBNR備金」という)から構成されます。

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位:百万円)

普通支払備金	54,770
IBNR備金	6,933
支払備金	61,703

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

普通支払備金に関しては、支払義務が発生した保険契約に関して、期末日時点で利用可能な情報に基づき、将来の支払額を見積り計上しています。

IBNR備金に関しては、支払義務が発生したと認められるが、未報告の保険契約について、その最終損害額を主に統計的見積法により算出し、積立所要額を見積っています。

② 主要な仮定

普通支払備金は、保険契約の補償内容に加え、過去の支払実績や将来の環境変化による影響などを考慮し、将来の支払額を見積っています。

IBNR備金は、過去の保険金等の支払傾向、将来の物価変動をはじめとする内外的および外的環境変化の予測、ならびにそれらを基にした見積り手法の選択等を主要な仮定としています。

③ 翌事業年度の影響

各事象の将来における状況変化等により、保険金等の支払額や支払備金の計上額が、当初の見積額から変動する可能性があります。

11. 未適用の会計基準等に関する事項は次のとおりです。

(リースに関する会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、当財務諸表の作成時において評価中です。

12. 金融商品に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険契約の負債特性を踏まえた投資区分を設け、流動性および安全性の高い国内公社債への投資を基本に運用を行っています。市場環境や金利動向ならびに信用リスクの変化等を勘案しつつ、適宜、最適な投資対象・投資時期を選択し、安定した運用収益を確保することを目指しています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として有価証券と未収金です。これらは金利・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少または消失し、損失を被る信用リスクに晒されています。有価証券は主に日本国債、地方債であり、その他にも事業債および政策投資として取得した株式を保有しています。

未収金は保険料の収納代行先に対する債権です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当社は、有価証券の信用リスクについては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を業務執行部門が随時行うとともに、リスク管理部門が別途定期的に実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

未収金に関する収納代行先の信用リスクに関しては、取引先管理に関する規程に沿って低減を図っています。

b. 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、現金は注記を省略しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	27,264	27,264	-
有価証券			
満期保有目的の債券	95,481	64,407	△31,074
その他の有価証券	158,353	158,353	-
未収金	13,495	13,495	-
資産計	294,595	263,520	△31,074

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

なお、預貯金、未収金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他の有価証券				
国債	-	76,702	-	76,702
地方債	-	38,559	-	38,559
社債	-	41,657	-	41,657
株式	1,432	-	-	1,432
資産計	1,432	156,920	-	158,353
負債計	-	-	-	-

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	-	61,153	-	61,153
地方債	-	1,224	-	1,224
社債	-	2,028	-	2,028
資産計	-	64,407	-	64,407
負債計	-	-	-	-

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

有価証券

株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1の時価に分類しています。

債券は業界団体が公表する価格、ブローカー、情報ベンダー等第三者から入手した価格によっており、主にレベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、イールドカーブ、信用スプレッド等が含まれています。

13. 有形固定資産の減価償却累計額は6,653百万円です。

14. 関係会社に対する金銭債権総額は6百万円、金銭債務総額は416百万円です。

15. 繰延税金資産の総額は17,031百万円、繰延税金負債は該当ありません。繰延税金資産の発生の主原因別の内訳は、責任準備金10,583百万円、支払備金1,315百万円です。

16. (1) 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	61,436百万円
同上にかかる出再支払備金	301百万円
差引(イ)	61,135百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	568百万円
計(イ+ロ)	61,703百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	176,926百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,190百万円
差引(イ)	175,735百万円
その他の責任準備金(ロ)	40,599百万円
計(イ+ロ)	216,335百万円

17. 1株当たりの純資産額は、101,676円97銭です。

算定上の基礎である純資産額は40,670百万円であり、期末発行済株式数は400千株です。

18. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	2,340百万円
未認識数理計算上の差異	366百万円
その他	11百万円
退職給付引当金	2,718百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	3.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

②損益計算書

(単位: 百万円)

科 目 \ 年 度	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月 1日から 2026年3月31日まで)	比較増減
経 常 収 益	168,894	191,341	22,447
保 険 引 受 収 益	167,259	188,975	21,715
正 味 収 入 保 険 料	167,114	188,852	
積 立 保 険 料 等 運 用 益	145	123	
資 産 運 用 収 益	1,569	2,224	655
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1,714	2,347	
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△145	△123	
そ の 他 経 常 収 益	65	141	76
経 常 費 用	161,694	178,818	17,123
保 険 引 受 費 用	121,417	134,577	13,160
正 味 支 払 保 険 金	91,594	102,243	
損 害 調 査 費	11,122	12,614	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	2,288	2,346	
支 払 備 金 繰 入 額	5,681	4,321	
責 任 準 備 金 繰 入 額	10,730	13,049	
そ の 他 保 険 引 受 費 用	1	1	
資 産 運 用 費 用	-	0	0
有 価 証 券 売 却 損	-	0	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	40,270	44,224	3,953
そ の 他 経 常 費 用	6	14	8
そ の 他 の 経 常 費 用	6	14	
経 常 利 益	7,199	12,523	5,323
特 別 利 益	-	-	-
特 別 損 失	42	248	206
固 定 資 産 処 分 損	0	197	
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	41	50	
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	41	50	
税 引 前 当 期 純 利 益	7,157	12,274	5,116
法 人 税 及 び 住 民 税	1,801	2,826	1,024
法 人 税 等 調 整 額	△301	418	720
法 人 税 等 合 計	1,500	3,244	1,744
当 期 純 利 益	5,657	9,029	3,372

【損益計算書の注記(2025年度)】

1. 関係会社との取引による収益総額は1百万円、費用総額は1,415百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	201,189百万円
支払再保険料	12,337百万円
差引	188,852百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりです。

支払保険金	103,343百万円
回収再保険金	1,100百万円
差引	102,243百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	4,350百万円
出再保険手数料	2,003百万円
差引	2,346百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	3,814百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△492百万円
差引(イ)	4,306百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	15百万円
計(イ+口)	4,321百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	15,115百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	29百万円
差引(イ)	15,086百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	△2,036百万円
計(イ+口)	13,049百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	56百万円
コールローン利息	16百万円
有価証券利息・配当金	2,275百万円
計	2,347百万円

3. 1株当たりの当期純利益金額は、22,574円64銭です。

算定上の基礎である当期純利益は9,029百万円であり、その全額が普通株式に係るものです。

また、普通株式の期中平均株式数は400千株です。

4. 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用の内訳は次のとおりです。

勤務費用	262百万円
利息費用	49百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△19百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	292百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	253百万円
計	545百万円

5. 当事業年度における法定実効税率は28.0%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は26.4%です。

この差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正1.1%です。

6. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりです。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	ソニー銀行株式会社	なし	資金の貸付 役員の兼任	コールローンによる資金の回収	10,000	コールローン	—
				利息の受取	16	未収収益	—
その他の関係会社の子会社	株式会社フロンテッジ	なし	業務委託	メディア・プランニング業務等の委託	7,467	未払金	865

(注) 1. 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引条件につきましては、一般の取引条件を参考として決定しています。

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

3. 資金の回収について、取引金額は前期末時点との差引き金額を記載しています。

4. 株式会社フロンテッジの親会社であるソニーグループ株式会社は、2025年10月1日より当社の親会社に該当しないこととなりました。これにより、株式会社フロンテッジは、同一の親会社をもつ会社からその他の関係会社の子会社へ変更となりました。なお、取引金額については、当社と同一の親会社をもつ会社であった期間も含めて記載しています。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

③株主資本等変動計算書

[2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)]

(単位: 百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	20,000	3,389	3,389	6,753	9,489	16,242	39,632
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	1,317	△7,907	△6,589	△6,589
当期純利益	－	－	－	－	5,657	5,657	5,657
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	1,317	△2,249	△932	△932
当期末残高	20,000	3,389	3,389	8,071	7,239	15,310	38,700

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△176	△176	39,456
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△6,589
当期純利益	—	—	5,657
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,262	△1,262	△1,262
当期変動額合計	△1,262	△1,262	△2,194
当期末残高	△1,439	△1,439	37,261

[2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)]

(単位: 百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	20,000	3,389	3,389	8,071	7,239	15,310	38,700
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	960	△5,760	△4,800	△4,800
当期純利益	－	－	－	－	9,029	9,029	9,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	960	3,269	4,229	4,229
当期末残高	20,000	3,389	3,389	9,031	10,509	19,540	42,930

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,439	△1,439	37,261
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△4,800
当期純利益	-	-	9,029
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△820	△820	△820
当期変動額合計	△820	△820	3,409
当期末残高	△2,259	△2,259	40,670

【株主資本等変動計算書の注記(2025年度)】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発 行 済 株 式	400	-	-	400

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年2月18日 取締役会	普通株式	4,800	12,000	-	2026年2月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月22日 取締役会	普通株式	6,800	利益剰余金	17,000	2026年3月31日	2026年6月24日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

④キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2024年度 (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月 1日から 2026年3月31日まで)	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税 引 前 当 期 純 利 益		7,157	12,274	5,116
減 価 償 却 費		4,527	4,876	348
支 払 備 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)		5,681	4,321	△1,359
責 任 準 備 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)		10,730	13,049	2,319
退 職 給 付 引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)		54	85	30
賞 与 引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)		234	532	297
役 員 賞 与 引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)		△11	－	11
価 格 変 動 準 備 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)		41	50	9
利 息 及 び 配 当 金 収 入		△1,714	△2,347	△633
有 価 証 券 関 係 損 益 (△ は 益)		－	0	0
有 形 固 定 資 産 関 係 損 益 (△ は 益)		0	20	20
無 形 固 定 資 産 関 係 損 益 (△ は 益)		－	177	177
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		1,039	△3,352	△4,391
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		1,843	3,587	1,744
小 計		29,583	33,276	3,692
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額		1,639	2,096	456
法 人 税 等 の 支 払 額		△864	△2,183	△1,319
営業活動によるキャッシュ・フロー		30,358	33,189	2,830
投資活動によるキャッシュ・フロー				
コ ー ル ロ ー ン の 純 増 減 額 (△ は 増 加)		30,000	－	△30,000
有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出		△28,942	△69,360	△40,417
有 価 証 券 の 売 却 ・ 償 還 に よ る 収 入		11,565	19,204	7,639
資 産 運 用 活 動 計		12,622	△50,156	△62,778
(営 業 活 動 及 び 資 産 運 用 活 動 計)		(42,980)	(△16,967)	(△59,948)
有 形 固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出		△78	△331	△253
そ の 他		△5,433	△5,806	△372
投資活動によるキャッシュ・フロー		7,110	△56,294	△63,404
財務活動によるキャッシュ・フロー				
配 当 金 の 支 払 額		△6,589	△4,800	1,789
財務活動によるキャッシュ・フロー		△6,589	△4,800	1,789
現金及び現金同等物に係る換算差額		－	－	－
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		30,879	△27,905	△58,784
現金及び現金同等物期首残高		24,290	55,170	30,879
現金及び現金同等物期末残高		55,170	27,265	△27,905

【キャッシュ・フロー計算書の注記(2025年度)】

- キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(2026年3月31日現在)
現金及び預貯金 27,265百万円
現金及び現金同等物 27,265百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業にかかる資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

年 度		2023年度末	2024年度末	2025年度末
科 目				
資 産 の 部	現 金 及 び 預 貯 金	24,290	45,170	27,265
	コ ー ル 口 ー ン	30,000	10,000	—
	有 価 証 券	189,056	204,702	253,835
	有 形 固 定 資 産	745	475	551
	無 形 固 定 資 産	21,495	22,457	23,464
	そ の 他 資 産	23,017	21,751	25,222
	繰 延 税 金 資 産	16,297	17,115	17,031
資 産 の 部 合 計		304,902	321,672	347,370
負 債 及 び 純 資 産 の 部	保 険 契 約 準 備 金	244,255	260,667	278,039
	そ の 他 負 債	17,152	19,386	23,635
	退 職 給 付 引 当 金	2,579	2,633	2,718
	賞 与 引 当 金	1,048	1,282	1,814
	役 員 賞 与 引 当 金	11	—	—
	価 格 変 動 準 備 金	399	441	491
	負 債 の 部 合 計	265,446	284,411	306,700
純 資 産 の 部	資 本 金	20,000	20,000	20,000
	資 本 剰 余 金	3,389	3,389	3,389
	利 益 剰 余 金	16,242	15,310	19,540
	株 主 資 本 合 計	39,632	38,700	42,930
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△176	△1,439	△ 2,259
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△176	△1,439	△ 2,259
	純 資 産 の 部 合 計	39,456	37,261	40,670
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		304,902	321,672	347,370

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

年 度		2023年度	2024年度	2025年度
科 目				
経 常 収 益	保 険 引 受 収 益	152,088	168,894	191,341
	(うち正味収入保険料)	150,540	167,114	188,852
	資 産 運 用 収 益	1,366	1,569	2,224
	(うち利息及び配当金収入)	1,483	1,714	2,347
	(うち有価証券売却益)	12	—	—
	そ の 他 経 常 収 益	52	65	141
経 常 費 用	保 険 引 受 費 用	145,610	161,694	178,818
	(うち正味支払保険金)	107,697	121,417	134,577
	(うち損害調査費)	81,339	91,594	102,243
	(うち諸手数料及び集金費)	10,421	11,122	12,614
	資 産 運 用 費 用	2,096	2,288	2,346
	(うち有価証券売却損)	—	—	0
	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 用	—	—	0
経 常 利 益	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	37,902	40,270	44,224
	そ の 他 経 常 費 用	9	6	14
	経 常 利 益	6,478	7,199	12,523
特 別 損 失	特 別 利 益	—	—	—
	特 別 損 失	56	42	248
	税 引 前 当 期 純 利 益	—	—	—
	法 人 税 及 び 住 民 税	6,421	7,157	12,274
	法 人 税 等 調 整 額	1,629	1,801	2,826
	法 人 税 等 合 計	201	△301	418
	当 期 純 利 益	1,831	1,500	3,244
当 期 純 利 益		4,590	5,657	9,029

⑥ 1株当たり配当金等の推移

区 分 \ 年 度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
1株当たり配当額	11,945円00銭	4,529円00銭	29,000円00銭
1株当たり当期純利益	11,475円72銭	14,143円92銭	22,574円64銭
配当性向	104.1%	32.0%	128.5%
従業員一人当たり総資産	200百万円	198百万円	205百万円

Ⅲ 資産・負債の明細

① 現金及び預貯金

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
現金	0	0	0
預貯金	24,290	45,169	27,264
郵便振替・郵便貯金	4	3	4
当座預金	—	5,000	5,000
普通預金	24,286	40,165	22,260
通知預金	—	—	—
定期預金	—	—	—
合 計	24,290	45,170	27,265

② 商品有価証券 該当ありません。

③ 保有有価証券

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国 債	103,327	54.7	120,542	58.9	167,692	66.1
地 方 債	40,568	21.5	42,573	20.8	39,768	15.7
社 債	44,059	23.3	41,031	20.0	44,941	17.7
株 式	601	0.3	553	0.3	1,432	0.6
外 国 証 券	499	0.3	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
合 計	189,056	100.0	204,702	100.0	253,835	100.0

④ 保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位：%)

区 分 \ 年 度	2023年度	2024年度	2025年度
公 社 債	0.83	0.84	0.94
株 式	2.63	3.62	5.59
外 国 証 券	0.17	0.18	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	0.83	0.84	0.95
資 産 運 用 利 回 り	0.83	0.84	0.94
(参 考) 時 価 総 合 利 回 り	0.67	△0.06	0.47

⑤有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2024年度末						
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国	債	－	1,779	24,864	7,211	3,288	83,397	120,542
地	債	11,054	22,418	5,617	931	2,341	210	42,573
社	債	8,088	14,776	11,131	1,550	2,502	2,983	41,031
株	式	－	－	－	－	－	553	553
外	証	－	－	－	－	－	－	－
そ	の	－	－	－	－	－	－	－
合	計	19,142	38,975	41,613	9,692	8,132	87,145	204,702

(単位：百万円)

区 分	年 度	2025年度末						
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国	債	9,979	29,326	23,642	7,784	10,018	86,940	167,692
地	債	6,945	18,417	11,019	2,877	508	－	39,768
社	債	8,620	12,449	14,769	4,596	1,521	2,983	44,941
株	式	－	－	－	－	－	1,432	1,432
外	証	－	－	－	－	－	－	－
そ	の	－	－	－	－	－	－	－
合	計	25,545	60,193	49,432	15,258	12,048	91,356	253,835

⑥業種別保有株式の額

(単位：百万株、百万円)

区 分	年 度	2024年度末			2025年度末		
		株 数	金 額	構成比(%)	株 数	金 額	構成比(%)
金 融 保 険 業		1	553	100.0	1	1,432	100.0
合 計		1	553	100.0	1	1,432	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

⑦貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑧担保別貸付金残高

該当ありません。

⑨業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑩規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑪保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権		－	－	－
危 険 債 権		－	－	－
三 月 以 上 延 滞 債 権		－	－	－
貸 付 条 件 緩 和 債 権		－	－	－
小 計		－	－	－
正 常 債 権		－	－	－
合 計		－	－	－

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。(1.に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(1.および2.に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(1.から3.までに掲げる債権を除く。)
5. 正常債権 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から4.までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

⑫有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
土 地		－	－	－
営 業 用 資 産		－	－	－
建 物		91	75	86
営 業 用 資 産		91	75	86
建 設 仮 勘 定 資 産		4	38	－
営 業 用 資 産		4	38	－
計		95	113	86
営 業 用 資 産		95	113	86
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		649	361	465
有 形 固 定 資 産 合 計		745	475	551

⑬特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

該当ありません。

「支払備金」

(単位：百万円)

[責任準備金]

(単位:百万円)

「責任準備金残高の内訳」

(単位:百万円)

(単位:百万円)

(注)地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

(注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

3. 積立率＝(実際に積立している普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

⑩引当金明細表

[2024年度]

(単位: 百万円)

区 分		2023年度末 残 高	2024年度 増 加 額	2024年度減少額		2024年度末 残 高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-
賞 与 引 当 金		1,048	1,282	1,048	-	1,282
役 員 賞 与 引 当 金		11	-	11	-	-
価 格 変 動 準 備 金		399	41	-	-	441

[2025年度]

(単位: 百万円)

区 分		2024年度末 残 高	2025年度 増 加 額	2025年度減少額		2025年度末 残 高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-
賞 与 引 当 金		1,282	1,814	1,282	-	1,814
役 員 賞 与 引 当 金		-	-	-	-	-
価 格 変 動 準 備 金		441	51	0	-	491

⑪貸付金償却の額 該当ありません。

⑫資本金等明細表 資本金等明細表につきましては、71～72ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

Ⅲ 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損

(単位: 百万円)

区 分		2023年度			2024年度			2025年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債 等 株 外 国 証 券	国 債 等	12	-	-	-	-	-	-	0	-
	株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		12	-	-	-	-	-	-	0	-

②売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

③固定資産処分損益

(単位: 百万円)

区 分		2023年度		2024年度		2025年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土 地 ・ 建 物		-	3	-	0	-	8
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		-	15	-	0	-	12
無 形 固 定 資 産		-	-	-	-	-	177
合 計		-	18	-	0	-	197

④事業費(含む損害調査費)

(単位: 百万円)

区 分	年 度	2023年度	2024年度	2025年度
人 件 費		12,909	13,793	15,013
物 件 費		34,088	36,052	40,178
税 金		1,327	1,531	1,630
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金		-	15	16
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		2,096	2,288	2,346
合 計		50,421	53,681	59,185

(注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

⑤減価償却費明細表

[2024年度]

(単位: 百万円)

資産の種類	取得価額	2024年度 償却額	償却累計額	2024年度末 残高
建 物	541	16	465	75
営 業 用	541	16	465	75
賃 貸 用	-	-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	7,224	332	6,862	361
ソ フ ト ウ ェ ア	51,311	4,177	33,040	18,271
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	25	0	14	10
合 計	59,102	4,527	40,383	18,719

[2025年度]

(単位: 百万円)

資産の種類	取得価額	2025年度 償却額	償却累計額	2025年度末 残高
建 物	508	12	422	86
営 業 用	508	12	422	86
賃 貸 用	-	-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	6,696	245	6,231	465
ソ フ ト ウ ェ ア	55,449	4,617	36,748	18,700
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	25	0	14	10
合 計	62,679	4,876	43,417	19,262

Ⅳ 時価情報等

①有価証券

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位: 百万円)

種 類		2024年度末			2025年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	公 社 債	12,676	13,214	537	5,469	5,525	56
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	12,676	13,214	537	5,469	5,525	56
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	公 社 債	79,550	62,149	△17,400	90,012	58,881	△31,130
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	79,550	62,149	△17,400	90,012	58,881	△31,130
合 計		92,226	75,363	△16,862	95,481	64,407	△31,074

[子会社株式および関連会社株式] 該当ありません。

[その他有価証券]

(単位: 百万円)

種 類		2024年度末			2025年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	1,399	1,397	2	－	－	－
	株 式	553	158	395	1,432	158	1,274
	外 国 証 券	－	－	－	－	－	－
	小 計	1,953	1,556	397	1,432	158	1,274
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	110,521	112,944	△2,422	156,920	161,374	△4,453
	株 式	－	－	－	－	－	－
	外 国 証 券	－	－	－	－	－	－
	小 計	110,521	112,944	△2,422	156,920	161,374	△4,453
合 計		112,475	114,500	△2,024	158,353	161,532	△3,179

[当年度中に売却したその他有価証券]

(単位: 百万円)

種 類		2024年度			2025年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債		－	－	－	199	－	0
株 式		－	－	－	－	－	－
合 計		－	－	－	199	－	0

- ②金銭の信託 該当ありません。
- ③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く) 該当ありません。
- ④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 該当ありません。
- ⑤先物外国為替取引 該当ありません。
- ⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く) 該当ありません。
- ⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る) 該当ありません。

Ⅴ 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書

2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

確 認 書

ソニー損害保険株式会社
代表取締役社長 鈴木 隆行

- 私は、当社の2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
- 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
 - (1)財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
 - (2)内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3)当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

Ⅵ その他

「当社およびその子会社等の概況」「当社およびその子会社等の主要な業務」「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については該当事項はありません。

株主・株式の状況

①基本事項

- 定時株主総会開催時期 事業年度終了後4ヵ月以内
- 決算期日 毎年3月31日
- 公告の方法 電子公告（公告掲載URL <https://from.sonysonpo.co.jp/company/fr05070.html>）

*電子公告ができない場合、東京都において発行される日本経済新聞に掲載します。

②株式分布状況および上位10名の株主

(2026年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニーフィナンシャルグループ株式会社	東京都千代田区大手町1-9-2	40万株	100%

③資本金の推移および最近の新株の発行

(2026年7月1日現在)

年 月 日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 (単位:株)	増 資 額 (単位:百万円)	資 本 金 (単位:百万円)
1998年 6月10日	9,600	9,600	—	480
1999年 4月 3日	400	10,000	20	500
1999年 7月24日	20,000	30,000	1,000	1,500
1999年 8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000
2000年 7月 4日	100,000	200,000	5,000	10,000
2001年 8月29日	100,000	300,000	5,000	15,000
2003年 6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000

取締役・監査役および執行役員一覧

取締役・監査役一覧

(2026年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	ソニーフィナンシャルグループでの重要な兼職状況 (*1)
代表取締役社長	すずき たかゆき 鈴木 隆行 (*2)	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 執行役
取 締 役	はら けいこ 原 佳子 (*2)	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 執行役員
取 締 役	えんどう としひで 遠藤 俊英	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 取締役 代表執行役 社長 CEO ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役 ソニー・ライフケア株式会社 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社 取締役
取 締 役	はやかわ さだひこ 早川 禎彦	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 取締役 執行役 CFO ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役
取 締 役	つばた ひろゆき 坪田 博行	ソニー生命保険株式会社 代表取締役社長 ソニーフィナンシャルグループ株式会社 執行役
常勤監査役	よしかわ しょういちろう 吉川 正一郎	ソニー生命保険株式会社 監査役
監 査 役	はやせ やすゆき 早瀬 保行	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外取締役 ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役(社外役員)	たかぎ けんじ 高木 健次	ソニー銀行株式会社 常勤監査役
監査役(社外役員)	たべい たいさく 田部井 大作	ソニー生命保険株式会社 常勤監査役

(*1) 上表記載のソニーフィナンシャルグループとは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルグループ株式会社およびその傘下にあるソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社、ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社を指します。

(*2) 執行役員を兼務

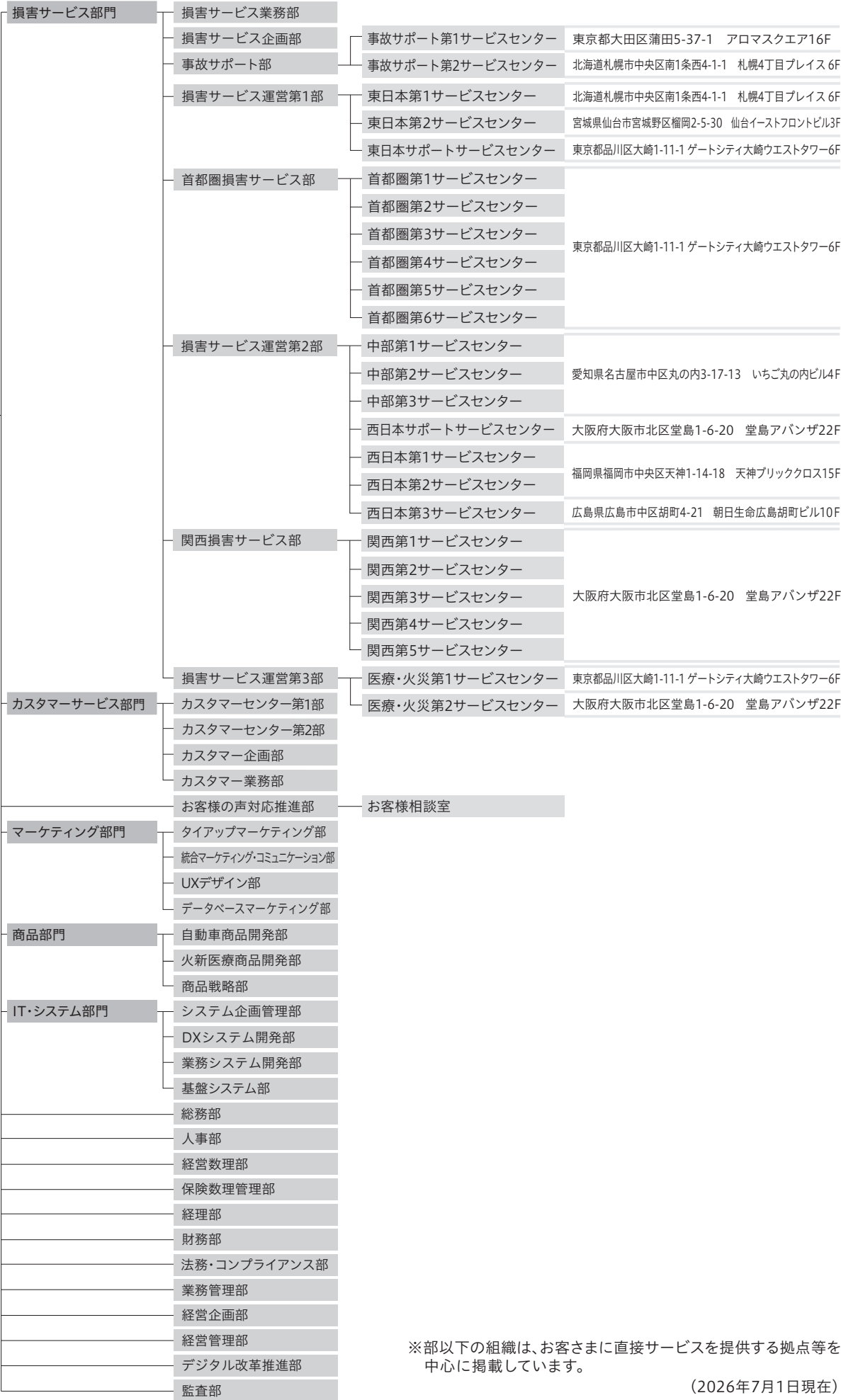
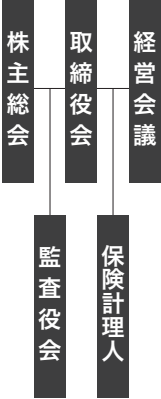
執行役員一覧

(2026年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	担当する部門・部署および委嘱
社長執行役員	すずき たかゆき 鈴木 隆行	監査部、保険数理管理部 担当
常務執行役員	はら けいこ 原 佳子	人事部、総務部、デジタル改革推進部 担当
執 行 役 員	しもだ せいじ 下田 誠司	経営数理部、法務・コンプライアンス部、業務管理部、お客様の声対応推進部 担当
執 行 役 員	たかや けん 高谷 健	損害サービス部門、損害サービス支払審査室 担当 損害サービス部門長 委嘱
執 行 役 員	たなか たけおみ 田中 武臣	経営企画部、経営管理部、経理部、財務部、サステナビリティ 担当
執 行 役 員	かわむら もとなり 川村 基就	カスタマーサービス部門 担当 カスタマーサービス部門長 委嘱
執 行 役 員	おおたけ ひろみち 大竹 弘通 (*3)	マーケティング部門 担当 マーケティング部門長 委嘱
執 行 役 員	なかの たかひろ 中野 貴宏	商品部門 担当 商品部門長 委嘱
執 行 役 員	しらい ひでかず 白井 秀和	IT・システム部門、CISO 担当 IT・システム部門長 委嘱

(*3) ソニーフィナンシャルグループ(株)の執行役員を兼務

会社の組織



※部以下の組織は、お客さまに直接サービスを提供する拠点等を
中心に掲載しています。

(2026年7月1日現在)

従業員の状況

従業員の状況

(2026年3月31日現在)

区 分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合 計	1,691名	38.8歳	8.8年	428千円

- (注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、休職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。
2. 平均給与月額は2026年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

採用方針

「お客さまにとって価値ある「違い」の創出に挑戦したい」という想いをもち、思考力・行動力・協働力を発揮して「安心と感動をお届けする」商品やサービスをともに創っていただける人財の採用を目指しています。

<新卒採用者数の推移>

区 分	全国勤務型社員	エリア限定型社員	合計
2023年 4月入社	12名	42名	54名
2024年 4月入社	14名	28名	42名
2025年 4月入社	13名	37名	50名
2026年 4月入社	13名	38名	51名

<中途採用者の比率>

当該年度に入社した永年雇用型社員に占める中途採用者の割合(労働施策総合推進法に基づく公表)

入社年度	2023年度	2024年度	2025年度
中途採用比率	67.1%	81.4%	80.1%

福利厚生

法律で定められている健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を整備しています。
年次有給休暇(初年度 15 日/一部時間単位取得可)/積立休暇/慶弔休暇/産前・産後休暇/パパママ休暇/リフレッシュ休暇/特別連続休暇/育児休職/介護休職/財形貯蓄制度/退職金制度(ポイント制退職金・確定拠出年金)/ソニー FG 社員持株会/ソニーグループ団体保険制度/ソニー健康保険組合関連施設(ラフォーレ倶楽部、契約フィットネスクラブ等)/転勤社宅制度/ランドセル贈呈 等

開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

I 保険会社の概況および組織

経営の組織	84
上位10名の株主	82
取締役および監査役	83
会計監査人	66

II 保険会社の主要な業務の内容

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	31～33
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	58

- ・ 経常収益
- ・ 経常利益または経常損失
- ・ 当期純利益または当期純損失
- ・ 資本金の額および発行済株式の総数
- ・ 純資産額
- ・ 総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額
- ・ 責任準備金残高
- ・ 貸付金残高
- ・ 有価証券残高
- ・ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率(単体ソルベンシー・マージン比率)[※]
- ・ 配当性向
- ・ 従業員数
- ・ 正味収入保険料の額

3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

● 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額	59
● 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	59
● 解約返戻金の額および保険引受利益の額	60,62
● 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	60～61
● 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	60～61

(2) 保険契約に関する指標等

● 契約者(社員)配当金の額	64
● 正味損害率・正味事業費率およびその合算率	62
● 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	62
● 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	60
● 出再を行った再保険者の数	63
● 出再保険料の上位5社の割合	63
● 出再保険料の格付ごとの割合	63
● 未収再保険金の額	61

(3) 経理に関する指標等

● 支払備金の額および責任準備金の額	78
● 責任準備金積立水準	78
● 引当金明細表(貸倒引当金の期末残高および期中の増減額を含む)	79
※カッコ内が法定開示項目	
● 貸付金償却の額	79
● 資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)	79
※カッコ内が法定開示項目	
● 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動	63
● 事業費	80

(4) 資産運用に関する指標等

● 資産運用の概況	64
● 利息配当収入の額および運用利回り	65
● 海外投融資残高および構成比	65
● 海外投融資利回り	65

● 商品有価証券の平均残高および売買高	75
● 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	75
● 保有有価証券利回り	75
● 有価証券の種類別の残存期間別残高	76
● 業種別保有株式の額	76
● 貸付金の残存期間別の残高	76
● 担保別貸付金残高	76
● 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	76
● 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	76
● 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	77

(5) 特別勘定に関する指標等

● 特別勘定資産残高	77
● 特別勘定資産	77
● 特別勘定の運用収支	77

4 責任準備金の残高の内訳

5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

IV 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	38～40
2 法令遵守の体制	36
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	40
4 指定損害保険業務紛争解決機関の名称	26

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類

● 貸借対照表	66～69
● 損益計算書	70～71
● キャッシュ・フロー計算書	73
● 株主資本等変動計算書	71～72

2 保険業法に基づく債権の状況

- ・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- ・ 危険債権
- ・ 三月以上延滞債権
- ・ 貸付条件緩和債権
- ・ 正常債権

3 保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)[※]

4 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

● 有価証券	80～81
● 金銭の信託	81
● デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	81
● 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	81
● 先物外国為替取引	81
● 有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く)	81
● 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限り)	81

5 その他

- 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法による会計監査人の監査を受けている旨

※単体ソルベンシー・マージン比率は、2025年度決算から経済価値ベースのソルベンシー規制制度が始まったことを受け、開示の準備が整い次第、当社のウェブサイト等で公表します。

会社概要

社 名

ソニー損害保険株式会社

(英文社名)

(Sony Assurance Inc.)

代表取締役社長

鈴木隆行

設立年月日

1998年6月10日

(ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)

本社所在地

〒144-8721

東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

資本金

200億円

株 主

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

(持株比率100%)

事業内容

損害保険業

沿 革

- 1998年 6月 ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
- 1999年 7月 本社を東京都大田区におく
- 1999年 9月 金融再生委員会より損害保険業の免許を取得／社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更／自動車保険のインターネットでの申込受付開始
- 1999年10月 自動車保険の電話での申込受付開始
- 2001年 5月 ソニー生命のライフプランナーによる、当社自動車保険の販売を開始
- 2002年 6月 ガン重点型の医療保険SURE<シュア>販売開始
- 2003年 6月 資本金を200億円とする
- 2004年 4月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(現ソニーフィナンシャルグループ株式会社)設立に伴いその傘下に入る
- 2004年10月 ソニー銀行による、住宅ローン利用者への当社火災保険の販売を開始
- 2009年 9月 創業10周年を迎える
- 2018年 6月 インターネット専用の海外旅行保険販売開始
- 2018年10月 インターネット専用の火災保険販売開始
- 2019年 9月 創業20周年を迎える
- 2020年 3月 AIを活用した運転特性連動型自動車保険販売開始
- 2021年10月 ソニー生命のライフプランナーによる、当社火災保険の販売を開始
- 2023年 2月 ソニー銀行による、当社自動車保険および海外旅行保険の販売を開始
- 2025年11月 インターネット専用のペット保険販売開始
- 2026年 1月 ソニー生命のライフプランナーによる、当社ペット保険の販売を開始

ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2026

2026年7月発行

ソニー損害保険株式会社 経営管理部

〒144-8721

東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

<https://www.sonysonpo.co.jp/>

各種お問合せ窓口





ソニーフィナンシャルグループ

